

研究報告

西側陣営全体にとっての1951年の極東での西側同盟ネットワークづくりと 新日本の戦略的意義

柴山 太

はじめに

2022年2月24日にウクライナ戦争が勃発して以来、西側同盟ネットワーク（以下西側同盟網と略す）全体は活性化しているが、極東においても台湾有事の懸念や絶え間ないミサイル実験などにより、これまでもまして西側同盟網の緊密さが求められるようになってきている。今日の西側陣営は、1946年9月にホワイトハウスで、アメリカ大統領ハリー・S・トルーマン（Harry S. Truman）がイギリスの帝国陸軍参謀総長モントゴメリー卿（Lord Montgomery, CIGS）に対して、第2次世界大戦中の対枢軸用英米同盟を、対ソ連用のそれ（正確にはカナダも今回は入るので英米加同盟）に再編することを裁可したことで始まった。その後、1947年から1948年にかけての米州機構樹立そして西欧同盟（Western Union）成立という、英米個別の実質的勢力圏設定段階を経て、1949年4月4日の北大西洋条約署名による北大西洋条約機構（NATO）への進展で、西側同盟網は大きく拡大した。この頃から、とりわけワシントンDCの米国政府・軍部は、日本の同盟国化を本格的に検討するようになり、1950年6月の朝鮮戦争勃発さらには同年11月の中国本格介入を経て、西側同盟網を主導する英米両政府・軍部は、極東での西側同盟網設立・第1期とも言い得る、極東の西側同盟網を形成・拡大する方向に動き出した。第1期に出来上がったのは、1951年8月30日から同年9月8日までというわずか10日間に相次いで署名された3つの同盟条約、すなわち8月30日にDCで署名された米比相互防衛条約（Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic Philippines）、9月1日にサンフランシスコで締結された米国とオーストラリアそしてニューージーランドの間でのアンザス条約（ANZUS Treaty）、そして9月8日に署名された日米安全保障条約（Security Treaty between Japan and the United States of America）である。第2期の同盟群締結は、朝鮮戦争休戦後の1953年10月1日に結ばれた米韓相互防衛条約（Mutual Defense Treaty between the Republic of Korea and the United States of America）と、1954年9月8日にマニラで結ばれた英米仏豪NZ比にタイそしてパキスタンによる東南アジア集団防衛条約（Southeast Asia Collective Defense Treaty）と、1954年12月2日に

締結された米華相互防衛条約 (Mutual Defense Treaty between the United States of America and the Republic of China) によって構成される (他方で中東では、1955年には、英国、トルコ、パキスタン、イラン帝国そしてイラク王国による中東条約機構 (Middle East Treaty Organization-METO) が発足していた)。本論文では、この西側同盟網拡大における、極東での第1期西側同盟網づくりの背景にあった、英米両政府・軍部の間での戦略・軍事論争についての実証的叙述および分析を試みたい (3同盟条約締結の外交プロセスについての詳細な検討は別の機会に譲る)¹。

また、極東における西側同盟網は、いわゆるハブ・アンド・スポークス型同盟形態であることが知られているが、それは、どのような理由で、それがこの形態となったのかについても検証したい。国際関係論側の理解は、個々の軍事同盟が各々の理由に基づいて、あるいはせいぜい、近隣の軍事同盟との関係に基づいて、その軍事同盟の形態が形成されるという議論となる。しかし、本稿では、西側全体の指導的立場であった英米が、1951年当時を持っていたお互いの世界大戦略構想・作戦計画案をぶつけ合い、そして両構想がぶつかり合うなかで、お互いが了解できる形で、ハブ・アンド・スポークス型同盟形態が成立したことを指摘する。しかも米国は、あり得る第3次世界大戦での総力戦遂行能力国として、英米とソ連に加えて、日本を新たに設定する意図を込めて、しかも西側の日本として、新たな同盟形態を成立させている。本稿では、極東西側同盟網とは、米国側が英連邦側の世界大・極東の権益・懸念を尊重しつつも、最優先事項として、米国側が考える総力戦遂行能力国・極東冷戦上の「西側成功モデル」としての日本を成立させ、かつその日本を他の極東同盟諸国と区別して、特別扱いするために、ハブ・アンド・スポークス型同盟形態となったと論ずる。もっとも英国側も、米国海軍力を利用して、英国が重視する中東戦線を崩壊状態から救う軍事システムを極東に作り上げたが²。

それ以上に、本論文では、西側陣営の世界大同盟ネットワークは、すくなくとも1946年から1954年まで、実質的運営のうえで、ハブ・アンド・スポークス型という性格を持っていた、と指摘する。ただし、西側陣営の指導的立場にあった英米加非公式同盟を構成する三国が、その指導性を隠匿し、かつ同盟関係の維持・発展に死活的な戦争計画、世界大指揮組織そして兵力展開について、他の西側同盟およびその構成国と共有しなかったために、そのことが明確でなかっただけである。とりわけ我々は、NATOの政治的運用状況に惑わされ、あたかもNATOが主導的に西側同盟網主役席に座っているような幻想を持っている。実際は、1946～1954年のNATOの実態は、政治闘争上は極めて有用であった

¹ 1946年9月11日のホワイトハウス会議とその歴史的意義については、次の拙稿を参照されたい。拙稿『『自由主義国際秩序』は1946年の英米軍事同盟の対ソ連用再編により成立した！—ホワイトハウスでの1946年9月11日トルーマン—モンゴメリー会談とその関連展開』『総合政策研究』(関西学院大学) 第63号 (2021年9月) 21-68頁。

が、軍事的には形骸に近かった。その結果、本論文は、カバーしている時期においては、融合型と言うべき一体性を持った英米加同盟が、西側陣営の死活的な戦争計画、世界大指揮組織そして兵力展開について、独占的に立案・運営していた、と主張する。そして英米加同盟をハブとして、その下位同盟として上記に述べた諸同盟がスポークとして組み込まれていっていた。ただし、英米加のなかでは原則対等とはいえ、どうしてもカナダが国力で劣るため、英米が中心とならざるを得ず、英米が対等に世界全体の西側同盟網の方向性について、協議・運営することが常態化していた。極東の第1期同盟網はもちろん、第2期の同盟網も、英米加の指導下にあったとすべきか。英米間のやり取りがフォローされていなければ、極東の下部同盟網の性格も運用も理解できないとすべきか。もちろん英米以外の当事国には、それなりの発言力があつたことは間違いないが。

- 2 極東における西側同盟ネットワーク研究としては、ビクター・D・チャーの研究がよく知られているが、いくつかの重大な欠陥がある。第1に、最も大きな欠陥として、彼は世界大の西側同盟ネットワークの性格やシステムを理解していない。これは、彼だけの問題でなく、米国の多くの研究者、とりわけ多くの国際政治学者に共通している。1946年9月の英米軍事同盟の対ソ連用再編という決定的出発点すら意識していない有様である。どこまでいっても、極東の西側同盟網は、世界大の西側同盟網の拘束を受けるので、全体がわかっていないと、話にならない。第2の欠陥として、米国の多くの研究者は、米軍の軍事史料すら直接調査することなく同盟を論じている。世界大の西側同盟網を理解するうえで欠かせないのは、冷戦初期から朝鮮戦争休戦まで、第3次世界大の影がつきまといつたことである。西側同盟網の軍事的メカニズムを理解せずに、政治的つながりだけに絞って議論できるとするのは、あまりに稚拙ではないか。英米加主導の世界規模戦争計画立案、世界大指揮システムづくり、兵力育成・配置等をつうじての共有・協調関係は、ABCに属するが。第3に、チャーを含む多くの米国研究者たちは、すくなくとも、冷戦初期から朝鮮戦争休戦まで、西側同盟網のなかでは、英米は対等かつ「融合的な」同盟運営を行っていたことを無視している。極東の西側同盟網にしても、英国の影響力は大きい。チャーの研究では、意図的かどうかともかく、アンザス条約について、実質的に極東の同盟扱いをしていない。もちろん彼は、英国の軍事・外交史料について、一切参照していないようだ。極東の同盟ネットワークについて、歪んだ像を提出しているのではないか。しかも、第4の欠陥と言ひ得るが、チャーは、1951年9月の日米同盟と、1953年末の米韓同盟と1954年の米華同盟をひとくくりとしているが、極東大戦争の可能性はおろか、英米が世界戦争突入要件を議論していた1951年9月の同盟関係づくりと、ヨセフ・スターリン (Joseph Stalin) が死亡し、朝鮮戦争が休戦となった1953年後半以降の同盟関係づくりを、同列の同盟関係づくりとするのは飛躍ではないのか。おまけに、アンザス条約のみならず、米比同盟をも実質的に無視した形で。さらに、これまた米国学者の弱点であるが、ネオリアリズム型の議論、さらにはリベラリズム型の議論との対話を重視した「非公式帝国論」では、どれほどの実態解明となるのか。同盟関係の実態を実証的に研究しないで、いきなり理論優位の検証スタイルでは、研究の広がりや自ら狭めている。Victor D. Cha, *Powerplay: The Origins of the American Alliance System in Asia* (Princeton, Princeton U.P., 2016)。これと同様の欠陥を持ちながら、立場としては、チャーが「パワー志向」のネオリアリズム系とするならば、リベラリズム系の観点から極東の西側同盟を位置付けたのが、次の研究である。Iain D. Henry, *Reliability and Alliance Interdependence: The United States and Its Allies in Asia, 1949-1969* (Ithaca, Cornell University Press, 2022)。これらの研究は、政治学の立場に自らの研究志向を合わせる側面が強すぎるのではないのか。40年を超えて英米の軍事・外交史料と「格闘」してきた人間としては、平凡に積み上げる実証的作業なしに、まともな同盟研究上の出発点にすら到達し得ないのでは、と懸念しているが。

反マーシャル・プラン闘争開始後の世界戦争脅威登場と、それに伴う日本の戦略的意味変化

1946年夏のトルコ危機終結以降、ほぼ1年余、1947年9月における、ソ連による反マーシャル・プラン闘争開始まで、西側同盟ネットワークを主導する英米両政府・軍部ともに、ソ連との直近の世界戦争など起こると思っていなかった。周知のとおり、英国政府・軍部は、同年5月に最高国防政策文書 DO (47) 44 のなかで、ここから10年間は世界戦争が戦われることはないとし、10年先の世界戦争用として、原爆開発と高速ジェット中型爆撃機部隊育成を組み合わせる方針を採用していた。また、米国政府は言うに及ばず、米軍部も、1947年8月の時点で、目先の対ソ連戦争はなし、と判断していた。しかし、周知のとおり、反マーシャル・プラン闘争が始まると、英米両政府・軍部の間では、ソ連との直近の世界戦争があり得るとの議論が起こり、英米両軍内では緊急用戦争計画立案・共有さらには全世界大の英米指揮ネットワーク案まで議論され、1948年末には、英米加三軍の参謀たちが関与した、対ソ連用緊急戦争計画 ABC-101 が作成される。すくなくとも現在の史料公開レベルでは、米軍単独でソ連軍と戦うことを前提とした対ソ連用戦争計画が、主要かつ実体性があるものとして機能した形跡はみられない。英米加主導の対ソ連戦争を前提とし、英米加が同盟総力戦という形で、最初から最後まで対ソ連世界戦争を戦い抜く対ソ連戦争計画が立案され、それにもとづく世界大指揮系統づくり、兵力配備そして兵力育成予算措置が行われていた。大国独立モデルを前提とする、ネオリアリズム型国際関係分析と対応する戦略・軍事体制は、実際には、存在していないのである³。

1948年における、一連の英米加緊急戦争計画は、米国と英連邦の同盟総力戦能力ゆえに、圧倒的な戦略爆撃作戦を行ったのちに、戦争勃発後2年程度で、中東方面からソ連内部に進攻し、降伏に追い込むという作戦方針であった。1948年時点では、米軍が独占している原爆数は50発（組立以前の状態保存）だけであり、補助的な作戦手段という位置づけであり、さらに、冷戦という政治闘争主役の闘争形態のなかでは、最終的に、米大統領が絶対不可欠と言い切れない原爆を使用するのか不明確であった（トルーマンは、長崎のあと、原爆使用については極めて慎重であった）。1948年における、英米間での対ソ緊急戦争計画をめぐる論争の詳細叙述・分析は他の拙稿にゆずり、ここでは、当時の

³ 1946年夏のトルコ危機については、拙稿「『自由主義国際秩序』は1946年の英米軍事同盟の対ソ連用再編により成立した!」26-33頁。DO (47) 44 (May 22, 1947) in Julian Lewis, *Changing Direction: British Military Planning for Post-war Strategic Defence, 1942-1947* (Second Edition) (London, 2003) pp. 370-387. 1948年における英米加間での緊急戦争計画立案、そしてその裏にあった英米両軍をまたぐ大陸戦略対航空戦略の論争については、拙稿「NSC-68の軍事的起源—ソ連軍から近代西洋文明をライン川防衛線を守る軍事戦略を求めて(1)」『愛知学院大学情報社会政策研究』第2巻、第2号（2000年3月）13-46頁。

一連の英米加緊急戦争計画には、ひとつ大きな欠陥があったことを指摘せねばならない。もちろん英米両軍担当者たちも、そのことをしっかり認識していた。それは、世界戦争がすぐに勃発した場合、1948年の大陸西欧諸国の陸上兵力育成レベルでは、到底、ライン川の線で、ソ連側地上軍の侵攻を排除できず、ソ連側の大軍がベネルクス三国はおろか、かつての陸軍大国であったフランスをも席卷する、と予想していたことである。つまり1948年段階では、西側同盟網は、同年3月17日に樹立された、西側同盟のひとつである西欧同盟（Western Union）—構成国は英仏ベネルクス三国—を守る世界大の戦争計画を持っていなかった。いや大陸西欧諸国を守るための基礎たる、十分な地上軍を保有していなかったたのである。

この欠陥は、1949年においても継続しており、1949年4月4日に調印された北大西洋条約の裏側で、英米は大陸西欧諸国を守るための戦争計画も、そのための十分な地上軍兵力をも持ち得ていないことに苦慮していた。この時点でも、世界戦争が起これば、英米はもちろん生き残り、大戦略爆撃作戦と大海軍作戦を利して、2年後以降に、大地上軍を中東方面からソ連内部に進攻させることは可能であった。しかも延々と、米国は、まだ組み立てられていないものの、原爆数を増やしていた。つまり、米国—英連邦対ソ連という総力戦全体では、英米が勝利するであろうが、政治戦に直結する「ボーダー地域」とも呼ぶべき大陸西欧では、軍事的に守れないが、政治的に大陸西欧諸国を西側同盟ネットワークに組み込む必要があるため、「守り得るとの虚構」を作り出す必要があったのである。北大西洋条約は、軍事同盟でありながら、中長期的にはともかく、即時に大陸西欧諸国を防衛できるものではなかった。もちろん英米は、大陸西欧のフランス、イタリアそしてベネルクス三国の兵力について、戦争開始当初の限られた作戦以外で当てにできるとは考えていなかった。

マクロ的な観点からは、1949年前半の時期、英米対ソ連の世界戦争図式のなかで、「ボーダー地域」として、英米側に崩壊しているのは、大陸西欧だけではなかった。極東においても、英米側の「ボーダー地域」崩壊が始まっており、米国政府・軍部は、極東地域防衛でも頭痛の種を抱えていた。1947年には激しい内戦となっていた中国では、英米が西側一員と呼んでいないが、限定的支援を行っていた国民党軍が、次第に、中国共産党軍に対して劣勢となっており、1948年後半には、国民党軍が崩壊し、国民党政権と一部の兵力が台湾へ逃げ始める展開となっていた。この展開が、米国の対日姿勢にも影響するのは必至だった。1948年段階で、国務省の戦略家ジョージ・F・ケナン（George F. Kennan）と日本占領連合国軍最高司令官（SCAP）ダグラス・マッカーサー（Douglas MacArthur）が、冷戦進展のなか、将来の中立的な独立日本像と沖縄からの戦略爆撃能力に東アジア島嶼ライン防衛を託す軍事方針（その裏には原爆使用という前提も隠れてい

たが)をほぼ完全合意していたが、その諸前提が根底から崩れ始めようとしていたのである。

そもそも当時の日本列島は、米国の圧倒的な海軍力・空軍力を考えれば、そしてソ連海軍の貧弱ぶりを考えれば、英米側が守ろうと思えば、どこまでも防衛できる「ボーダー地域」であった。ソ連とは地続きである仏伊そして西部ドイツと異なり、米海軍・空軍は、ほぼ確実にソ連の脅威から日本列島を防衛することができ、かつ米海軍が日本列島への海上貿易路を守れば、潜在的ながら、日本は英米にとって頼れる総力戦能力国に化ける可能性が高かったのである。要するに、軍需生産力上、英米対ソ連という図式が、英米対ソ連という図式に変化するものであった。英米両軍は、もちろん仏伊独の軍需生産力を当てにした世界戦争を計画していなかった。

ただし1948年段階で、ワシントンの米軍部内で、日本を総力戦パートナーとまで考えていたわけではない。この頃は、むしろ世界大の対ソ総力戦となれば、米国は容易に極東に援軍を派遣することができないので、現地日本に、まずは治安用部隊(武装警察)、そして限定的な日本軍兵力が育成できればと思っていたにすぎない⁴。

米国陸軍省が、限定再軍備に加えて、総力戦パートナーとしての日本を考え始めたのは、北大西洋条約署名直後であった。1949年5月24日、極東軍の陸軍代表C・スタントン・バブコック大佐(Colonel C. Stanton Babcock)の要請に応じて、ワシントンDCの米陸軍計画作戦課(Plans and Operations Division)は、対日講和に関する予備的討議を始めていた。席上、バブコックは、国務省が日本における米国の安全保障要件算定を国家軍事組織(National Military Establishment-NME—国防総省成立以前の米国三軍統合組織)に要求していると強調する一方、ソ連がパリ外相会談で対日講和問題の討議を提案したと伝えた。言い換えれば、ワシントンの米陸軍は、平和条約後の望ましい戦略的日本像を提出することを迫られたのであった。この会合で、彼らはワシントンの米軍最高指導組織である統合参謀本部(Joint Chiefs of Staff-JCS)の観点を再確認し、一時的処置として、米国が日本で獲得すべき状況を提示した。それは、西側陣営の一員として、反ソ反共のために貢献する日本の将来像であった。

- A. 外国主導の国内的蜂起に対して、日本政府の安定を保障することができる、警察組織を含む、日本防衛部隊が存在しなければならない。
- B. 戦時、日本防衛で西側勢力を援助できる、限定的日本軍隊が存在しなくてはならない。

4 拙著『日本再軍備への道1945～1954年』(ミネルヴァ書房、2009年)51-59頁。

- C. 日本政府は、西側勢力寄りに導かれなくてはならない。
- D. 民主主義を育成し、共産主義を弱体化する、(高い)生活水準を日本人に許容する経済的レベルが成し遂げられねばならない。
- E. 日本が全体主義に抵抗し続ければ、合衆国が日本を支持し続けるということについて、日本人の間での信頼が成立しなくてはならない。
- F. 日本は、冷戦において同盟者として組み入れられねばならない。
- G. 日本の経済的回復がなされ、極東で好ましい影響力を持つ立場を再度獲得できるようにしなくてはならない。
- H. 合衆国は、日本での効果的なリーダーシップを維持しなくてはならない。
- I. 日本の政治的・領土的保全は、合衆国または国際的合意によって保証されねばならない。

これに基づいて、計画作戦課は「対日講和条約締結に関する国家軍事組織の立場」(1949年5月28日付)(Position of the National Military Establishment with Report (sic) to the Conclusion of a Japanese Peace Treaty)を書き、陸軍参謀本部で回覧した。この文書では、日本をソ連の「軍事的共産主義」に対抗するための「防衛的抵抗地域のかなめ石」と考えていた。この防衛的抵抗地域には、インド、パキスタン、セイロン、ビルマ、タイ、インドシナ、マラヤ、インドネシア、フィリピン、台湾、琉球諸島が含まれていた。この文脈では、彼らは、特に「合衆国と西側列強が例となる民主主義的生活形式ではあるが、日本の伝統と文化に適應した」民主主義が確立されることを重視していた。そして、計画作戦課は、日本の高度な工業生産力が、アジアにおけるソ連影響力を弱体化させるのに貢献すると期待していた。ケナンの考えと異なり、彼らは、日本の政治・経済力をソ連の影響からの「防衛」だけに使用するだけでなく、中国内戦での共産党の勝利後、アジア全域での政治・経済的「攻勢」に利用することを示唆していた。これらの政治・経済の方策を支えるべく、彼らは日本に対する長期的な米国目的を次のように定義していた。「日本に対する合衆国の長期的軍事目的は、厳に防衛的な性格でありつつ、対外的侵略を抑制し、被侵略時には、極東での非共産主義地域防衛に参加できる、十分な軍事力を育成・維持するものになるであろう」。かくて、平和条約調印後、米国は即座に日本再軍備のために「十分な軍事的リーダーシップと軍事的援助」を発揮・供与するとしていた。ただし同文書では、米国は平和条約後に米軍を撤退させ、日本本土の軍事基地を一切必要としないという前提が置かれていた。しかし、それと同時に、この平和条約は、日本に米軍基地を置くための二国間交渉を妨害する内容であってはならないとしていた。陸軍参謀本部は

JCS の立場を発展させた立場を提示していた⁵。

さらに JCS は、国務省要請に対応し、日本の軍事潜在能力をどう包括的に利用するかについての文書を提出する。1949年6月15日、JCS は NSC に「日本における合衆国の安全保障上の必要についての戦略的評価」(Strategic Evaluation of United States Security Needs in Japan) と題した文書を提出し、同文書は NSC-49 となり、「情報」として米国政府・軍部内で回覧された。欧州との関連で言えば、この文書は、いわゆるアイゼンハワー・イニシャティブに代表される、さらなる通常軍備の育成、大陸西欧防衛、そして NATO の新しい指揮システムの導入と連結していたとも考えられる (アイゼンハワー・イニシャティブとは、1949年2月25日、新しく JCS 非公式議長となった、ドワイト・D・アイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) が JCS に対して、北大西洋条約の締結と機構化を念頭に、大陸西欧各国をライン川の線で防衛するために、西側全体の地上軍と戦術航空兵力を中心とする通常兵力の強化を要請したものである)。すなわち、日本の軍事的潜在力のより効率的な利用は、米国がより大きな力を欧州に投入・集中でき得るという戦略的状况と直結していた。また、より直接的には、中国共産党の勝利は、米軍内部で混乱を引き起こし、中国共産党が台湾を占領すれば、極東の軍事的バランスが大きく影響を受けるという懸念ともつながっていた⁶。

この文脈で、JCS は3つの日本の軍事的資産を挙げていた。第1は、軍事基地網であり、最小限として、ソ連に日本の軍事基地網を利用させないことを挙げていた。ソ連が日本の諸基地を獲得すれば、北太平洋の通商路と西太平洋の米軍基地が脅威に曝され、ソ連軍が太平洋を東方へまたは東南アジアへ侵攻し得るとしていた。しかし、さらに重要な必要として、JCS は、日本に米軍基地を維持する必要を挙げていた。これらの米軍基地は、極東での米軍による戦略的防御作戦を助け、さらに「アジア本土そしてソ連付属の島々に対して、わが (米国) の軍事力を行使するための出発地域」として機能するとしていた。これは、元来、マッカーサーが唱えてきた、非武装・中立の日本像と矛盾していた。特定基地に関して、NSC-49 は米海軍の要求を重視し、横須賀を不可欠な基地とし、一方で、琉球諸島の基地は、望ましくない気象と水路上の問題を抱えていると判断していた。言い換

⁵ Memo for Record, (May 24, 1949) P&O 091 Japan TS Sec. I, Case 1-13, RG 319, National Archives II, College Park, MD, USA. NME の対日講和条約に関する立場については、Memorandum from Lt. Col. John P. Daley (May 31, 1949) P&O 091 Japan TS Sec. I, Case 1-13, RG 319. また同メモは、日本の工業力がソ連のアジアでの影響力を削ぐことも期待していた。

⁶ NSC-49 (June 15, 1949) in *Foreign Relations of the United States 1949, VII, Part 2* (Washington D.C., USGPO, 1976) pp. 773-777. (Hereafter this series will be abbreviated as *FRUS*.) 同文書の作成日は、1949年6月9日であった。参照拙稿「NSC-68の軍事的起源—ソ連軍から近代西洋文明をライン川防衛線を守る軍事戦略を求めて(2)」『愛知学院大学情報社会政策研究』第3巻、第1号(2000年12月)1-2頁。

えれば、彼らは、日本列島を、対ソ全面戦争の極東戦線における、米軍前進中核基地として位置付けていたのである⁷。

第2の潜在的軍事資産は、人的資源と工業生産能力と中心とする、戦争遂行能力であった。JCSは、日本の戦争遂行能力の帰趨は、「地球大の戦争時、合衆国の利益に貢献するか、または損害を与えるか、いずれにせよ大きな影響を及ぼす」と判断していた。要するに、総力戦能力総計が、英米日対ソ連となるのか、英米対日ソとなるのかということであった。実は、当時、英米側にとって、この総計が英米日対ソ連とならねばならない立案上の圧力も存在していた。英米加が考えていた将来世界戦争では、仏伊そしてドイツ西部はソ連支配下に置かれる可能性が高く、総力戦計算のうえでは、英米にとって、仏伊・独西部はゼロ計算、最悪、ソ連にプラスを与えかねなかったからである。第3の軍事的潜在能力は、戦闘能力であった。「合衆国の影響が支配的であり、合衆国が計画した初期援助があれば、日本は少なくとも自国防衛ができると期待でき、兵站上の必要が満たされれば、アジアでの対ソ軍事作戦に重要な貢献が期待できるであろう。その結果、他の場所と並んで、アジア戦線でも、ソ連に継続的に戦わせることを強いることが出来るであろう」。言い換えれば、日本の軍力は、全世界の西側陣営対ソ連側の枠組みに組み込まれたと言える。この見地から、日本の西側陣営志向が確立されるまで、平和条約締結を延期すべきと提案していた⁸。ワシントンの米軍首脳部は、明確に、日本を対ソ連戦争での同盟総力戦パートナーとしての日本に、期待をするようになっていた。

もはやマッカーサーは、ワシントンでの日本再軍備の求めに抗することができず、次第にその立場を後退させる。彼は、自らの日本防衛構想のなかで、それまで主要な役割を果たしてきた、原爆の戦術的使用の前提を取り下げる。また、再軍備反対こそ、まだ曲げないものの、「半歩」後退とすべきか、集団的蜂起に対応できるコンスタブラリー（武装警察）を許可するようになる。突然、極東軍は1949年4月12日付極東軍戦争計画「ガンパウダー（第二版）」のなかで、第一版に存在していた、中ソ沿岸の四海港への戦術的原爆使用案を削除する。これは、日本防衛用に原爆を使用しないことを意味し、極東軍の立場を明白に変えたと言い得た（ただし第二版でも、戦略空軍（Strategic Air Command）が極東ソ連の戦争遂行能力に対して戦略核爆撃をくわえる部分は残留している）。これに影響されたのか、ワシントンでは、マッカーサーがどのような代替策を考えているのかと不安がっていた。意外にも、彼の「後退」のサインは、11月10日の部下バブコックからJSSCへの説明のなかで示された。バブコックは、表面的な再軍備反対論を型どおり繰り返した後、10

⁷ FRUS 1949, VII, Part 2, pp. 774-775.

⁸ Ibid, p. 774; p. 777.

万から15万という大規模なコンスタブラリー=治安部隊の導入を示唆した。JSSCは、この発言に「それはかなり大規模の部隊だ」(That is a pretty good size force.)と驚きを隠せなかった。おそらくJSSCに対して、バブコックは、コンスタブラリーを訓練するうえでの米国の使命は、これが「旧日本帝国陸軍のような性格をもつ軍の中核にならぬように」すべきこと、と答えた。皮肉にも、この言説のなかに、米軍内部の常識では、コンスタブラリーが、いかに簡単に陸軍に転換できるかが示されている。しかし、マッカーサーの完全降伏にはまだ時間がかかる(他方ケナンは、1949年末には、日本再軍備に反対できる政治的影響力を失っているが)⁹。

1949年12月末、トルーマン大統領は、北東アジアでの米国の立場は政治的・戦略的に劣勢と判断し、中国共産党との協調や妥協を期待する余地はなく、日本の早期独立回復と西側陣営への組み込みを促進する。12月30日、トルーマンとNSCは、新アジア戦略NSC-48/2のなかで、「平和条約関係の決定後に対日関係政策は再検討される」と規定した。ただし大統領は、その前日(12月29日)のNSC会議で、平和条約へのソ連参加を不可欠としないと発言していた。大統領は、ポツダム会談時、合衆国、イギリス、中国(中華民国)が対日降伏条件を提示したと回顧し、ソ連は、まだ対日戦に参加していなかったため、この動きには参加していないと述べた。さらに彼は、最初の原爆が日本に投下されてから数日たって、ロシアは対日宣戦を布告し、すでに日本に出されていた降伏条件に従った、と彼は付け加えた。大統領は、日本での米国の立場は、英国と中国(中華民国)に対してのみパートナーシップがあり、ソ連が参加しようがしまいが、米英中は対日平和条約を交渉できると言い切っていた。トルーマンの決断により、中ソ抜き早期講和、日本の西側陣営への組み込みが決定された、とすべきか。それは、JSSCが唱えた条約交渉延期論とマッカーサーが固執した中ソ参加を不可欠とする対日講和案の完全排除を意味した。問題は、国務省の、中ソ参加にこだわらない早期講和を促進する立場と、国防省が求める、平和条約後の日本による西側陣営への軍事的貢献、すなわちNSC-49に示された、基地提供、工業力、再軍備という三本柱による貢献をいかに両立させるかであった。トルーマンが望む優先順位は、早期の平和条約締結までは、国務省の立場を優先させ、その後は、JCSと計画作戦課が求める、軍事的必要を満たすというものであったと思われる。しかし、その決断は、国務省をすぐに満足させることはできても、しばらくの間、国防省を完全に

⁹ General Headquarters of the Far East Command, "Staff Study 'GUNPOWDER,' 2nd Edition" (April 12, 1949): "Annex G, Part 1 to Staff Study 'GUNPOWDER,' 2nd Edition: Operations with SAC" (April 12, 1949) RG 6, Series III, Box 101, the MacArthur Memorial Archives. JSSC, "Transcript of Meeting, Held in the JSSC Conference Room, The Pentagon on Thursday, 10 November 1949, at 1300," CCS 388.1 Japan (9-1-47) Sec. 1, RG 218. 参照 *FRUS, 1949, VII, Part 2*, p. 811; p. 833.

納得させることはできなかった。が、しかし、やがて朝鮮戦争が勃発すると、米国防省は国務省対応どころか、目先の戦争対応に必死とならざるを得ず、さらに国連軍としての米軍が日本の基地提供力・工業力・兵站力への本格的依存を始めると、NSC-49の観点が現実として支配的になるしかなかった¹⁰。

英国にとっての中東戦線崩壊とその回復模索としての極東地域の意味

1940年代および1950年代前半、大英帝国・英連邦という超大国は、英国本国、加豪NZそして南アフリカという主要自治国、さらには世界中の自治地域・植民地のネットワークから構成され、その中心的大動脈はスエズ運河を含むカイロ・スエズ地域であった。この世界大ネットワークのうえに、軍事基地と海軍基地・施設が設けられ、世界大の戦争を行い得る基礎システムが成立していた。1946年に対ソ連用に英米同盟が再編され、ソ連がそれへの抵抗を始める形での冷戦が始まる前から、英ソは東地中海・中東をめぐる勢力圏争いを行っていた。1945年段階でも、英国はこの勢力圏争いを有利に導くため、カイロ・スエズ地域の戦略爆撃機基地網に長距離攻撃用に改造されたランカスター爆撃機部隊を配置し、いつでも東欧のソ連占領主要都市を爆撃できる態勢を整えていた。もちろん、世界戦争級の戦争となれば、この爆撃隊がソ連南西部の工業地帯に向い得ることは言うまでもない。1946年段階で、米軍も、対ソ連世界戦争となれば、再編された英米同盟に基づき、B-29の大軍をカイロ・スエズ地域に派遣することを当然視していた。

しかし米軍の新型戦略爆撃機として、1948年にB-50が配備されると、その航続能力がかなり向上したため、米軍は対ソ連戦略爆撃に必要な航空基地群リストから、カイロ・スエズ地域をはずすことになる。B-50は、B-29を改良し、格段に進歩させたエンジンを搭載していた。かくして米国は、英国本土あるいはアイスランドと、沖縄あるいは日本列島という組み合わせで、ソ連領土のほとんどをカバーできる戦略爆撃力を獲得した。それに伴い、米軍はもはやカイロ・スエズ地域の英航空基地群を必要としなくなり、そればかりか、世界戦争での中東地域全体の戦略的重要性を軽視するようになっていく。

1948年後半、トルーマン大統領は、英米加3軍の参謀たちが進める、緊急戦争計画「ハーフムーン (HALFMOON)」(英暗号名ダブルクイック)を実現するための予算的裏づけを取り去る方向に舵を切る。この文脈で、英米加3軍参謀たちは、ともに同計画をさら

¹⁰ NSC-48/2の日本に関する規定については、*FRUS, 1949, VII, Part II*, p. 1218. NSCでの大統領発言は、“Memo for the President” (December 30, 1949) President Secretary File, NSC Meeting, Box 220, the Harry S. Truman Library, Independence, Missouri, USA. さらにこの大統領発言を取り巻く詳細な米国政府・軍部内での議論については、拙著、『日本再軍備への道』の第5章を参照されたい。

に深く研究し、1948年10月18日から26日にかけて、三国の計画将校が「短期緊急計画」会議をひらき、「ハーフムーン」の基礎的アプローチを再確認し、ABC-101として採択していた。が、これは、実質的に無効化されることになる。米大統領が、1949年1月10日に、「ハーフムーン」を支える予算案を放棄し、大陸欧州諸国維持どころか大英帝国・英連邦支援もできない150億ドル案を米連邦議会に提出したためである。表面的には、米国政府が予算の裏付けを行わないことで、ABC-101を当面無力化してしまった。この時、トルーマンは、米国財政が崩壊すれば、あり得るかもしれない世界戦争よりも、目先の冷戦に敗れると懸念していた、と思われる。また、世界戦争勃発後に、奥の手である緊急予算を付けて、ABC-101を実効化することも不可能でない、と計算した可能性もある¹¹。

他方で、JCS下部組織である統合兵站計画委員会 (Joint Logistics Plans Committee—JLPC) がABC-101の実現可能性を研究し始めると、彼等は驚くべき欠陥を発見していた。同計画によれば、カイロ・スエズ地域を最重要戦略爆撃基地とみなしていたが、JLPCは同地域における飛行場と施設の開戦前状況は不満足なものであり、必要な飛行場再編を行うためには熟練敷設部隊がはなはだしく不足していると予想していた。さらにJLPCは、英国がこの再編を確実に行うとは期待できないとも警告していた。JLPC算定によれば、ファルーク (Farouk (Payne)) 飛行場だけが即時に利用可能であり、そこから作戦可能であったのは1個中爆撃機グループだけであった。アブ・スエール (Abu Sueir) 飛行場の補強・再建こそが重要であった。もし英国側が補強作業をすぐに開始すれば、「1949年の春」までに、米空軍は2個中爆撃機グループをそこで使用できると計算していた。JLPCがこのレポートを完成させるまでに、統合戦略計画委員会 (Joint Strategic Plans Committee JSPC) の下部組織である統合戦略計画グループ (Joint Strategic Plans Group—JSPG) は、ABC-101の弱点に鑑み、JSPCがJCSにカイロ・スエズ地域の長期的確保に依存しない別の緊急戦争計画を開発すべきだと進言した。のちに、JSPCはJSPGに対して、「新しい合同緊急戦争計画概要」を準備するように命令した¹²。

この展開にもかかわらず、JCSはまだ、カイロ・スエズ地域および地中海での英連邦の

11 JLPC-416/32 (November 12, 1948), CCS 381 USSR (3-2-46) Sec. 24, RG 218. 英国側は、中東防衛へのアメリカのコミットメントが本気のものではない、と疑い始める。特に、米陸軍が地中海連絡線の脆弱性とそこへのあまりに大きな兵力投入を心配している、と英軍レポートは記録していた。JP (48) 130 (Final) (November 4, 1948) DEFE 4/17, (UK) National Archives, Kew, London. トルーマン大統領の決断については、Kenneth W. Condit, *The History of the Joint Chiefs of Staff: The Joint Chiefs of Staff and National Policy, Vol. II, 1947-1949* (Wilmington, 1979) pp. 252-253.

12 JLPC-416/32 (November 12, 1948); JSPC-877/30 (November 11, 1948) CCS 381 USSR (3-2-46) Sec. 24, RG 218. JSPC-877/36/D (December 21, 1948) CCS 381 USSR (3-2-46) Sec. 26, RG 218.

権益防衛を前提とする英米同盟用戦争計画に固執していた。このJCSの志向をうけて、JSPCは1949年1月から1950年7月にかけて、利用可能兵力の現実的算定に基づく別の戦争計画を用意した。1949年1月28日、JCSは「ハーフムーン」とほぼ同内容であった新戦争計画「トロージャン (TROJAN)」を採択した¹³。

しかし、この動きに反するように、米軍部内では、北大西洋条約締結が近づくにつれ、中東よりも大陸西欧を重視する緊急戦争計画を採択すべきとする声が強くなっていく。同年2月25日、アイゼンハワーはJCSに対して、大陸西欧防衛用の新しい戦略構想を採用するように要請した。このイニシアティブと4月4日の北大西洋条約調印をうけて、4月26日には、JCSがJSPCに新しい緊急戦争計画をつくることを命令した。この命令指導要領によれば、ソ連工業力への早期の戦略核爆撃を完全には否定しないものの、JCSは北大西洋条約加盟国がライン川防衛のための能力をつけるべきことを主張していた。「合衆国の安全保障に必要なことは、大陸欧州に関して、できるだけ早い時期に、望ましくはライン川以西にならない西欧地域の線を守る能力を、西欧各国とともに開発する政策を進めることである」。しかしながら、JCSは加盟国の財政・軍事上の限界ゆえに、「この時点でこの目的達成が絶対にできない」と悟っており、妥協策として、「その目的達成まで、計画は西欧にできれば実質的橋塔堡を保持するように作成されるべきである」と指導した。これができない場合には、JCSは「合衆国の国益に長期的な大損害をもたらす西欧の収奪・共産化を避けるために、実現可能なかぎり早く、そこに復帰すること」を厳命した¹⁴。

この方向性を受けて、JSPCが導入を求めた新戦略概念（戦略構想）が、1949年夏のCCS会議（英米連合参謀本部会議）用に立案した新緊急戦争計画「オフタックル (OFFTACKLE)」概要である。これによれば、ソ連の工業力破壊とならべて、もうひとつの新戦略爆撃目標として「西ユーラシアにおけるソ連の侵攻を遅らせる」ことを盛り込んでいた。とはいえ彼等にしても、この新しい戦略爆撃と西側陣営つぎはぎ陸軍連合体によるライン川防衛という絶望的努力が、奇蹟的にソ連軍を食い止めるとは思えず、次善案として、大陸西欧の早期解放をめざして、モロッコ方面から南フランスに侵攻するという線に落ち着いていた。この作戦は、毒にも薬にもならぬ作戦とも言い得た。いずれにせよ、この段階で、米軍は中東方面からの米空軍による戦略爆撃を放棄して、戦略的貢献になるかもわからない、「政治的」北西アフリカ作戦を検討していたのであった¹⁵。

1949年8月3日に開かれた米統合参謀本部 (JCS) と英軍首脳組織である参謀長委員会 (Chiefs of Staff Committee-COS) とのCCS会議において、当初、目先の主要議題

13 JSPC-877/44 (February 16, 1949), CCS 381 USSR (3-2-46) Sec. 29, RG 218. Condit, *op. cit.*, p. 293.

14 JSPC-877/56 (April 21, 1949); JCS-1844/37 (April 27, 1949), CCS 381 USSR (3-2-46) Sec. 31, RG 218.

15 JSPC-877/66 (August 2, 1949), CCS 381 USSR (3-2-46) Sec. 36, RG 218.

は北大西洋条約のもと地上兵力不足の英米軍がいかに大陸西欧を守るかであったが、突然、JCSは中東作戦に米軍兵力を派遣したくないと述べ始め、COSを驚愕させる。JCSは、米国が北大西洋条約に調印した以上、米軍主力を中東に派遣することは政治的に不可能であると主張した。これに憤慨するCOSは、大陸西欧に英米の追加兵力を派遣することは、圧倒的ソ連軍の前に兵力をいたずらに浪費することになる、と反論した。JCSはCOSの算定に合意しつつも、西欧防衛用の戦争計画は、少なくとも北大西洋条約を破滅に追いやるような内容であってはならないと固執した。JCSは、最初に米軍が派遣されるモロッコ方面から米兵力を中東に移動させる可能性を示唆するものの、COSはこの北アフリカ作戦が南仏再上陸用の準備作戦であることを見破っていた。「米——そうである、北アフリカ(モロッコ)の基地はカイロースエズをもうひとつの作戦として可能にする。英——マルセイユかポルドーにでも行ったほうがいだろう。」JCSは落ち着いて、「我々はそうするかもしれない」と答えた。ショックと怒りを抑え切れず、COSは「イギリスがカイロースエズをあきらめるとも考えているのか」と問いただすことで、米国が英国の死活的地域を犠牲にしようとしていることに抗議した。JCSの答えは外交的ではあっても冷たいものであった。「いや、もし守れば、(英国は)あきらめないだろう、しかし、我々は助けられない¹⁶。」

最後の手段として、COSは米軍の配備計画の弱点を強調し、いつ米軍が欧州に「最初の師団」を派遣できるのかと追及した。JCSの回答はお笑い草であった。「1空挺師団は2～3週間以内に、1歩兵師団と1/3空挺師団は30日以内に利用可能である。それは難しいかもしれない... 2年以内に我々の州兵が訓練されて利用可能になるだろう。」しかし、JCSとCOSはフランスが30日以上もたないと当時確信していた。これを聞いて、COSは皮肉まじりに「我々はフランスにどう言うのか? 現在(ライン川)の岸になんにも配備できないが、2年以内にできるとも言うのか?」JCSは二日後にフランス参謀本部との会議をひかえていながら、COSに対して「余裕の答え」をした。「我々はすべてを彼等(フランス)に話すつもりはない。我々が計画をともにしてきたのはあなたたち(COS)だけである。我々は彼等とは北大西洋(条約関係)の計画を協議するだけである。」議論の一貫性をまったく無視して、COSはJCSの態度が大陸西欧の士気をくじくと非難した。

「我々はフランスへの心理的影響を考えなければならない。あなたたちがフランスを支援せず西欧(の軍事)計画にも参加しないなら、フランスは絶望して手をあげるかもしれない。彼等はそんな立場にある。我々には22マイル(の海峡)があり、あなたたちには何千

¹⁶ “Confidential Annex” to COS (49) 113th Mtg. (August 3, 1949) DEFE 4/23. “Conference with the British Chiefs of Staff, Held in Offices of the British Cabinet, London, England, on Wednesday, 3 August 1949 at 1530,” pp. 4-5, P&O 092 Europe TS, Sec. III, Case 47 Only, Book 1, RG 319.

マイルの海洋がある。彼等にはいかなる防壁もない。現在、我々が可能と夢見てきた以上の協調と希望があり、西欧同盟ともうまくやってきた。フランスの決意は一段と強くなっているが、彼等は少し自信がない (brittle)。」

この発言には、COS側の困惑と「未熟な」米国側のやり方への不信が込められていた、と見るべきであろう¹⁷。

英軍は、突然降ってわいた米軍のカイロスエズ防衛放棄に困惑した。議事のなかで、JCSが示唆したように、北西アフリカに張り付く米地上軍は、カイロスエズ地域に向かう可能性がゼロに近いことが確実となっていた。当時の英軍内部でのカイロスエズ地域防衛構想は、レバノン-パレスチナ地域の狭い地勢を活かして、英陸軍中心の英米地上軍が「盾」の役割を果たし、南進して来るソ連軍を迎え撃ち、かつ現地を守り抜き、その一方で、英空軍そして米空軍の戦略爆撃機隊が「矛」の役目を果たして、ソ連の工業力を破壊し、総力戦での帰趨を決するという考えであった。そこから、米軍が完全に抜ける展開となったのであり、英国からすれば、英国本土の航空迎撃正面である大陸西欧地域だけでなく、大英帝国・英連邦の心臓部たる中東地域まで、ソ連侵攻の犠牲になる可能性が生まれたのであった。英軍にとっては、いや英国政府・軍部全体にとって、大英帝国・英連邦を防衛する西側陣営の戦略体制を再構築せねばならなくなったのである。

実際、英国政府は、豪州政府と1950年6～7月にかけて、豪軍の中東派遣問題を議論しており、豪州政府は、戦時に投入可能な地上・航空兵力を、「中東またはマラヤに」派遣することを研究すると約束していた。米軍の代わりに豪軍にさせるつもりであった。ただし豪州政府にとって、この時点では、中東派遣はまだ研究課題でコミットメントではなかった。しかも豪州にとって、中東とマラヤを比較した時、マラヤは豪州にとって地理的に近く、国防上の要衝であり、中東作戦よりも死活的に見えていた。太平洋戦争における日本のマラヤ占領、そしてその後の豪州本土への攻撃は記憶に新しかった。マラヤへの脅威が迫った場合、COSはアンザム参謀本部 (ANZAM Chiefs of Staff - 英豪 NZ 軍代表から構成されるものの豪軍がその中心) にマラヤ防衛を任せるべきで、その後、同参謀本部が豪軍を投入するということもあり得る、と豪州防衛委員会 (Australian Defence Committee) の文書は述べていた (豪州防衛委員会は英国の内閣防衛委員会と異なり、主要閣僚と軍部首脳という構成ではなく、外交・軍事の上級実務関係者から構成されていた)。すでに、防衛・指揮システムとして出来上がっているのはマラヤ作戦であり、中東作

¹⁷ "Conference with the British Chiefs of Staff, Held in Offices of the British Cabinet, London, England, on Wednesday, 3 August 1949 at 1530," pp. 8-9, P&O 092 Europe TS, Sec. III, Case 47 Only, Book 1, RG 319.

戦ではなかった。しかし英軍部にとっては、マラヤ防衛は重要であったものの、大英帝国の浮沈を決定する中東とは格が違うという認識があり、どのように豪州政府を説得して、中東に大軍を派遣させる戦略的環境を作り上げるかが問題であった。これは、それまでの東南アジアと豪州・NZ 地域防衛の大枠を再構成することを意味し、さらに、それを中東防衛に繋げる必要までであった。当時の英連邦全体の防衛枠組みでは、豪州・NZ は、マラヤそして豪州・NZ 本土とその周辺海域で構成されるアンザム地域 (The ANZAM Region) の防衛を担当する主要国であり、自国防衛、周辺海域防衛、そしてマラヤ防衛の責務があった。1948年後半、豪州政府は英国政府に対して、インドネシア、マラヤそしてボルネオを含む地域の防衛責任を担う用意があると通告し、同年11月には、英国政府は、豪州が平時の防衛計画研究着手を認め、1949年初めには英豪 NZ 三国間のアンザム防衛合意が結ばれ、同年9月には、シンガポールに NZ 空軍部隊が、1950年6月には、マラヤに豪空軍 (Royal Australian Air Force) 部隊が駐留を始めていた。朝鮮戦争での中国介入以前に、英軍部は、中国軍が東南アジアに侵攻した場合、英連邦の世界戦略体制が大きく揺らぐと認識していた¹⁸。

とはいえ、ここで確認しておくべきは、豪州側が本当に懸念していたのは、マラヤから豪州本土への軍事的脅威であり、マラヤの天然資源防衛ではない。豪州側には、帝国主義的権益につながる戦略・軍事的計算はほぼ皆無であった。また当時、米海軍が、その圧倒的な制海権獲得能力を活かし、ユーラシア大陸につながる東南アジア地域からの軍事的脅威を完全に排除してくれれば、豪州本土防衛用には、大規模地上軍は不要となり、むしろ英米主導の西側陣営全体を救うために、世界じゅうに投入できる兵力となり得た。それは、豪軍・NZ 軍が西側同盟を援助する「便利屋」になり得る状況であったとすべきか。豪軍・NZ 軍を、西側陣営の脆弱地域に派遣できる契機が必要であった。ここで、米国側が結果的には、中東防衛用に豪州・NZ 両軍派遣を可能にする遠因とすべきか、ただの契機とすべきか、中国が朝鮮戦争に本格的介入を行ない、米国側が太平洋条約構想をぶち上げることで、その契機が生まれる。

対日半平和条約案と太平洋条約案の原型をめぐる米国政府・軍部内の議論

1950年1月12日の有名なディーン・アチソン米国务長官 (Dean Acheson) の防衛境界

¹⁸ Tilman Remme, *Britain and Regional Cooperation In South-East Asia, 1945-49* (London, 1995) pp. 184-5; Annex I to JP (50) 97 (Final) (September 21, 1950); "Australian Defence Committee Minute No. 87/1950: Strategic Planning in Relation to Co-operation in British Commonwealth Defence: High Command in War in the ANZAM Region," Appendix "B" to Annex III to JP (50) 97 (September 21, 1950) DEFE 4/36.

線演説では、米国が防衛する線のなかには、日本とフィリピンは入っているが、豪州・NZは含まれていない（もちろん、これを日本重視と捉え、1951年8～9月の3防衛条約システムの原型と見ることは可能であるが）。入っているのは、アリューシャン列島から、日本と沖縄、そしてフィリピンだけであり、西太平洋島嶼線の北半分だけをカバーしているとすべきか。もちろん周知のとおり、台湾と韓国は含まれていない。また米比の長年にわたる友好・保護関係を考えれば、日本と沖縄だけを防衛線に組み入れただけでも言い得る。これだけでも、マッカーサーやケナンが考えていた、日本を中立的存在として、冷戦を直接的な軍事力で支えないという発想から大きく転換していた。その意味では、1949年をつうじて国防総省・米軍のなかで広がっていた、日本を西側同盟国化することで、崩れんとする世界全体の軍事バランスを英米優位に戻す新姿勢に、米國務省も乗っかる方向性がはっきりしていたとすべきか（とはいえ、國務省側は世界戦争よりも、冷戦での勝利を優先しており、アジアにおける反貧困と反植民地主義の願いを満たすような新政治勢力の登場とそれへの政治的・経済的支援をつうじて、共産主義勢力の浸透を排除することをめざしていた—その裏には、アジアの広大さと文化的深みは、米ソにとっても、とても呑み込めるものではなく、現地との両立・共存をめざすべきとの計算もあったろうが）¹⁹。

他方で、同演説は、当時、米國務省内でもはやされていた、中ソ分離論も提出していた。それは、冷戦での攻め手とも言い得たが、多分に、ソ連の自滅待ち策でもあった。この分離が可能な主要な理由に、まずソ連については、革命国家ではなく、「ロシア帝国主義の攻撃性 (thrust of Russian imperialism)」のうえに、「新しい方法、新しい (政治的) 技術そして新しい構想 (new methods, new skills, and new concepts)」を持ち込んだだけとする。ケナンの基本的ソ連理解を踏襲している。そのうえで、中ソ分離を進め得る状況として、ソ連はすでに、中国人の民意を踏みにじり、本来は中国が支配しているべき地域を、ゆっくりと切り取る形で、自らの勢力圏に組み込んでいることを挙げている。具体的には、すでにソ連は、モンゴルをものにし、満州支配に手を付け始めていると述べている²⁰。

他方で、米國務省内では、1950年1～2月頃には、日本を北西太平洋島嶼防衛線のなかに組み込むことには賛成しても、米軍部がNSC-49のなかに込めた総力戦パートナーとしての日本像ではなく、マッカーサーとケナンが求めた中立日本像から半歩だけ脱却した、米国防衛線のなかにあるが、自己防衛ができない程度の日本像をもてあそんでいた。米國務省は、ケナンよりも半歩進んだだけで、この自己防衛ができない日本を利用して、米ソ間の平和共存を促進できると期待していたとすべきか。國務省と陸軍省の文官は平和条約と

¹⁹ Dean Acheson, "Speech on the Far East," (January 12, 1950) <http://cia.gov/readingroom/docs/1950-01-12.pdf>

²⁰ Ibid.

米国の安全保障要件の妥協点を探っていた。国務省内では、長官付特別補佐官ジョン・B・ハワード（Special Assistant to the Secretary John B. Howard）が新提案を提示しており、同年1月18日、極東担当国務次官補 W・ウォルトン・バターワース（W. Walton Butterworth）が同提案をアチソンに提出していた。同提案は、安全保障と領土問題を棚上げにした形で、「日本が政治・経済分野での主権的権力を完全行使」できるように、いわば部分的な主権回復を行うとしたもので、言うなれば「半平和条約」の再提案であった。最大のメリットは SCAP 権限と米軍基地をそのまま維持できる点であった。彼等は、これにより、中ソとの外交交渉というリスクを避けながら、日本国民の主権回復への望みを満足させようとしていた²¹。

これを補うためにハワードは、日本の安全保障問題解決のための「太平洋集団安全保障取り決め」を提案していた。この取り決め提案は、基本的には、対ソと対日の二重封じ込めの性格を持っていたが、同時に、平和条約促進にも利用できること期待されていた。ハワードによる「対日平和・安全保障合意に向けた合衆国政策についての国務省の立場」はこう述べていた。「日本に関連する安全保障問題は2つの側面を持っている。第1の側面は、(かつて)戦争に繋がった日本の侵略と、将来あり得るその(日本の)台頭に対する日本侵略の犠牲者の恐怖から由来している。第2の側面は、アジアにおけるソ連—共産主義膨張による、戦後の侵略脅威から来るものである。問題の第1の側面は、普通は平和条約の形で解決されるであろう。第2の側面は、普通は平和条約の一部とならないであろう。しかし、これら2つの側面は重複しており、一方に満足のいく安全保障取り決めが実質的に他方を解決できるかもしれない」。同提案は、集団安全保障取り決めの正式加盟国として、米、加、比、豪、NZと日本を念頭に置いていた。ただ北大西洋条約とは異なり、同取り決めは、加盟国に対する侵略国への対応は、自動的に軍事行動を取るのではなく、攻撃を受けた加盟国に対して「個別または他の加盟国といっしょに」必要と思われる行動を取るとの内容であった。言い換えれば、リオ条約（米州機構）の形式に近かった。これが日本における米軍基地を保証し、日本再軍備を禁止するなら、米国側が対ソ戦争用に十分な米兵力を日本に配置できるかぎり、地球大の戦争計画と両立し得た。しかし、十分な米兵力の確保こそが頭痛の種であった。また、取り決めの導入は、日本を、極東軍の対ソ軍事システム以外のそれ、すなわち、太平洋の多国間取り決めの対ソ・対日軍事システムにも組み込むことを意味した。それは、日本防衛の詳細が多国間ベースで規定されることを意味し、その場合、日本の地位が域内で最低になることは明白であった²²。

²¹ *FRUS, 1950, Vol. VI, p. 1120.*

²² *FRUS, 1950, Vol. VI, pp. 1140-1141; p. 1143.* より詳しい検討およびその軍事的背景については、拙著『日本再軍備への道』第5章を参照されたい。

国防省と米軍部はこの提案を歓迎しなかった。それどころか、のちに同様の提案が出されたときに、彼等は軍事的に不必要かつ危険と批判した。その際、彼等は、英仏がこの仕組みを利用して、米国を東南アジアにおける英仏植民地防衛に引き込むという恐怖をちらつかせた。米国は、英仏帝国主義の「番人」になるつもりは、まったくなかった。

他方で、アチソンは1950年3月16日に、カリフォルニアのバークレーで演説している。その演説には、米ソの平和共存を模索しようとする姿勢が顕著であり、世界戦争は避けるべきだし、当面ないと信じている風に読み取れる。そのうえで彼は、米ソの協議によって、滞っている第2次世界大戦の諸講和を前進させ、共存の道を模索できる、とソ連に働きかけている。日本に関しては、ソ連は、英米ソ仏の外相会議参加国以外の国々の利益を考へ、対日講和を妨害することをやめるように、さらにはソ連領土で強制労働させている日本人捕虜たちの帰国を進めるように、とも発言している。日本重視と米ソ交渉を両立した形での冷戦解決を模索しているとも言い得た。もちろん対日講和だけではなく、ドイツやオーストリア、さらには朝鮮半島での講和そしてそれ以前の査察などにも触れていた。朝鮮戦争勃発など、まったく想定していなかったとすべきか²³。

この頃、国防次官トレシー・S・ヴォルヒーズ (Under Secretary of Defense Tracy S. Voorhees) は、彼自身の判断で、ハワード案に近い「半平和条約」を国務省とJCSに提出した。3月23日、彼はアチソン、バターワース、ハワード、フィリップ・C・ジェサップ (Philip C. Jessup)、ディーン・ラスク極東担当国務次官補 (Dean Rusk, Assistant Secretary of State for Far Eastern Affairs) に会見し、彼の提案を説明した。アチソンは、同提案があまりにも法的側面に引きずられていると批判し、米ソ間の政治的対立の深刻さを理解していないと述べた。ヴォルヒーズはアチソンに対して、すでにJCSとこの提案を議論したことを告げ、真剣に検討して欲しいとの意図を伝えたが、アチソンはJCSと直接議論したいと冷たく返答していた²⁴。

4月20日、JCSはヴォルヒーズ案を拒否した。占領コスト以外に、JCSは次の二点を重要な反対理由に挙げていた。第1に、「半平和条約」は、「すべての意図と目的に関して、日本と非ソ連世界全体で高度な安定が求められている時に、駐日合衆国軍の地位と権限の両方」を損なってしまう。第2に、いわゆる「支配政体」(regime of control)を維持すること、特に米占領軍をそのままにすれば、「未確定の期間、日本政府が権限を持つべき、外交その他の国際的コミットメントを支える軍事的コミットメント」を、米国が提供することを意味する。彼等は、西欧における過剰コミットメントに苦しんでいた以上、過剰な対日コミットメ

23 Dean Acheson, "Speech at Berkeley, California," (March 16, 1950) Teaching American History, <http://teachingamericanhistory.org/document/speech-at-berkeley-california/>

24 FRUS, 1950, Vol. VI, p. 1150.

ントを避けたいと考えていた²⁵。

これらの理由以上に、アジア大陸での劇的展開が日本の米軍基地の意義を高めていた。1950年2月、中ソ同盟条約が結ばれ、ソ連軍が中国に駐留し始めたという報告は、米国の軍事的前提を揺るがせていた。すなわち、沖縄の戦略的脆弱性が急速に高まってしまったのである。戦争計画「オフタックル」では、JCSは「共産中国」(Communist China)がソ連にいかなる施設も資源も与えず、自己拡張のため「機会主義的政策」を追求すると想定していた。この前提が揺らいだ。5月1日、フォレスト・シャーマン米海軍作戦部長(Forrest Sherman, CNO)はJCSに対して、次の警告を発した。「現在、中国はソ連の支配下にある。ソ連は、中国軍事組織の全部分に軍事的援助と助言を提供していると報じられている。ソ連の海軍部隊が中国の港に存在すると報告されている。ソ連が指揮している可能性もある、航空部隊が中国に現れている。台湾は、すぐに、我々にとっての非友好的な(国の)手に落ちるかもしれない」。ソ連支配の中国が台湾を奪取する予想は、「オフタックル」の極東部分にとって一大問題であった。というのも「オフタックル」では、沖縄と日本の防衛は「台湾がソ連の攻撃用基地として使用されることを防止する」ことに大きく依存していたからであった。同計画では、沖縄は世界の三大戦略核爆撃基地のひとつ(他は英本土と米大陸)であり、極東では唯一のそれであった(しかも、中東での戦略核爆撃基地は、同地域での英地上兵力の弱さと飛行場の貧弱な状況ゆえに、あまり期待されていなかった)。沖縄からは、一個中爆撃機グループが、ソ連に対して核爆撃を行うと予定されていた。ヴォルヒーズ案を排除したJCS-1380/87(1950年4月19日付)によれば、「特に台湾と海南島進攻に備えて、中国共産党による軍事活動が活発化している」と報告されていた。沖縄への台湾の地理的近さは、米軍を神経質にさせ、日本の米軍基地の維持を不可欠にしていた。シャーマンは、こう吐露していた。「我々が日本を離れれば、我々が沖縄に留まれるかどうかかわからない」。いわば、沖縄からの対ソ戦略核爆撃作戦を可能にするためには、日本本土の大規模な米軍基地を維持することが不可欠という意味であった。それは、将来小規模な米軍基地しか日本に維持しないという、マッカーサーの戦略構想が非現実的になったことも意味していた²⁶。

5月29日付のJCS宛電報で、マッカーサーも「現在の(対ソ)緊急(戦争)計画はもはや実行可能ではない」(Current emergency plans are no longer realistic.)と警告していた。彼は、上海地域と北京地域にソ連製のジェット機が中国空軍に配備されたことを重視

25 "Decision on J.C.S. 1380/87" and JCS-1380/87 (April 20, 1950) G-3 091 Japan TS (Section I-A) (Case 4 Only) (Book I) RG 319.

26 JCS-1844/46 (November 8, 1949) Records of JCS: Soviet Union (Microfilm). Forrest Sherman to the JCS (May 1, 1950) CJCS 091 Japan 1950 RG 218. JCS-1380/87 (April 19, 1950).

し、中国共産党による台湾への攻勢が差し迫っていると述べた。そして、中国共産党が成功裏に台湾を占領すれば、やがて世界戦争でソ連が台湾の基地を使用する場合が考えられ、そうなれば沖縄とフィリピンの米軍基地に重大なる脅威となると警鐘を鳴らしていた。とくに、ソ連のジェット戦闘機が台湾から沖縄の米軍基地を攻撃した場合、上海地域からの攻撃に比べて、沖縄上空での戦闘可能時間が「50%」も増え、爆弾等の搭載量も「500ポンド」も増やすことができた。その結果、駐沖米軍を大幅に増強しないかぎり、ソ連側の航空攻撃に曝され、「沖縄はB-29(戦略爆撃)作戦基地として、ひどく弱体化し使用不適當になるかもしれない」と警告していた。これは、米軍部の対ソ戦争計画の根底を揺るがしかねない状況であり、マッカーサー自身もこのことを認めて、こう述べていた。「共産勢力による台湾獲得は、西太平洋での合衆国の軍事的地位に対するソ連の脅威を劇的に増加させ、FEC(極東軍)とJCSの両緊急(戦争)計画の再検討を迫るものである」。この軍事的な脅威に対抗するために、マッカーサーは、一方で台湾の国民党軍への軍事援助を示唆し、他方で沖縄とフィリピンの米軍増強を検討していた。しかし、マッカーサーの対抗策は、外交的には米国政府が継続していた中国問題への不介入の立場に抵触し、軍事的には実現が極めて困難な増派兵力を要求していた²⁷。

この時点で、マッカーサーはまだ認めていないが、沖縄の米軍基地を軍事的に支援する他の方法として、平和条約後の日本に米軍基地を確保し、沖縄とフィリピンの基地網のかわりに、沖縄と日本本土の基地網で対ソ戦争を実施する方法があった。この策であれば、マッカーサーが要求する米軍増強は必ずしも必要ではない。またこの策を行えば、沖縄からよりも日本本土から、ソ連に対する戦略核爆撃作戦が行われる可能性が高かった。

太平洋条約案の崩壊

1950年11月からの中国軍の朝鮮戦争への介入、そしてその大勝利ゆえに、西側全体とりわけ英米間では、極東全域に関わる防衛体制論争が盛んに行われるようになった。米国と英連邦の間で、とりわけ激しく議論されたのは、太平洋条約案およびアンザス条約案をめぐる防衛体制論争であった。あとから見れば、同論争は、西側陣営主導国である英米間

²⁷ CINCFE to DA (for JCS), C56410 (May 29, 1950) in Supporting Documents for Annex D to G-3 Section Command Report (1 January to 31 October 1950) Records of GHQ, FEC, SCAP & UNC, Military History Section, Command & Section Reports, 1949-52, TS, 1950, RG 554, Box 340, Folder #1731. さらに、1950年6月14日付の国防長官宛メモのなかで、マッカーサーは、同様な観点からの国民党への援助提案していた。MacArthur to Johnson, "Memorandum on Formosa" (June 14, 1950) in Supporting Documents for Annex D to G-3 Section Command Report (1 January to 31 October 1950) Records of GHQ, FEC, SCAP & UNC, Military History Section, Command & Section Reports, 1949-52, TS, 1950, RG 554, Box 340, File #1731.

での、相手の防衛担当地域に関わらずに、どのように相手を自分の防衛担当地域に関与させるかについての、戦略的駆け引き・綱引きであった。1951年をつうじて、対ソ全面戦争＝第3次世界戦争が勃発すれば、英米間で、次のような責任分担地域割りを行うことが共有されていた。西欧防衛に関しては、英米両方に責任があり、中東は英国の責任、極東は米国の責任といったものであった。但し、米国の極東での責任は実質的には東アジア－西太平洋のみであり、東南アジアについては、英米間で正式な責任地域の分担自体がなかった。この文脈で、米国政府・軍部にとって、どのようにして英連邦各国の軍勢力を米国担当である東アジア－西太平洋地域防衛に組み込んでいくか、そしてその一方で、英国担当地域である中東、そして正式の担当地域ではない東南アジアに、米軍が引き込まれないことが重要であった。具体的には、すでに英連邦軍には国連軍の一部として、朝鮮で戦ってもらっているとはいえ、日本地域防衛問題の素早い解決が求められる状況では、それ以上の協力が望ましかった。米軍は、できれば、豪州・NZ 両軍が日本本土防衛に投入され得る防衛体制を望んでいた。

しかし、米国政府・軍部が当初描いていた、NATO の太平洋版たる太平洋条約に対しては、英国、豪州・NZ そして日本まで反対する展開となり、結果的に、現在のハブ・アンド・スポークス型同盟形態としてのバラバラの個別軍事同盟群という形に落ち着く。重要なことは、英国が、極東だけの防衛体制づくりではなく、英国の中東戦線再構築と両立する防衛体制づくりに固執したことである。具体的には、英国は、豪州・NZ 両軍（地上軍中心）が中東戦線に派遣できる戦略態勢が採れる防衛体制を追求し続けた。さらに豪州・NZ には、米国政府・軍部とは異なり、主要西側大国としての日本育成という観点がまったくなく、それどころか、共産中国に加えて、へたに日本を再建すれば、日本も新たな軍事的脅威として登場しかねないと懸念していた。それに加えて、日本政府も、米軍が集団安全保障体制のなかで日本本土駐留することには違和感がなかったが、豪州・NZ 両軍が日本本土で作戦することには抵抗があった。1949年初めにおける、西欧諸国の北大西洋条約づくりの姿勢とは大違いであり、とても同様な形態の安全保障体制が作れる状況でなかった。

にもかかわらず、1951年1月12日、対日平和条約担当大使ジョン・F・ダレス（John F. Dulles）は、東京に向かう前に、駐ワシントン英国大使サー・オリバー・フランクス（Sir Oliver Franks）に対して、1月末に予定されている日本政府との対日講和交渉の性格説明とともに、日本の警察予備隊を新しく創設する集团的太平洋安全保障組織に組み込み、日本国憲法改正を経ることなく陸軍として機能させる案を提出した。そしてダレスは、英国はこの太平洋安全保障組織の正式メンバーになるよりも、コンサルタントたるべきだ、と主張した。これは、極東からの英国勢力圏・影響力排除につながりかねない発言であった。

さらに、同枠組みであれば、豪州・NZが要求する日本の軍事力制限を満足させることができる、と彼は強調した。言い換えれば、彼は、日本再軍備と同太平洋防衛取極めを結び付け、ダブル・コンテインメントすなわち対ソ用封じ込めと対日封じ込めを可能にし、さらにはそれをつうじて、対日平和条約の促進と日本国憲法の維持をしようとしていた。それは、欧州で進められていた防衛取極め、すなわち西ドイツ陸上兵力を北大西洋条約機構の枠組に組み込み、独立国の軍隊としての性格を奪うというそれと軌を一にしていた。そして、それ以上に重要なことは、このダレスの太平洋条約構想によれば、豪州・NZ両国が米国の太平洋列島グループ防衛構想に組み込まれてしまうことを意味した。その見返りについてはあいまいで、フランスは本国に対して、豪州・NZが具体的にどのような軍事的保障を受けられるかについて、ダレスは言及しなかったと報告した²⁸。

あとから見れば、ダレスの太平洋条約アプローチは、実質的に、これから再生する日本軍兵力を「傭兵化」する愚策であり、冷戦下での政治闘争における日本の地位を危なくするのみならず、日米間での「安全保障共同体」育成を妨げる最悪レベルのものであった。また、占領をつうじて、日米間の信頼感は、政府レベルのみならず、民間レベルで養われていたものの、日本とフィリピン、さらには日本と豪州・NZの間では、日本はまだ旧敵であり、すぐに同盟国とするのは、元々無理があった。ダレスも、そして米国務省関係者も、太平洋条約交渉を進め始めると、この比豪NZ世論の「壁」に直面することとなる。かくして国際政治とは、不思議なもので、この愚策に対する直接的な反論ではなく、他の政治的諸考慮そして世論の「壁」が、この愚策を次第に破壊し、結局、3つの同盟としての成立、さらには皮肉にも、日米間でのよりいっそうの「安全保障共同体」育成への依存に繋がっていくことになる。

英国側は、米国主導の太平洋条約では、太平洋における英国の立場が完全に脇役化すると危惧する。かくして英外務省は、ダレス案への対応を急ぎ、1月24日付COS宛書簡で、ダレス案の研究・検討を即時に行うように要請する。外務省側は、ダレス案はまだ素案段階と見ており、英国側が素早く動けば、英国権益により沿った形に変えられると感じていた。この要請を受けて、1月26日には、英軍統合計画部（Joint Staff Planners-JP—COSの下部組織であり、軍事作戦の立案・実行にあたる中核的組織）がダレス案への反論レポートを完成させ、1月29日開催のCOS会議に提出した。同レポートによれば、ダレス案によって、豪州・NZが東アジア防衛に引き込まれ、英国にとって最重要である、豪州・NZ両軍による中東防衛貢献策が消滅するとの懸念が表明されていた。さらに同レポートには、英国は太平洋大国として残留すべきとのプライド表明、そして東南アジア諸国・

28 Washington to Foreign Office, No. 129 (January 12, 1951) PREM 8/1404.

植民地重視などの反対理由が書き込まれていた。具体的には、第1に、ダレス案での英国コンサルタント化が進めば、参加しない英国が太平洋から撤退したとの印象を世界に与え、政治的に世界大国（world power）の座が危うくなり、英米が離間しているとの印象も与え、かつ香港やマレーを政治的パニックに陥れかねない。第2に、アジア大陸諸国を排除することは、マレー、インドシナ、ビルマ、そしてタイへの共産側（＝中国）の侵略を招きかねない。第3に、ダレス案では、豪州・NZ両軍が、死活的な重要戦線（＝中東）ではない他の戦線（＝日本その他）に投入されかねない。第4に、アジア諸国が地域防衛条約に合意できない現状では、参加国をダレス案のように多くすることは時期尚早である。JPにしても、ダレス案が米海軍の力によって豪州・NZの安全保障を確かなものにする、また、将来の地域防衛条約の第一歩になること、米国帝国主義という国際的批判をかわせること、さらには、日本への査察がしやすくなり日本国憲法も改正する必要がないなどの諸利点は認めていた。しかし、すでに述べた4つの反対理由に加えて、東南アジアへの中国侵攻が懸念されているなかで、ダレス案はあまりにもアジア大陸の東南アジア諸国への影響を無視しすぎていた。つまりダレス案では、米国は多くを得るが、英国は中東防衛での後退のみならず、東南アジアでのリスク増大に直面しかねなかった。さらに同レポートは、ダレス案では、防衛条約が日本に押し付けられた体裁になりかねず、将来の日本と西側陣営との良好な関係確保の観点から、日米二国間の防衛条約と対日講和条約を分離することが望ましい、としていた。英国はそれなりに、日本との「安全保障共同体」づくりを重視していた。1月29日のCOS会議では、参加を許された英外務省代表 R・H・スコット（R.H. Scott）がCOS側の素早い対応に感謝するとともに、日米二国間防衛条約と対日講和条約を分離する案と、第1反対理由（英国の太平洋での脇役化を防ぐべきという理由）に強く賛意を示した。その一方で、植民地省（Colonial Office）代表の J・J・パスキン（J.J. Paskin）は、同レポートでは、将来の地域防衛条約に対する立場が一貫していないと批判していたが。結果的に同会議では、ダレス案は長期的な地域防衛条約体制を育成する、第一歩としての意義があると認めたが、反対論が支配的であった。また席上、駐東京英国代表部主席サー・アルヴェリー・ガスコイン（Sir Alvary Gascoigne）をつうじて、同レポート要約を、その時すでに日本を訪問しているダレスに手渡すことが合意された。実際2月2日、ガスコインはダレスに、この要約を手渡した。同要約は、ダレス案では、とりわけ英国排除が太平洋からの英国後退を印象づけ、香港・マラヤを含む東南アジアに不安と動揺を引き起こす、という内容であった。ダレスによる太平洋条約案は、結果的には、極東における第1次西側同盟網づくりの起爆剤となっただけで終り、そこからは、英米両政府・軍部が中心となって、世界大の戦略・軍事状況に見合う極東での西側同盟づくりそして同盟形態採用

へとつなげていく²⁹。

極東における第1次西側同盟網づくりにおいては、発言力で劣るものの、日本も、当事国として反対論を提示している。すでに東京で進行中のダレスと吉田茂首相を中心する日米会談もそれなりの影響を及ぼしたと思われる。すなわち1951年2月1日の会談では、東京駐在米国公使ジョン・M・アリソン（John M. Allison）から日本側に対して、米国側は北大西洋条約と同じ方式の「太平洋集団安全保障」を考えていると示唆され、さらに同席した米軍占領地域局のカーター・B・マグルーダー陸軍少将（Carter B. Magruder）から豪・NZ両軍を念頭に、米国軍隊とともに他国の軍隊が駐在することを受け入れられるかと質問されている。ただし日本側は、この太平洋集団安全保障案に関心を示さず、かつ日米間のみの安全保障関係を望み、米軍のみの駐在を日本人はつよく希望していると言いつつ返していた。しかしガスコインが英国側の意見要約を渡したのちは、米国側は日本側に対して積極的に「太平洋集団安全保障」の枠組への参入を働きかけることはなくなった。ガスコインが2月2日のいつの時点でこの要約を渡したかは確定できないが、同日の日米会談では、米国側から日米二国間防衛条約案だけが日本側に提示された。いずれにせよ、日英両者からダレスの太平洋集団安全保障構想は抵抗を受けたことは間違いない³⁰。

当時、日本政府は、再軍備以外の安全保障の大枠に関して、西側陣営への参加と完全なる主権回復を追求していたが、ダレス案は西側陣営による日本管理案と見ていた（日本側の対応詳細については拙著にゆずる）。日本政府が、ダレス使節との交渉で使用した準備案（いわゆる「D作業」（再訂版））の本質は、日本の安全保障の基本方針として、日本が西側陣営に参加してソ連側に対抗することと、平和条約での基本方針で、日本は完全なる主権を回復するというものであった。この準備案では、正式の再軍備を、当面これを希望しないとし、その理由として、日本の反戦感情と経済回復優先、近隣諸国による日本の再侵略への危惧を挙げていた（ただし治安軍兵力については、含みはあったが）。これと関連して、1951年1月23日、外務事務当局者と堀田正睦元イタリア大使は、日本の安全保障に関する最近の世界報道を研究しており、主権の完全回復を目指して、いかなる形でも平和条約後の対日監視軍の存在を認めない方針を確認していた。具体的には、第一の例としては、米国が日米二国間防衛条約に挿入することを望んでいる「日本が自衛できるようになるまで」の時期設定は曖昧であり、「永久駐兵」を招来する可能性があるとしていた。

²⁹ "Pacific Defence Pact: Copy of a Letter dated 24th January, 1951 from the Foreign Office to the Secretary Chiefs of Staff Committee," COS (51) 40 (January 25, 1951) DEFE 5/27; JP (51) 14 (Final) (January 26, 1951) DEFE 4/39; "Item 2: Pacific Defence Council," Confidential Annex to COS (51) 21st Mtg. (January 29, 1951) DEFE 4/39; U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States, 1951, VI, Pt. 1* (Washington D.C., U.S.G.P.O., 1977) pp. 143-4.

³⁰ 拙著『日本再軍備への道』411-412頁。

第二は、英連邦諸国の間にある、日本に一定限度の軍備を認めるが、その限度や遵守を確認する「監視」を平和条約に規定するという案であり、これは「自主独立国」には受け入れ難いとしていた。第三は、「太平洋同盟」といった集団保障体制は、対ソだけでなく、日本の再侵略を阻止しようとする取り決めの導入であることから、これは対日「監視軍」になり得るとして、日本側は反対していた。日本は、ダレスがそれを提示する以前に、太平洋条約に反対する姿勢を持っていたのである³¹。

英軍参謀長委員会および英外務省がダレス案反対論を繰り広げる一方で、COSは、1951年1月31日の彼らの会議に、駐英オーストラリア国防省常駐代表サー・フレデリック・シェダン（Permanent Secretary of the Australian Defence Department Sir Frederick Shedden）を呼び出し、英国海軍第一海軍卿フレーザー卿（FSL Lord Fraser）自ら、東南アジアでの中国の脅威は、地理的に海洋が豪州大陸を守っているため問題にならず、世界大戦等の危機が近づけば、豪州は米-英連邦戦争計画どおり安心してその陸上・航空部隊を中東に派遣するように、と釘を刺していた。あり得る世界戦争のなかで、英軍は必死に中東戦線での防衛が成立するよう努力していたのである。それは、中東戦線を救うために、極東戦線の一部を犠牲にする覚悟で、しかもこの覚悟を主要自治領である豪・NZに徹底させるつもりで。この発言の直前に、シェダンは、東南アジアへの脅威がやがて豪州に波及しかねない状況を心配し、米国とのより正式な軍事計画立案協力がなければ、豪州国民に対して、自国防衛を危険に曝しながら中東防衛に兵力を投入すべきとは言えない、と苦言を呈しているが。当時、客観的には、豪州側は、外交上、日本再軍備だけでなく、中国の東南アジアへの侵攻という、対米軍事条約促進のための交渉カードを手に入れていた。その意味で英国側にとっては、ダレス案への対応のみならず、中国の軍事的脅威にも対応できねば、世界大戦での大英帝国防衛の中核の一つである中東防衛は心もとないものになるのであった。中国との限定戦争や、さらにはソ連軍の対日侵攻による世界大戦の勃発可能性を前にして、英国側は帝国防衛に苦悩していた。実は、これ以前（恐らく1950年末頃）に、豪州政府の許可なしに、英軍と豪軍首脳は豪軍の中東派遣問題について秘密協議を重ねており、1951年1月にコロomboで開かれる英連邦首相会議で、それがばれないように英国政府閣僚に秘匿用オリエンテーションがなされていた³²。

他方で1951年1月後半、英米軍にとって、朝鮮での戦況は好転しつつあった。英米側の航空攻撃に曝された中国側の補給線はあまり機能しなくなり、中国側の南進スピードは

31 外務省『日本外交文書——平和条約の締結に関する調書第一冊（I～III）』（外務省、2002年）632-634頁。参照拙著『日本再軍備への道』374-387頁。

32 “Item 1: Meeting with Sir Frederick Shedden,” Confidential Annex to COS (51) 22nd Mtg. (January 31, 1951) DEFE 4/39; SAC (50) 1st Mtg. (January 2, 1950) CAB 134/670. 参照拙著『日本再軍備への道』第6章。

目に見えて鈍化し、さらに凍傷と病気によって多くの中国軍将兵が失われていた。それに
応じて、国連軍とくに米軍の士気は改善していった。このことで、中国による東南アジア
侵攻というパンドラの箱は、すぐに開くという状況ではなくなった。朝鮮での状況を安定さ
せ、中国主導の極東戦争への拡大を回避するため、英国政府・軍部は朝鮮半島における
軍事問題解決の方策を研究し始めた。1月31日付書簡で、英外務省はCOSに対して、中
国側が停戦に応じない場合、朝鮮半島でどのような軍事的状況を作り出すのが望ましいか、
38度線以北への進攻を含めた研究を要請していた。COSとJPは、2月6日には新しい研
究を完成させた。そのなかで、満州での橋頭堡確保と中朝国境線を問題外として排除した
のち、朝鮮半島のくびれている2地域-ピョンヤン周辺とソウル・仁川周辺-に確保し得る
戦線のうち、対中航空作戦に有利なソウル・仁川周辺が防衛上望ましい戦線である、と
COSは外務省に回答した。また、38度線を再度越えることには、中国との交渉をさらに
難しくするという見地から、COSは反対していた。その一方で、JPは、その2月8日付研
究において、対中経済制裁の発動が、アジアの英連邦諸国による反共産主義政策への協
力を後退させることを恐れていた。また、「最悪の場合」香港、インドシナ、ビルマ、タイ、
そしてマラヤへの中国軍の侵攻を招きかねないことや、制裁用の兵力増強の必要がさらな
る国連軍の動員を必要とする状況に繋がり、その結果、地球大の英米戦略体制を揺るが
しかねない、とJPは心配していた。さらにJPは、同研究において、中国軍による香港
への直接攻撃は、対中全面戦争に発展し、香港防衛用の兵力が不十分である以上、撤退
するのか最後の一兵まで戦うのか決断しておく必要があるとしていた。まだまだ、英軍の認
識に関する限り、綱渡りの状況であった。その一方でCOSは、マラヤ防衛に関して、2月
2日会議で、マラヤに北から中国軍の脅威が迫った場合には、タイ領内のソングクラ守備位
置（SONGKHLA position）を確保するため、タイ国政府の招待または独断での進駐を
前提にすることを決めた。スコット英外務省代表は、タイがこの英軍による事実上の占領
を許容しやすくするために、インドシナで仏軍が敗北した場合やビルマに国内外からの共
産側の脅威が迫った場合、英軍の小兵力をバンコクに派遣する案を示唆した。対中戦争の
場合でも、また世界戦争の場合でも、実質的に、英軍だけでマラヤを防衛できれば、豪
州・NZとりわけ豪州に中東防衛コミットメントを受け入れさせやすくなることは明白であっ

た³³。

英国政府・軍部は、豪州・NZ 両国による中東防衛さらには東南アジア防衛に協力を求める一方で、米国による豪州・NZ 防衛保証に関しては、加盟国と保証内容の両面で、できるだけ限定的なものを望んでいた。限定的であればあるほど、豪州・NZ が米国の太平洋防衛に引き込まれる可能性は低くなると踏んでいたからであった。2月16日に開かれた COS (VCOS レベル—各軍の参謀次長クラスが行う COS 会議) には、外務省、植民地省、連邦関係省 (Commonwealth Relations Office) 代表も参加して、米國務省が促進する案についての議論がなされた結果、できれば条約ではなく、簡単な戦時における米国による豪州・NZ の防衛保証だけに限定するようにとの、駐豪・駐 NZ 両高等弁務官宛ての手紙を承認した。さらに、それが不可能な場合には、米豪 NZ 三カ国条約が次善であり、それも無理で、アリソン米国公使が示唆したように、日本とフィリピンが加わる提案がなされた場合には、英国の参加を求めるようにと指令していた。このあと、2月26日の COS (VCOS レベル) 会議では、次善の米豪 NZ 三国条約案を議論したが、英帝国内陸軍参謀次長サー・ネビル・ブラウンジョン中将 (Sir Nevil Brownjohn) が、この条約案は、豪州・NZ の中東コミットメントを弱体化するというよりも、むしろ米国が豪州・NZ の安全を保証するので、豪州・NZ がその兵力を中東防衛に提供することを促進すると発言した。ただし、同条約案の中に、太平洋地域に豪州・NZ 両軍をあらかじめ防衛配置させる規定が含まれないようにすべきだ、とも彼は論じた。ブラウンジョンは、米国によって豪州・NZ 両軍が日本防衛を含む太平洋防衛に使用され、条約を持たない英国—豪州・NZ 間の中東防衛コミットメントが空洞化することを恐れていたのである。スコット英外務省代表は、この条約案はとてもルーズにできており、中東に派遣される両国軍を太平洋に盗られる心配はないとし、豪州・NZ 両政府が太平洋に脅威がある段階で中東派遣する政治的困難を乗り越えるには、この条約はむしろ役に立つと述べ、ブラウンジョンの意見を支持した。さらにスコットは、この中東コミットメントを確かなものとするために、次の提案を行った。米豪 NZ との交渉の中で、英国政府は提案されていた条約が、英米豪 NZ が現在受け入れている地球大戦略をけっして超越しないよう希望する、と記録に留めておくことを。このスコット提

³³ “Copy of a Letter dated 31st January, 1951 from the Foreign Office to the Secretary Chiefs of Staff committee” COS (51) 51 (February 1, 1951); COS (51) 57 (February 6, 1951) DEFE 5/27. 2月5日会議では、COS は JP に対して、次の4つの問題を検討するように命令した。すなわち (1) 北朝鮮軍が大々的に拡充して、朝鮮から中国軍が撤退する可能性、(2) 米国が国民党軍を使用する可能性を示唆した場合への対応、(3) まだ、朝鮮に派兵していない国々の貢献についての研究、(4) 中国軍が北朝鮮から撤収した場合に、南朝鮮の防衛を全面的に韓国軍にまかせる可能性であった。COS (51) 24th Mtg. (February 5, 1951) DEFE 4/40; JP (51) 25 (Final) (February 8, 1951) DEFE 4/40; “Item 4: Preparations for the Defence of Malaya,” Confidential Annex to COS (51) 23rd Mtg. (February 2, 1951) DEFE 4/39.

案には、COSのみならず、同会議に参加していた英連邦省代表も賛成した。また、フィリピンその他の国々の参加に反対することでも意見の一致をみていた。同会議でのCOS見解は、2月27日付で外務省と植民地省に送られたが、COSは、この米豪NZ条約には、豪州とNZの関心を、中東防衛から太平洋防衛に移行させ得る危険があると理解するとの警告が追加されていた³⁴。

英国政府・軍部が、なんとか米豪NZ間の防衛取極めを大英帝国防衛に利用しようとする一方で、日本再軍備に関する制約条項を対日平和条約に一切盛り込まない旨を米国側に伝えることを決定していた。英国側にとって、日本再軍備は、その内容よりも、まず開始されることが重要であった。というのも、日本再軍備が、米国による豪州・NZの軍事力を太平洋防衛に取り込もうとする圧力を減少させるからであった。1951年2月26日のCOS会議において、スコット英外務省代表がこの方向での決着を示唆し、一方で、実は英国側が課したい日本再軍備の制限（防衛的な陸軍と防衛的で小規模の海空軍）については、日米両国が結ぶ防衛条約のなかで、米国側が示唆し、日本が自主的に守る形で機能することを望んでいた。そして、COSが1950年12月に承認した日本再軍備制限についてのメモを、ワシントンの英統合軍使節長テダー卿（Lord Tedder, Chief of Joint Staff Mission-JSM）をつうじてJCSに提出し、できるだけ早く英米間で議論する方向で合意した。もはや、日本再軍備の制限は、旧敵国日本に守らせるものではなく、アジアの英連邦各国とりわけ豪・NZ対策上、同盟国日本に尊重してもらう規定に変わりつつあった。米国と並ぶ世界大の西側リーダー国である英国は、日本の同盟国化に賛成し、そして日本再軍備にも賛成し、さらに日本の全体的な総力戦能力をあり得る対ソ連戦争で利用する姿勢を採っていた、とすべきか³⁵。

それと同時に、英国側は豪州・NZ側に対して、日本再軍備による脅威は重大なものではないから、米国側に見返りの多い形での米豪NZ条約にする必要がないと説得しようとしていた。1951年2月14～15日、英外務省極東局長サー・マベルリー・エスラー・デニング（Sir Maberly Esler Denning, Chief of Far Eastern Division）は豪州外相パーシー・C・スペンダー（Percy C. Spender, Australian Minister for External Affairs and for External Territories）との会談で、豪州・NZ側が米国側から何らかの安全保障を求める気持は解るが、「日本が（将来）参加するかもしれない条約」(a pact to which Japan

³⁴ COS (51) 32nd Mtg. (February 16, 1951); "Annex II: Copy of agreed draft telegram from C.R.O. to U.K. High Commissioner, Canberra repeated U.K. High Commissioner, Wellington, Singapore and Saving to Washington, Tokyo and Manila"; COS (51) 37th Mtg. (February 26, 1951) DEFE 4/40; COS, "Untitled" (February 27, 1951) FO 371/92071.

³⁵ COS (51) 37th Mtg. (February 26, 1951) DEFE 4/40.

might be a party) それ自体が望ましいかも考え直して欲しいと述べた。デニングによれば、日本の方が豪州・NZよりも中ソに攻撃されやすく、そのような条約に巻き込まれれば、豪州・NZが果すべき他の責任(中東)を果せなくなるのであった。さらに日本の脅威に関しても、デニングは、中華人民共和国の脅威のほうが深刻で、日本自体が中国の脅威を無視できなくなっていると述べ、日本の脅威にこだわる豪州・NZ側を牽制した。中東防衛に関して、スペンダーは、豪州の中東への責任を了解し、米国はそのことについて理解してくれていると述べた。これに対して、デニングは、そうは思わないと答えていた。英国側は、豪州・NZをより直接的に、さらには日本をも間接的に、英国が求める中東防衛促進に利用しようとしていたのである³⁶。

他方で、英軍は朝鮮戦争における米国の暴走による世界大戦勃発を防止すべく、文書COS(51)106(1951年2月27日付)を作成し、そのなかで、「現在、全面的核戦争の開始を正当化し得るような状況」すなわち開戦理由リストに、ソ連による日本直接攻撃を含めなかった。この時点では、英軍は、日本へのソ連侵攻を第三次世界大戦の開戦理由とすることを拒否していた。それだけではなく、COSは米国側にこの方針を呑ませるつもりであった。英軍が考えた正当化する開戦理由とは、英米加、他のNATO諸国、西ドイツ、ウィーンを除くオーストリア、トルコへのソ連の攻撃は無条件でそれにあたり、ギリシャへの攻撃は他の手段がない場合に、そしてベルリンに関しては開戦も「ありうる(possibly)」としていた。かくして英軍による、開戦理由と地理的ラインを組み合わせた「ストップライン」は、当初極東には存在していなかった³⁷。

COSにとって、ソ連との全面戦争は、即座に英国生存を脅かすソ連の核攻撃と西欧大破壊を意味していた。彼らは、米国世論がもてはやす、核兵器の大量使用による、西欧への大地上軍投入なしの大勝利という構想にいらだちを覚えていた。と同時に、1951年2月当時、COSは、米国の海空軍力からみて、ソ連軍に対日侵攻能力はないと判断していた。むしろ、米国が中ソを一枚岩とみて、中国の軍事的冒険を阻止するために、米国がソ連に核兵器を使用することがないように、米国を説得することが肝要と考えていた。英軍は、中国はソ連の衛星国ではないと確信していた³⁸。

1951年3月6日の幕僚会議(The Staff Conference - 幕僚会議では、内閣防衛委員会メンバーとCOSメンバーが協議するのが通例)で、英国首相クレメント・R・アトリー(Clement R. Attlee)はCOSの意見に賛成し、米国に核兵器使用の決断と最後通牒を渡

36 U.K. High Commissioner in Australia to U.K. High Commissioners in New Zealand and South Africa, Commissioner General Singapore, and Washington, No. 96 (February 15, 1951) FO 371/92071.

37 COS (51) 106 (February 27, 1951) DEFE 20/2.

38 Ibid.

す権利を独占させないと述べた（ただし、アトリーにとって、これらの決断は英米に専属するものであり、他のNATO諸国と共有するつもりはなかった）。2週間後、駐ワシントン英国大使サー・オリバー・フランクスは、すぐにCOS(51)106を米国側に提出し、アチソン国務長官、ジョージ・C・マーシャル国防長官（George C. Marshall）、できれば相互安全保障本部長官W・アベレル・ハリマン（W. Averel Harriman）を論議に巻き込むことを提案した。幕僚会議は彼の提案を承認し、アトリーは駐米大使に対して、同文書のアプローチを米国に受け入れさせるように活動せよと命じた。米国記録によれば、5月4日、英空軍参謀総長サー・ジョン・スレッサー元帥（Sir John Slessor, Air Marshal）、米国務省政策企画部長ポール・ニッツ（Paul Nitze, Chief of Policy Planning Staff）、国務次官補H・フリーマン・マシューズ（H. Freeman Matthews, Deputy Under-Secretary of State）が同文書について議論を行った。ニッツは早々に、日本が開戦理由に含まれていないと詰め寄った。スレッサーは同問題をさらに検討するとして、これをかわした。少し時間をおいて、5月12日には、フランクスと英外務省のサー・ロジャー・マキン（Sir Roger Makins）が、ニッツとマシューズに対して、COS(51)106に関する米国側の研究を始めるよう要求した。このあと、フランクスはアチソンに同文書を見せ、他方、英統合軍使節代表サー・ウィリアム・エリオット空軍中將（Sir William Elliot）、スレッサー、ニッツ、サー・クリストファー・スチール公使は、昼食を食べながら同文書を議論した。また、エリオットはJCS議長オマー・N・ブラッドレー陸軍元帥（Chairman of Joint Chiefs of Staff General of the Army Omar N. Bradley）に同文書の歴史についての短い概要を説明し、JCSも対応する研究をして、英国側に提出して欲しいとの希望を述べた³⁹。

実際には、米国政府内でも開戦理由問題の研究は進んでいた。政策企画部のカールトン・サベージ（Carlton Savage）は、対ソ戦争でどのような状況になれば、核兵器を使用すべきかの研究文書（1951年4月12日付）を用意していた。英国側と異なり、彼は、核使用するか否かが問題ではなく、ソ連が全面戦争の意志を持って軍事行動を取っているかが問題である、との立場を取っていた。ゆえにソ連が全面戦争開始の明白な意図を持って、米国領土、NATO加盟国、ベルリン、ウィーン、ギリシャ、日本のいずれかを攻撃した場合は、アメリカは全面戦争を開始すべきである、と彼は主張していた。ただし、日本への侵攻と朝鮮戦争への大規模介入については、できるだけ局地化につとめ、それが無理な場合にのみ全面戦争に突入するニュアンスが強かった。局地化の可能性については、日本の

³⁹ COS (51) 42nd Mtg. (March 6, 1951); COS (51) 50th Mtg. (March 20, 1951), DEFE 20/1. 米国側記録は、*FRUS, 1951, I*, p. 826. "Record of Conversation" attached to "Copy of a letter dated 18 th May, 1951 from Sir Oliver Franks to Sir Roger Makins" in COS (51) 311 (May 28, 1951); Elliot to Lt. Gen. Sir Kenneth McLean (May 22, 1951), DEFE 20/1.

軍事力を含む極東での西側と、ソ連側の軍事力のバランスによるとしていた。「ソ連の日本攻撃や朝鮮駐留米軍へのソ連による明白な攻撃の場合、疑いもなく合衆国はソ連に対する軍事行動を取るであろう。紛争を局地化するために、極東のソ連軍と領土だけに攻撃するのか、それとも欧州の（それら）も攻撃するのかは、その時の状況次第である。紛争局地化の可能性があると感じられれば、我々は恐らく核兵器を使用しないだろう。（その可能性）がなければ、我々はほぼ確実に（核使用）をするだろう」。サベージは、米国はこれ以外の極東問題によって対ソ全面戦争を開始すべきでなく、また、積極的に核を使用すべきではないとしていた。例えば、中国が台湾周辺に展開している米軍を攻撃した場合や、中国が朝鮮で米軍に大規模な戦術爆撃を始めた場合でも、米国の方針は局地化であるべき、としていた。中国と関係して全面戦争に至る場合は、中国の軍事行動に対する米国の限定的軍事行動が中ソ同盟条約の発動に結びつき、ソ連の大々的な介入をもたらす場合のみであり、その場合でさえ局地化を試みるべきとしていた⁴⁰。

サベージは、開戦理由と核使用問題で、米英協調が必ずしも必要でないとの立場をとっていた。「イギリス人との討議において、我々は、必要とならばいつでも核使用できるという、合衆国の権利（freedom）を制限するコミットメントをすべきではない。そのかわりに、大西洋条約上の（コミットメント）を越えて、将来の偶発事件においても対ソ戦争に（必ず）加わるといふ、イギリスのコミットメントを期待すべきではない」。つまり、大西洋条約の規定範囲を越えれば、米英は自由行動ということであり、共通点が見出された場合にのみ共同で戦争遂行するという考えであった。極言すれば、欧州問題以外では、米英分裂もやむなしという立場とも言えた⁴¹。

ここでマクロ的観点からの分析もしておこう。英国が懸念していたのは、1950年11月から1951年1月前半、朝鮮戦争での中国軍の一大介入に歴史的敗北を喫した米国が、その経験不足から、安易に核戦争に訴えたり、1951年4月あたりからのソ連との世界戦争の脅威に、未熟な対応を始めて、世界戦争になってしまうことであった。しかも、有能かつ党内権力がある英国外相アーネスト・ベビン（Ernest Bevin）が、同年4月14日に急死する有様で、労働党政権の基盤が弱体化する方向に向かっていった。かくして英国は、世界大西側同盟ネットワークの対等パートナーとして、米国の暴走を抑えようと必死であったとすべきか。核戦争と世界戦争を抑え込むうえでは、1950年末から1951年の時期において、英国には、まだ原爆がなく（英国の核保有は1952年）、かつ対ソ連用核戦争用での切り札ともいべき中型ジェット戦略爆撃機隊の登場にはあと5年というところであった。たしかに、

⁴⁰ *FRUS, 1951, I*, pp. 814-820. 引用箇所は819頁。

⁴¹ *Ibid.*, p. 820.

英国には、当時、世界最強の迎撃システムがあり、B-29をコピーして作ったソ連製戦略爆撃機 Tu-4が容易に原爆をロンドンに投下できる環境になかったとはいえ、投下可能性はゼロではなかった。Tu-4は、その航続力の限界ゆえに、欧州大陸からは米国大陸への往復爆撃は不可能であった。また英国は、共産中国の成功ぶりに混乱する米国が、これまでの西側陣営の方針である欧州・中東重視を棚上げして、安易に極東重視に切り替えることを恐れていた。英国が重視していたのは、バランスであった。たしかに中国の成功は認めなければならないが、軍事的にも、政治的にも、それなりの限界があることも認識し、西側は過剰な反応で、中ソ側にさらなる優位を与えないことであった。また安易に、目先の中国脅威に対応するとして、日本をあっという間に強国に仕立て、新たな日本の脅威を生み出してしまふ米国の愚行を恐れてもいた。とはいえ、英国側には、これといった極東での切り札的解決案がなかったことも指摘せねばならないが、それは、世界大でも同様であった。

米国の太平洋条約構想に対する比豪 NZ の反対ぶりとは英国の本格的な太平洋条約構想破壊アプローチ

米国政府とりわけダレスが推進していた太平洋条約構想は、それに最初から参加する予定の太平洋諸国から、総スキャンを食らうことになる。英国だけの反対にとどまらなかったのである。ただし、この最初から参加すると想定されていた比豪 NZ の反対は、英国よりもさらに控え目に見える反対であるものの、なかなか奥深い日本への不信感に裏付けられているものでもあったし、と同時に、米国との関係において、対等性は無理でも、すこしでも相互性・相互尊重を実現させようとしていた。

1951年2月12日、精力的なダレスは、マニラでフィリピン大統領エルピディオ・キリノ (Elpidio Quirino) と会見し、自らの太平洋条約構想について説明している。しかし、同大統領は、この構想に飛びついてこない。席上、ダレスがアリューシャン諸島から、日本、沖縄、台湾、フィリピンそして豪 NZ の太平洋島嶼防衛ラインを説明し、これにインドネシアを組み入れる可能性まで述べ、キリノに対して、インドネシアとの安全保障取り決めによる組み入れ可能性を尋ねている。この会談の直前まで、インドネシア大統領スカルノ (Soekarno) がマニラを訪問していたがゆえであった。これに対して、キリノは「インドネシアは、反共産主義世界の大義に明白なコミットメントをすることには、緩慢となるだろう (Indonesia will be slow to make a definite commitment to the cause of the anti-Communist world)」と述べている。要するに、インドネシアは乗ってこないと述べていた。さらに、この時点では、キリノは朝鮮戦争勃発以前の1950年5月のバギオ会議 (Baguio Conference) に触れて、東南アジアと太平洋諸国の理解を得るには、経済・文化分野で

の活動を優先すべきとし、「現時点では、軍事的処置を採る必要はないかもしれない (it might not be necessary to take military steps at present)」とまで述べていた。フィリピンは、実は、太平洋条約構想に反対していると言っているようなものであった。ただし同会見録は、大統領が「ある種の太平洋安全保障条約 (some form of Pacific security pact)」に対して、締結時期を特定することなく、「はっきりとした興味 (definite interest)」を示したと書いているが⁴²。

豪 NZ 側に詳しい歴史家マッキンタイヤによれば、追い打ちを受けるかのように、ダレスは、1951年2月15～18日までキャンベラで開かれた米豪 NZ 交渉でも、スペンダー豪外相とフレデリック・ドイッチ NZ 外相 (Frederick Doidge) から、太平洋条約反対論と米豪 NZ 防衛条約優先論をぶつけられる。2月15日の会合では、冒頭、スペンダーは、豪州の懸念は対日講和条約での日本再軍備における制限がないことであるとし、豪州が将来日本からの脅威がなくなると、マラヤや太平洋以外 (主として中東) での軍事的貢献ができないと述べた、という。ドイッチは、やや混乱気味であったが、NATO 型条約に言及した後で、米豪 NZ 三カ国条約が望ましい方向だと述べ、豪州 NZ と日本やフィリピンが組み合わさる条約には反対していた。ダレスは、ここで自らの国際認識全般の理解を述べ、日本にはもはや脅威は存在せず、また中ソはドイツと日本を組み入れることができなければ、世界戦争に訴えることはない、としたという。そのうえで彼は、日本には、朝鮮戦争ゆえに、現状では現地に防衛力がないと指摘しつつ、米国は日本を西側主要国として組み入れたいとの意志を示したという。さらに彼は、米国が作ろうとしているのは「力のスクリーン (screen of force)」であり、日本とフィリピンに駐在する米軍兵力が豪 NZ と中ソの間に割って入るスクリーンになる、と述べたという。ここですこし話は進んだようで、ドイッチは、前のドアを守って、後ろのドアを開けるとのメタファーを使いつつ、NZ の中東戦線への兵力コミットメント問題と英国が持つ太平洋条約への不安を口にした、という。スペンダーも豪軍の中東派遣責務についても言及したという。ここでもダレスは、フィリピンを排除した米豪 NZ 条約を導入すれば、フィリピンでの反感がこわいとし、米豪 NZ 条約への反対ともとれる発言をし、さらに自分は地域安全保障条約よりも非公式な安保取り決めのほうが好ましいとまで述べたという。ここでドイッチは、NZ は米大統領宣言でも受け入れるとも発言するが、スペンダーは、豪州は正式な条約を強く求めた。いずれにせよ、この日の展開は、ダレス、スペンダーそしてドイッチにとって、交渉決裂を招きかねない展開となっていた。この状況で、スペンダーは、同日夕方、豪州内閣に問題を説明し、内閣の意見と知恵を求める。席上、スペンダーは、米国による豪州防衛コミットメントと西側全体での豪

⁴² FRUS, 1951, VI, Part 1, pp. 152-154.

州の発言権確保を追求したいと述べ、米豪 NZ 三ヵ国条約は、そのための究極的目であるとした、という。しかし豪州首相ロバート・G・メンジーズ (Robert G. Menzies) は、ここですこしブレーキをかけ、豪州防衛をその他の目的よりも優先すべきとの理解で、スペンダーが交渉を進めるように要請したという。さらに他の閣僚もやや及び腰であり、内閣全体の空気としては、せめて米大統領宣言は最低ラインとしていたが、それ以上は、スペンダー次第という雰囲気だったという⁴³。

かくして2月16日会合では、意を決したスペンダーは前日(15日)夕方の豪内閣議論・決定に言及しつつ、米国側が提出したメモに、来る対日講和条約に再軍備禁止条項がない以上、その代替として、米国からの豪州への明確な安全保証が必要と、とダレスに迫った。そのうえで彼は、内閣の理解として、米豪条約締結を進める前提として、豪州には「中東でのその(豪州の防衛)義務」があると述べ、西側全体に貢献しているので、「豪州重視しろ」と言わんばかりの発言で始めている。そのうえで豪外相は、昨夕の閣議では、メンジーズ豪州首相自ら、「合衆国が、日本再軍備にいかなる制限も設定しないで、オーストラリアを適切な安全保障上の保証なしの状態に置くとは、彼は信じられない」と述べた、と伝えた。さらにスペンダーは、あっさり「合衆国、オーストラリアそしてニュージーランドの3国取り決めが、オーストラリアには最良と思える」とし、「この(やり方)、あるいは他のやり方の実現性をめぐって(交渉)が行き詰れば、(豪州)政府は、日本再軍備を制限しない(対日講和)条約に賛成しない」と言い切った。スペンダーは、日米安全保障条約ではなく、対日講和条約を人質にとって、米豪 NZ 条約促進を行ったのであった。それは、米国が望んでいた西側主要大国としての日本育成を人質にとって、米豪 NZ 条約を実現しようとしているとも言い得た。見事な脅しぶりでもあった⁴⁴。

スペンダーは、ここで止まらなかった。彼は、西側陣営全体組織の運用を念頭に置いて、豪州が重要視されていないと批判する。西側全体のなかでの豪州の地位向上をめざす。

「(前世界)戦争が勃発した時、オーストラリアが即座に全軍をもって参加した事実について、誰もが反論しまいが、(現在、)オーストラリア人たちは、彼らの国の安全保障に関わる討議になんの発言力も持っていないと感じている。オーストラリアには、北大西洋条約機構における発言力はない。それ(オーストラリア)は、いかなる継続的な安保協議取り決めにも属しておらず、それゆえに、オーストラリアに大きな影響を持つ諸イベントに対する影響力を持っていないのである。もしこの国(オーストラリア)が、その(世界戦争の)責務

⁴³ W. David McIntyre, *Background to the ANZUS Pact: Policy-Making, Strategy and Diplomacy, 1945-55* (NY, St. Martin, 1995) pp. 316-318.

⁴⁴ *Ibid.*, pp. 156-157.

を免除されるのでなければ、(豪州が発言力を持つ) なんらかの継続的協議形式が存在せねばならない」。

スペンダーが、どこまで英米加主導の西側陣営運営を理解していたかは不明だが、少なくとも豪州の陣営内地位が NATO レベルに達していないと理解し、米豪 NZ 条約を利用して、地位改善を望んでいた。ここは、豪州内閣全体から離れ、独走的であったが⁴⁵。

止めというべきか、スペンダーは、豪州がなぜ日本再軍備制限条項を無視できないかを詳説し、かつ米国からの豪州防衛保証がなければ、現豪州政権は、議会・世論上、生き残れないと断言する。彼は、対日講和条約に軍備制限条項を導入しないことにより発生する3つの危険可能性について、次のように説明していたが、日本の政治事情にも疎い性質のものであった。

1. 共産主義者たちが日本で権力奪取する可能性—オーストラリアは、自由世界の側に、日本を引き込む必要は分かっていた。しかし、そうすることで、我々には備えるべき危険ができる。
2. 経済要因—昨日ダレス大使がこれらのいろいろについて言及したが、本質的に我々の側で日本を経済的にどう維持していくのかという問題が発生している。
3. 日本と西側世界よりも、日本と中国がお互いにうまくやっけていきやすいと思うかもしれないという危険。(イタリック原文)

実際、当時の日本では、日本共産党は事実上の分裂・衰退状態、かつ日中関係は事実上の断交に近かった。むしろ豪州政界・世論が、旧敵である日本を、太平洋戦争からわずか5～6年で、自らの安全保障に関わる同盟国として受け入れる「変わり身の早さ」ができていなかったとすべきか。いや、できる方が不思議だったが⁴⁶。

とはいえ豪州政府は豪州議会・世論に対して、日本軍事強国化を前提とする対日講和条約と日米安全保障条約の締結を説明し、かつ彼らに受け入れてもらわねばならなかった。英国型民主主義国政府であった。議会と世論を納得させる諸条約方針を提示できねば、政権を失う可能性を、政治家でもあるスペンダーは次のように述べている。「スペンダー氏は短く述べた。我々(豪州政権)が感じてきたことは、我々が人々と議会に向って、我々は合衆国が求めるタイプの対日条約を承認するが、オーストラリアには(この承認に)対応す

⁴⁵ *Ibid*, p. 157.

⁴⁶ *Ibid*, pp. 157-158.

る安全保障取り決めはない、と言え、それは我々の（責任）政党にとって、（自らが）政治的に忘却される（対象）となることを意味するだろう。だから我々は、正式な取り決めを求めているのだ。米国政府・軍部に、豪州民主主義の拘束を意識させていた。米国にとっては、日本はもはや旧敵ではない展開となっていたが、豪州議会・世論にとっては、そうではなかった、とすべきか。ドイツ NZ 外相も、NZ の意見も豪州のそれと同様と述べていた。米国側からすれば、日本を主要西側国として育成・組み入れるためには、米国が豪州・NZ を防衛する確かな条約が必要と思われ知らされた瞬間、とすべきか⁴⁷。

豪州・NZ が国際・国内政治的上の「すじ」を重視していたとするなら、フィリピンは対米コンプレックスからの解放と対日賠償要求という2つの要素を、将来日本の脅威と共産主義の脅威への対応という2つの要素にくっつけていた。いや、米国側は、そう意識していたとすべきか。マニラ駐在米国大使マイロン・M・コーウェン (Myron M. Cowen) が1951年3月15日に国務長官宛に打った電報には、フィリピン側が、対日講和条約にからめて、日本による対比賠償に拘っていると警告していた。さらに、日本とフィリピンが同じ「太平洋安全保障条約 (Pacific Security Pact)」に組み込まれれば、日本人司令官が比軍を命令する展開となることを恐れていると警告していた。「もし日本もまた (太平洋安全保障条約の) メンバーとなれば、フィリピンの反応は (次のような) 恐怖ゆえに否定的なものとなるだろう。(すなわち) フィリピン人たちはジュニア・パートナーとなり、ありうることとして、特定状況で、日本人司令官たちのもとで、フィリピン軍部隊が貢献することが求められる (という恐怖ゆえに)」。同じ安全保障条約のもとでは、比軍と再軍備された日本軍をいっしょに運用するには、多大な政治的困難さがあるとの指摘であった。この恐怖感に加えて、コーウェンによれば、フィリピンは、日本からの賠償獲得を重視していた。いずれにせよ、このような状況では、破格の日本からの賠償でもなければ、あるいは破格の政治的ギフトでもなければ、フィリピンに再軍備制限なき対日講和条約を受け入れさせることは困難であった。太平洋条約など問題外という外交交渉状況であった⁴⁸。

1951年4月5日、マーシャル米国防長官は国務長官に対して、極東での西側同盟づくりに関する大統領宛メモ原稿を送りつける。国防総省側の方策は、太平洋条約という一体化ではなく、太平洋島嶼防衛ライン諸国を3つの分離した条約で米国につなげる策であった。米国防省首脳および米軍首脳は、大統領が元来提示している対共産主義上の日本育成と日本の侵略国化防止の両方の目的、そしてダレスの日本・フィリピン訪問そして豪州・NZ との協議の結果を、しっかり念頭に置いていた。そのうえで、次のように述べていた。

⁴⁷ *Ibid*, p. 158.

⁴⁸ *Ibid*, pp. 179-180.

「この問題についての考慮は、とりわけダレス大使の日本、フィリピン、オーストラリアそしてニュージーランドへの一連の訪問のあいだに、次のことを明らかにした。(すなわち)望まれる結果を達成するには、単一(安全保障)取り決めによるよりも、一連の安全保障取り決めによるほうが有力であると」。国防総省と米軍は、極東での西側同盟づくりのうえで、一体性を強引に持たせる必要はないと知っており、できるだけ現地の旧敵日本への感情さらには現地の国内政治的必要を尊重しつつ、最低限の軍事的必要を満たすという方針であった。国防総省と米軍は、極東における西側同盟全体について、日本を主要西側パートナーとして育成するシステムであれば、単一性に拘る必要はなく、日米同盟を中心とした、いろいろな形式の諸同盟をネットワークする形態で十分と考えていた。そして、国防省・米軍は、具体的な諸安保取り決め内容について、日米、米比、そして米豪 NZ の3つとし、状況によっては、米豪 NZ 枠にインドネシアを組み入れるべきとしていた。この国防長官による大統領宛メモ原稿で、米国政府・軍部内での大枠方針は決まり、あとは、日比豪 NZ その他との政治的調整となつたとすべきか。まるで駐ワシントン英国大使は、米国国防省・軍部案を支援するかのように、同日(4月5日)のダレス、ラスクそしてアリソン東京駐在米国公使との会議で、英国政府はフィリピンが、米豪 NZ 条約に組み込まれることを懸念していると表明していた⁴⁹。

英国政府は、米国が固執する米豪 NZ 防衛条約へのフィリピン参加促進を、米国主導の太平洋勢力圏づくりへの豪州・NZ の組み込み策と理解していた。これへの対抗として英国は、米豪 NZ による3ヶ国条約を、英国が希望している将来の中東から南アジアを経て東南アジアそして太平洋までの防衛体制樹立への第一歩と位置付け、米国が希望している太平洋列島グループ防衛構想から豪州・NZ を切り離そうとしていた。1951年2月28日のワシントンにおけるフランクスーダレス会談において、ダレスはトルーマン大統領が米豪 NZ 条約へのフィリピン参加を望んでいると示唆した。衝撃を受けた英外務省のスコットは、3月7日付の私的覚書に、英国は、米豪 NZ 間の防衛合意に干渉すべきでないとしたうえで、その理由として、英国には豪 NZ を守る力はなく、米国の関与は豪 NZ の防衛に役立つので、英国が自らの太平洋問題への関心を米豪 NZ に伝えることで、この米豪 NZ 合意を太平洋で支配的な合意に育て、それを通じて、英国の権益を守るべきと書き込んでいた。3月13日付の私信で、英連邦相パトリック・ゴードンウォーカー (Secretary of State for Commonwealth Relations Patrick C. Gordon Walker) は、豪州首相ロバート・G・メンジーズ (Robert G. Menzies) に対して、米豪 NZ 条約とフィリピン参加問題に関しての英国政府見解を伝えた。この私信は、アトリー英国首相の承認を得て送られ、また同内容は

⁴⁹ *Ibid.*, pp. 183-186.

NZ 政府にも伝えられた。この私信の原案には、米国が英国の太平洋権益、とりわけ豪州・NZ を奪っていくという恐怖感がはっきりと書かれていた。そして、フィリピン参加問題に関して、ゴードンウォーカーは、フィリピン参加が戦略的必要から出てきたとは思えないと指摘した。こう述べることで、彼は、豪州・NZ が太平洋の米国圏であるフィリピンと同列に扱われ、同圏に組み込まれたと判断され得るというシンボリックな反対理由を示唆していた。さらに重要な問題として、彼は、英国政府が将来樹立することを期待している、インド、パキスタン、セイロン、さらには東南アジアの国々をも含む、北大西洋条約並みの全太平洋条約 (a full Pacific Pact) の成立への第一歩として、米豪 NZ 条約を位置付けたいと主張していた。そうであれば、英国政府は、同条約をインド、パキスタン、そしてセイロンに説明しやすいと断じていた。英国政府は、同条約を英連邦防衛用の将来の全太平洋条約への第一歩として扱おうとしていた。但し、修正されたあとの実際に送られた電報には、次のような変更点があった。まず、全太平洋条約からすこし拡大して、中東を明白に加え、さらに北大西洋条約との連結可能性を示唆した。長期的な望ましい方針として、彼が目指したのは、米国主導ではない、英連邦主導の地域同盟ネットワークづくりであり、太平洋から東南アジアへ、そして南アジアから中東へ、さらに北大西洋条約につなげて世界大の防衛網 (the world-wide defence chain) を完成させることであった。第一に、太平洋から東南アジアそして南アジアそれから中東に広がる、地域防衛体制は最も望ましい長期的目的であり、北大西洋条約が最初のリンクである世界大の防衛網を完成させる観点から、英国政府は、米豪 NZ 条約を「歓迎」するというのであった。しかし、フィリピンの参加に関しては、他の東南アジア各国に参加を許さなかったということで動揺が生じるという理由で、英国は反対した。さらに、太平洋で、米国が英国に取って代わるという表現ではなく、英国が米国に媚びへつらう (subservient) 立場になったと英国世論が理解してしまうという表現に変えた。ただ NZ 政府に対しては、豪州政府への対応とは違って、NZ 政府が中東へのコミットメントを守る意思を表明したことに感謝する内容を、わざわざ別の電報で送った⁵⁰。

これに答えて、3月23日発 (3月22日着) の電報で、ドイツ NZ 外相は、米豪 NZ 条約で米軍が豪州・NZ を防衛し、豪州・NZ 両軍が中東に派遣される予定である以上、英国政府の全地球大防衛条約構想には適応していると強調した。しかし、フィリピン参加問

⁵⁰ Washington (Franks) to Foreign Office, No. 606 (February 28, 1951); R.H. Scott, "Untitled" (March 7, 1951); P.C. Gordon Walker to Robert Menzies (March 13, 1951); E.G. Cass to E.J. Emery (CRO) (March 13, 1951) FO 371/92072. なお、内閣の承認も3月12日に受けている。"Pacific Pact" (March 12, 1951); P.C. Gordon Walker to Robert Menzies (March 13, 1951); CRO (Gordon Walker) to U.K. High Commissioners in Australia and New Zealand, No. 238 and No. 144 (March 13, 1951); CRO (Gordon Walker) to U.K. High Commissioners in Australia and New Zealand, No. 237 and No. 143 (March 13, 1951) FO 371/92072.

題に関して、ドイツは、比参加に英国が考えるような意味があるとは思えず、比領土に米軍が駐留している以上、十分に戦略的な理由からの参加と言い得ると反論していた。とはいえ、NZ政府としては、積極的に比参加に固執するつもりは全くなかった。英国政府は、比不参加を実現することは可能と認識した⁵¹。

他方で豪州政府の答えは、NZ政府のそれと比べると、はるかに冷たいものであった。3月22日、豪州政府ロンドン駐在大使エリック・ハリソン（Resident Minister for Australia in London, Eric Harrison）は、ゴードンウォーカーに豪州政府の反論を提出した。豪州政府は、英国政府が最も大事にしていた、米豪NZ条約を全地球大防衛条約構想の一部と位置付けず、このような条約構想の実現を待ってから、太平洋での条約を進めるとすれば、当分できないであろうと批判し、つぎのように止めを刺した。「実のところ（In truth）そのような（英国が提案する）地域防衛体制は、我々の判断では、予想できる将来、実際にできる可能性はない」。また、フィリピン参加についても、豪州政府は、英国の懸念には「根拠がない（unfounded）」と非難していた。さらに、豪州政府は英国の戦略を混乱させた。豪州政府は、日本再軍備に関する制約を平和条約に書き込むことと、この制約を実現するための監視組織を設けることを要求したのである。おまけに、その理由として、再軍備した日本がソ連と中国と積極的に協調し、太平洋の大きな脅威になることを、豪州政府は挙げていた。英国政府にとっては、豪州政府は米国よりもはるかに交渉しにくい相手としか写らなかった⁵²。

かくして英国政府は、米国政府と交渉することにより、フィリピンを米豪NZ条約から排除しようと試みた。3月30日付の電報で、フランス駐米大使はロンドンに対して、ダレスとの交渉の結果、立派な理由さえ考えれば、比政府を排除できる可能性が大きいと伝えた。英国政府は、比問題での豪州政府との交渉を避け、一方的に英米交渉で解決する方針を豪州政府に伝えた。英国外務省は、4月3日付のフランス宛電報のなかで、米国側に提示すべきこととして、フィリピンの参加は他の東南アジア地域への悪影響を招くとの懸念、米豪NZ条約は太平洋の条約という性格であるべき等を挙げていた。しかし米国に提示してはいけない、本当の理由もそこには書かれていた。当時の英国政府は、フィリピンを米衛星国とみなしており、英国が参加しない米比豪NZ条約となれば、世界は豪州とNZが「米州連邦体制（an “American Commonwealth” system）」に組み入れら

⁵¹ U.K. High Commissioner in New Zealand (Doidge) to Commonwealth Relations Office, No. 196 (D. March 23, 1951, R. March 22, 1951); Foreign Office to Washington, No. 1194 (March 29, 1951) FO 371/92072.

⁵² “Record of Conversation between the Secretary of State for Commonwealth Relations and the Resident Minister for Australia-Thursdays, 22nd March, 1951” (F 1072/36); “Message from the Australian Minister for External Affairs to Mr. Gordon-Walker,” (March 22, 1951) FO 371/92073.

れたと見るであろうと考えていた。4月5日、フランクスは、ダレスとラスク極東担当国務次官補と会談し、英国政府の比参加への強い反対を再度繰り返した。そこで、フランクスは米国が豪州・NZとの条約内容と同じであるが、別の条約をフィリピンと結ぶ案を示唆した。ダレスとラスクは、別個の条約を結べば、豪州・NZの「防衛上の責務」(defence obligations)が軽くなり、比防衛におよばないのではと質問した。当然の質問であったが、フランクスは「わからない」と答えた。フランクスによれば、やがて米国人達同士で話し始め、それから、豪州・NZの「防衛上の責務」はフィリピンに米軍が駐留している期間は発生すると、彼等は主張し始めた。米国側の根拠は、米軍への攻撃は米国自身への攻撃と同じであるから、豪州・NZには防衛上の責務は発生するというものであった。米国側はそう述べると、JCS、国防長官、その他の国務省首脳と相談し、英国側に最終回答を出すと言った。これはまさに玉虫色の解決への道を作ったと言えた。この形式の解決ならば、米国側は豪州・NZを太平洋防衛線に組み込んだと言えるし、英国側はそれを回避したとも言い得るのであった。4月14日、ラスクはフランクスに対して、米国政府はフィリピンを含めない形で米豪NZ条約を結ぶことを決定したと通告した。この会談で、ラスクは、米豪NZ条約と日米安保条約そして米比条約、以上3条約の防衛コミットメント内容を同レベルに揃えることが重要であると述べ、間接的ながら、米国の太平洋防衛線の一部としての米豪NZ条約であることをアピールしていた。とはいえ、英国外交の結果、フィリピンへの英連邦側の防衛コミットメントは、あいまいなままとしか言いようがなかったが⁵³。

米国政府・軍部内でのダレス案＝太平洋条約案をめぐる討議・検討

1951年1月12日に、ダレスがフランクスに、太平洋条約に関するダレス案を提示した会談をさかのぼること、ほぼ1ヶ月前、1950年12月13日、すでにダレス案の前身は、米国防務省から米国防省に対して提案され、後者による研究が求められていた。1951年1月3日、JCSはこの太平洋条約の可能性を探ることに合意した。が、しかし、JCSは、この条約は対ソ上あまり意味がないことをよく知っており、交渉経過の中で条約内容が拡大して参加国を増やし、防衛上の責務が増し加わることを恐れていた。しかし、太平洋条約を実現するには、米軍にとって、この頃の極東軍事情勢はあまりにも切迫していた。朝鮮戦争

⁵³ Washington (Franks) to Foreign Office, No. 934 (March 30, 1951) (F 1072/37); CRO (Gordon Walker) to U.K. High Commissioners in Australia and New Zealand, No. 298 and No. 178 (April 2, 1951); Foreign Office to Washington, No. 1277 (April 3, 1951); Washington (Franks) to Foreign Office, No. 1029 (D. April 6, 1951, R. April 7, 1951) (F 1072/40); Washington (Franks) to Foreign Office, No. 1137 (April 14, 1951) (F 1072/42) F 371/92073.

への中国介入以来、米陸軍は歴史的敗北を重ね、米軍は対中戦争への拡大は思い止まったものの、ソ連軍が日本に直接侵攻し全面戦争が始まりかねないことを懸念していた。もはや対日封じ込めは問題外であり、米軍内部にはソ連による対日侵攻が米-NATO間いや英米間の軍事同盟関係をも危うくするとの危惧があった。太平洋条約構想は、すくなくとも米軍にとって、戦略的に不可能かつ危険になっていた。この観点から、この防衛取極めは、太平洋の島国にのみ参加国を絞ること、さらにどんな場合でも「香港防衛」に兵力を派遣するコミットメントをしないように、とJCSは国務省に釘を刺していた。この出発点に、すでにJCSの戦略的意味がこめられており、軍事的には望まないが、政治的に必要なら、せめて太平洋防衛線の構築だけにとどめ、アジア大陸、とりわけ東南アジアには関わらないというものであった。JCSは、英国を含む西欧植民地帝国の植民地防衛に関わらないように気を付けていた。また軍事的にも、日本防衛を除けば、豪州、NZ、フィリピン、そしてインドネシアの防衛では、米海軍の圧倒的な力をもっとも効果的であり、安く上がる防衛責務であった⁵⁴。

ただ、このJCS合意で重要なことは、この乗り気がない彼等に、太平洋条約促進を受け入れさせたひとつの理由が、英国が望んでいた同じ戦略的な理由、すなわち豪州が太平洋地域で安全を保証されれば、「中東での」防衛貢献に「より多くの援助」(more assistance)を提供できるという理由であった。JCSにとって、対ソ全面戦争に突入した場合に、西側陣営諸国の全力を結集し勝利することが不可欠であった。彼等から見れば、豪州・NZに関する限り、英米間の戦略体制の責任分担地域をめぐる論争は、所詮、英国が豪州・NZその他の東南アジア地域を利用して、米国を東南アジアその他英権益防衛に引き込もうとする「わな」にだけ気を付けておればよかった⁵⁵。

しかしながらJCSが、当初から、西側軍事同盟網の中核である英米加の高度戦争計画決定グループに、豪州を参加させないつもりでいたことは重要である(豪州・NZ側も当時、英米加がどのように地球大の対ソ戦争準備をおこなっていたかについて、すくなくとも完全な形で把握していなかった)。JCSは豪軍の中東貢献を、対ソ戦争での不可欠な作戦と位置付けていたが、それでも西側軍事同盟網全体での豪州の地位となると、少なくともこの時点では、対等性を与えようとはしなかった。実際、1月15日、国務省のジョージ・パーキンス欧州担当国務次官補(Assistant Secretary of State for European Affairs George Perkins)がダレスに対して、豪州側は地球大軍事計画の立案に参加を希望し、豪州側の使節をペンタゴンに送りたいと希望している、と伝えたが、のちにJCSがこれを断ってい

⁵⁴ *FRUS, 1951, VI, Pts. 1 & 2, pp. 132-133; p. 1366.*

⁵⁵ *FRUS, 1951, VI, Pt. 1., p. 133.*

た⁵⁶。

ダレスにしても、太平洋条約構想自体よりも、これを実現することによって可能になる寛容な対日講和と日本再軍備の促進に関心があった。いわば彼にとっても、太平洋条約は目的というよりも手段であった。1951年1月3日付の国務省高官フィリップ・C・ジェサップ(Philip C. Jessup)宛メモのなかで、ダレスは「合衆国が必要と考える形での対日平和条約に、他の参加国が合意しないかぎり、合衆国は(太平洋)条約にコミットすべきではない」と明言していた。さらに、この太平洋条約は、「日本が軍事力(military force)を、単なる国軍(a national force)としてではなく、国際安全保障機構の一部として創出できる国際的枠組み」を提供すべきである、と彼は考えていた。かくして象徴的なことに、トルーマン大統領はダレスに、対日講和条約および日本再軍備を交渉する権限とともに、「太平洋の島国間での相互援助取極め」についても交渉する権限を与えていた。しかし、前述のごとく、2月2日に、ダレスはガスコインから英国の太平洋条約反対論をつきつけられ、同日、ショックを受けた彼は国務省に対して、英豪NZ間の「連邦の絆」(Commonwealth ties)を強調した、英国を含む太平洋諸国の安全保障宣言の可能性を打診していた。ダレスは、ただの宣言ならば、英帝国防衛に引き込まれないと判断していたのではないか。しかし、2月8日付のワシントン発メモのなかで、この宣言案に関して、ラスクは、英国の参加に道を開けば、フランス、オランダ、そしてポルトガルまでが参加を希望し、太平洋条約の趣旨が植民地帝国防衛に変化してしまうと批判した。これでは、対日平和条約と日本再軍備促進のための手段が一人歩きしてしまうことになりかねなかった。ラスクは、太平洋条約という参加国の多いシステムではない、「合衆国の一方的宣言」、「一連の2国間合意」、または「3ヶ国合意」といった選択肢を提出していた。彼は、ダレスに対して、豪州・NZとこれらの選択肢について議論することを提案した⁵⁷。

同じ2月8日、ワシントンでは、ラスクはシドニー・G・ホランドNZ首相(Sidney G. Holland)一行と会談を行っていた。ラスクが、英米間での太平洋条約交渉経緯を説明すると、ホランドは聞いたばかりの英国の態度に怒りを爆発させ、世界戦争になればNZがその主力たる1個師団を中東に派遣するにもかかわらず、NZ自身は十分な防衛保証を受けていないと訴えた。ここで、NZ代表団は、米国の防衛保証を求め、この条約に英国も含めるように提案した。これに対して、ラスクは、NZと豪州の安全保障は、「日本に軍備制限を押し付けなくても」十分に保障し得るとNZ側の説得を試みた。が、この時点では、NZ側はまだ将来の日本の危険を懸念していた。他方で、ここで注目すべきは、NZ側が、

⁵⁶ *Ibid.*, p. 141. W. David McIntyre, *op. cit.*, p. 296.

⁵⁷ *FRUS, 1951, VI, Pt. I.*, p. 135; p. 137; p. 145; p. 150.

太平洋地域で「地域戦争」が勃発した場合には、中東コミットメント中心の戦略構想を考え直す用意があると発言したことである。米国側には、この発言は、特定の条件下では、NZは東アジア防衛にも参加し得る、と聞こえたに違いない。ここでラスクは、米豪NZの三カ国条約を提案し、NZ側はこのアプローチにすぐ合意した。しかし、その直後、NZ側は矛盾するかのように、中東と欧州への責任感を告白し、英連邦の一員としての微妙な立場をのぞかせていた⁵⁸。

このあと、英国側は豪州・NZ両国が中東防衛コミットメントを解消する可能性を恐れ、2月14日、米国政府による太平洋条約案および太平洋での集団安全保障に関する宣言案に対して、英国政府の反論を提出した。英国側は、宣言だけでも、日本への攻撃と豪州・NZへの攻撃を同列にし、日本防衛への豪州・NZ軍派遣に道を開くと非難していた。その結果として、両国は中東へのコミットメントをおろそかにするという結論になるのであった。これは、もっともあからさまに、英国側が、豪州・NZ両国を英連邦防衛から米国の太平洋防衛線に失うという懸念を表明したケースであった。さらに両案にどの国が参加するかで、東南アジア各国に動揺が拡がり、南アジア各国にも影響があるとも警告した。そのあとで英国政府は、米豪NZの三カ国条約ならば受け入れ可能と示唆したのであった⁵⁹。

すでに触れたキャンベラでの2月15～18日の米豪NZ交渉において、焦点は、太平洋条約から三カ国条約にすでに移っていた。この条約への合意はほぼ確定的であったため、米国にとっては、この条約で、対日講和条約締結のための国際環境を整え、日本再軍備への豪州・NZの反対をなくし、そしておまけとして、豪州・NZによる太平洋防衛への貢献可能性を探ることが見えてきた。米国から見れば、キャンベラ交渉の席上、スペンダー豪外相が、無制限の日本再軍備に反対したものの、再軍備プロセスを査察するメカニズムの導入に固執しないと発言したことは、大きな前進と言い得た。しかし、ドイツNZ外相は、大戦間期におけるドイツ再軍備の例を挙げ、日本にチャンスを与えれば、また大事になると懸念を表明していた。これに対して、ダレスはベルサイユ講和における失敗として、あまりに厳しい制限を課せばかえって逆効果になると主張していたが。さらに、ダレスは、日本再軍備が大規模なものにならず、かつアンバランスな内容（戦略航空兵力や航空母艦な

⁵⁸ *Ibid.*, pp. 148-149. この頃、NZはすでに中東派遣用徴兵を開始し、33,000～35,000人の兵力派遣を準備していた。さらに、ホランド訪米以前の1月30日に、NZ軍参謀長委員会 (NZ Chiefs of Staff Committee) は4つの選択肢を検討していた。第1に、米国が正式に豪州・NZを防衛する条約案、第2に、英米加豪NZおよびほかの非共産主義アジア各国を含む包括的条約案、第3に、ダレスが示唆した太平洋条約案、そして最後に、大統領宣言により非公式に米国が豪州・NZを防衛する案であった。彼らが2月6日に考えていたのは、最後の選択肢が最も受け入れやすいとするものであったが、ラスク-NZ首相交渉を受けて、第1案へと鞍替える。McIntyre, *op. cit.*, pp. 305-307.

⁵⁹ *FRUS, 1951, VI, Pt. I.*, pp. 154-155.

どの海外攻撃能力を保有させない軍事力育成)になるので心配はないとし、最後のとどめとして、日本人の最近の平和志向を挙げた。ダレスは、豪州・NZから日本再軍備へのフリーハンドを獲得しようとし、事実上、それを得た。それは、米国による太平洋防衛線構築での大きな成功であった。この会談では、豪NZ側はソ連の脅威がいまだに欧州・中東に顕著とする立場を採ったが、ダレスは「極東と南太平洋には実際の攻撃の危険があり、彼(ダレス)はその危険がここで大きいのか、欧州でそうかは解らない」と発言し、豪州・NZ両政府を驚かせていた(米国は、当時、ソ連の対日侵攻から始まり得る世界戦争を真剣に恐れていた)。ダレスは、この危険を豪州・NZに悟らせることで、太平洋防衛線への豪・NZ両軍の参加・貢献を探ろうとしていたのである。さらに、豪州・NZの安全保障にとっての日本防衛の重要性を強調して、ダレスは次のように発言していた。「この地域(豪州・NZ)の軍事的防衛の観点からすれば、日本は重要な位置にある。攻撃は、インドネシアから南下ということになるかもしれないが、よりありそうなのは、北の日本経由であろう」。これに動かされたのか、ドイツは、自らの三カ国条約への支持を再確認したうえで、NZ国民に「より大きな構想」(the bigger concept)を受け入れてもらうには時間が必要だと発言した、という。この時点で、米国側からすれば、米豪NZによる三カ国条約推進の合意ができたと見えたであろう⁶⁰。

それから米国側は、「白人達の条約」という批判を回避するために、インドネシアがことわることを期待して、参加要請を行った。また、フィリピンに関しては、大統領がこれを求めた。そのどちらに関しても、英国政府はきびしく反対した。米国政府は、英国政府の反対を尊重した。4月初めに、ダレスがワシントンに帰ってきた時には、国務省内には、太平洋条約は跡形もなく消えうせ、米豪NZの三カ国条約、日米の防衛条約、米比の条約による防衛線の考えだけが残っていた。しかし、日本再軍備促進、さらには豪州・NZ両政府に太平洋防衛の重要性を認識させた貢献など、ダレスをはじめ国務省首脳は、米国による太平洋での戦略体制強化には、一定の成果をあげたと評価すべきか。いや、彼らは、西側全体の構造にマイナスを持ち込むことなく、日本を西側主要パートナーとして、国際政治的に組み込むことに成功していた、とすべきか。

⁶⁰ *Ibid.*, pp. 157-159; pp. 161-163. 米国軍部内にあった、ソ連による対日侵攻で世界戦争になるとの脅威認識については、拙著、前掲書、第6章。ただしダレス訪豪をひかえて、スペンダー豪外相が2月15日付で豪州内閣に提出した、「太平洋防衛条約(Pacific Defence Pact)交渉に関するメモ」には、「我々にとって、日本が攻撃された場合、その防衛のために、豪軍部隊を派遣するかもしれないコミットメントへの関与を考えることは明らかに非現実的である」と書かれ、また同メモはこの対日防衛コミットメントを避ける観点からも、北大西洋条約型の条約体制は不可能としていた。Roger Holdich, Vivianne Johnson, and Pamela Andre eds., *Documents on Australian Foreign Policy: The ANZUS Treaty, 1951* (Canberra, Department of Foreign Affairs and Trade, 2001) p.72. Hereafter this book is abbreviated as *The ANZUS Treaty, 1951*.

しかし米軍部にとって、小規模の防衛取極めで繋ぐ方式は、英国側の「わな」にはまり込まなかったものの、防衛力の集中や戦線の集約を阻害するものとして写った。4月7日付レポートで、JCS 下部組織であった統合戦略概観委員会 (Joint Strategic Survey Committee-JSSC) は、英国の圧力に屈して、複数の条約となったと非難し、ひとつの地域条約のほうが参加国の資源を集中できて「侵略に抵抗する連合行動 (COMBINED ACTION)」を取りやすかったと文句をつけていた。そして JSSC は、このような小規模条約をどんどん結べば、「ビルマ、インド、パキスタン、イラン、サウジアラビア、そしてイスラエル」と米国との二カ国条約を結ぶ道をつけてしまうと危惧していた。さらに彼らは、戦略的な観点から、小規模の条約と防衛取極めの締結を続ければ、連合した軍事行動が取れないために、米国の軍事的重荷が増加してしまうと批判した。すでに、彼らによれば、米軍は重要な3つの任務に全力をあげており、軍事資源的には枯渇しかねなかった。すなわち、第1に朝鮮での戦争を戦う、第2に戦争用作戦基地として日本を防衛する、第3に欧州戦線での現在不満足な軍事態勢を改善することであった。この観点から、JSSC は、日米防衛条約以外の2条約については締結しないように勧告した⁶¹。

JSSC と国務省の間のギャップを埋めるべく、4月11日、ダレスと JCS の会談が持たれた。席上、ブラッドレー JCS 議長は、まだ JCS の最終的立場は決めていないとしたうえで、分離方式で複数の防衛取極めを行うやり方の是非を論じた。利点は、米国がフィリピンとの特別な関係をそのままにできることぐらいで、不利な点は、分離しているので NATO のような集団安全保障システムが持っている抑止力がない、インドシナやビルマから同様の条約締結を迫られる、そして最後に、どの条約にも要員を派遣する必要があり、重複と無駄が多くなるといったものであった。シャーマン米海軍作戦部長も不利な点を強調し、とりわけ統合軍事計画に関して、各国がばらばらの支援要求を行う可能性を心配していた。JCS は、当初、政治・外交的理由に特化した、ハブ・アンド・スポーク型の同盟ネットワーク形成を嫌がっていたのである⁶²。

戦略的に効果的運営ができない以上、JCS はこれらの防衛取極めの格を、条約から合意へ、さらに一方的アメリカの宣言へと、格下げしようと試みた。これに対してダレスは、これまでの米豪 NZ の間での交渉経緯を説明し、これ以上の時間を交渉にかけることは、米国が三カ国条約に反対と受け取られかねないと述べた。この文脈において JCS は、妥協策として、戦争計画、その立案、そして軍事機構化を共有しないことを明記した条項を、防衛取極めに導入することを提案した。ジョセフ・ロートン・コリンズ米陸軍参謀総長

⁶¹ JCS-2180/10 (April 7, 1951) CCS 092 Japan (12-12-50) Sec. 2, RG 218.

⁶² FRUS, 1951, VI, Pt. 1, pp. 193-194.

(Joseph Lawton Collins) は、次のようにすら言った。「日本防衛に関する我々の計画を見せる必要などないであろう、なぜなら他の国々には日本防衛に駆けつける能力などないのだから」。ダレスは、このように反論した。「別々の条約ではあっても、関係各国はすべて平等に、日本が攻撃されたらそれを防衛することを誓約するであろう、我々自身が日本支援に駆けつけられないことでもないかぎり」。そして、彼は、豪州・NZには、彼等の中東防衛コミットメントゆえに、米国の戦争計画を知る権利があると主張した。ここでブラッドレーはダレスに対して、最も重要な質問を行った。「日本への攻撃があった場合、他国はどれほど確実に、日本防衛に駆けつけてくれるのか」。この質問への答えが、かなり確実というのであれば、米国は豪州・NZを太平洋防衛線の積極的同盟者として考えることができたのだが。しかしダレスは、豪州・NZの世論に対して、日本を同盟者扱いすると発表すれば、反乱が起こると答えた⁶³。

JCSの期待は、瞬時に消えてしまった。そしてブラッドレーとシャーマンは、はっきりと書かれた防衛取極めよりも、柔軟で堅苦しくないそれを望んだ。シャーマンは、戦争計画の立案は、「秘密会合の部屋」(the back room) でやったほうがうまく行くと述べた。未練は残しつつも、JCSは米豪NZ三カ国条約に多くを望まない方向に舵を切った。同日、JCSは、国務省案の分離された複数の防衛取極めを結ぶ案を支持することを決めたが、豪州・NZ両国との防衛調整は最小限に留め、戦争計画、その立案、そして機構化を含まないように提案した。さらにJCSは、米豪NZから構成される「太平洋理事会」(The Pacific Council) が、NATOおよび米州機構(The Organization of American States)の戦争計画立案に参加もできないように、さらに後者2者で決定した計画内容にもアクセスできないように、方策が採られるように要求した。JCSには、豪州とNZが、米国太平洋防衛線での積極的な同盟者、とりわけ日本防衛にも駆けつけるような存在になれない以上、高度の軍事計画立案に携わらせる気はなかったのである。4月13日、マーシャル国防長官は、この決定をアチソン国務長官に送った。米軍部からすれば、アンザス条約は実体がない、政治的色合いが濃い条約であり、多くも期待できない代わりに、多くも失わない防衛協定であった。さらに同月19日に、国防長官から国務長官に送られた同月17日付メモによれば、JCSは国務省に対して、アンザス条約案の第7条・第8条で、軍事計画・立案そしてそのための組織を設けないこと、さらには同条約により、米国が豪NZとの軍事立案組織だけでなく、太平洋島嶼諸国間の正式軍事立案組織を設けないことを求めているという。JCSは、豪NZを英米加西側主導組織に参入させないだけでなく、既存のNATOやリオ条約組織とも正式な連絡関係を作らず、さらにあり得る将来の太平洋島嶼諸国間条約での

⁶³ *Ibid.*, pp. 197-199.

正式軍事立案組織づくりにも関与させるつもりもなかった。米国からすれば、アンザス条約は、日本を西側主要国として参入させるための、国際外交上の「手段」であり、その「手段」に西側全体の組織運営を妨害させるつもりはなかった、とすべきか⁶⁴。

しかし、歴史家マッキンタイヤによれば、この米国政府・軍部方針、つまり豪州・NZを西側同盟網の英米加世界大指揮・計画立案組織に参加させず、かつNATOおよびリオ条約とも連結させず、さらにアンザス条約で設ける協議会（Council）を無力化する方針を、豪州・NZ側に受け入れさせるには、米国側はたいそう苦勞したとする。1951年6月1日に、ダレスは豪大使スペンダーと駐ワシントンNZ大使サー・カール・オーガスト・ベレンドセン（Sir Carl August Berendsen）との会合で、ダレスはこの方針を受け入れさせることに失敗し、6月25日の会合でも三者は議論したが、ダレスは他の上位組織や他の西側同盟との連結・連絡を、アンザス条約案から排除できていなかった（豪外相スペンダーは、1951年4月に駐ワシントン豪州大使に就任していた）。ここで、ダレスはJCSと厳しい協議に追い込まれるが、結果として、7月10日の協議で、ダレスが「太平洋協議会」および他の西側組織との連結についての新方針で折り合ったという。そのうえで、同日、ダレスは豪・NZ両大使と会い、これらの修正についての合意を獲得している。協議会については、外相クラスまたは副大臣クラスの構成として、軍事組織の色を取り去り、他の同盟軍事組織との連絡関係は、太平洋地域のみを対象とした。これで、すくなくともアンザス条約をつうじて、豪州とNZが英米加世界大指導組織とつながることはなくなり、かつNATOともつながることはなくなった。これにより、アンザス条約組織が、世界大の西側同盟ネットワーク内での下部組織化・地域組織化することが決定的となった。すくなくともこの時点では、米国は豪NZを西側全体での主要なパートナーとして見ていなかった、とすべきか⁶⁵。

米国政府・軍部内での日本総力戦パートナー日本論と英国政府・軍部内での中東戦線再構築論との歩み寄り

米国は、英国が求める消極的な諸策では、中ソが作り出した世界大戦と極東での限定戦争・内戦・国内政治闘争といった諸脅威の荒波を乗り越えられないと確信していた。米国による1951年の極東西側同盟ネットワークづくりの性格は、表面的には、極東での米国勢力圏づくりに見えるが、米国は中国のアジアでの成功に加え、朝鮮戦争がエスカレートしてソ連との世界戦争に直面すると懸念していた。かくして、米国政府・軍部内では、中ソ

⁶⁴ *Ibid.*, p. 200, p. 221; Decision on JCS-2180/12 (April 11, 1951) CCS 092 Japan (12-12-50) Sec. 2, RG 218.

⁶⁵ McIntyre, *op. cit.*, pp. 340-343.

の諸脅威に消極的な抵抗しかできない勢力圏づくりでは、到底、中ソ脅威の荒波に対応不能との意見が支配的であり、日本を主要西側同盟パートナーとして新たに受容・育成する以外の道はないと考えるようになっていた。すなわち日本を、対ソ連戦争＝第3次世界大戦でも大きく貢献し、平時の冷戦闘争でも、中国による極東全域での冷戦型闘争に大きく貢献してくれる、そんな日本に作り変えていく、と考えていたとすべきか。それは、英国側が考えていた、米国の極東勢力圏づくりと英連邦側が考えていた対ソ・対日ダブル・コンテインメントを組み合わせたという消極的発想を越えて、新主要パートナーづくりとも言い得る、新しい西側同盟のあり方を模索するものであった。

その方向づけを行った米国政府文書が、国家安全保障会議による報告書である1951年5月17日付 NSC-48/5である。同報告書は、同年5月16日に開催された NSC 会議 (91st Mtg.) が採択した報告書「アジアにおける合衆国の目的、政策および行動方針 (United States Objectives, Policies and Courses of Action in Asia)」であり、翌日 (17日) に、トルーマン大統領が同報告書を裁可し、「国務・国防両長官の調整下で合衆国政府のすべての関連実施省庁によって、その実施をするように命令 ((The President) directs its implementation by all appropriate executive departments and agencies of the United States Government under the coordination of the Secretaries of State and Defense)」した。そして米国は、冷戦が世界大の闘争であり、全般的な目配りが重要としたうえで、共産側が実際にアジアで軍事力行使をしていることに鑑み、1951年5月という時点では、米国への直近の脅威は、大陸欧州からではなく、アジアからであるとする。「アジアにおける合衆国の目的、政策および行動方針は、ソ連圏に対する自由世界強化という世界大目的に貢献するようにデザインされるべきであり、そして世界じゅうでの合衆国の能力とコミットメントとの関係に十分配慮して決定されるべきである。しかしながら、共産側のアジアでの軍事力行使に鑑み、現在、合衆国安全保障への最も直近な脅威がこの地域に存在しているとの理解に基づいて、同地域での合衆国の行動を採るべきである」。具体的には、同報告書は、ソ連が中国をうまく使って、東アジア全域を支配し、そのうえで、ソ連が東欧から西欧への侵攻に全力を注げるようにする戦略・軍事状況を作ろうとしているとする。「現在のソ連の戦術は、共産中国の諸資源を徹底的に使って、大陸東アジア、そして最終的に日本を、そして西太平洋の主要島嶼諸島をソ連支配下に置こうとすることに集中しているようである。大陸東アジアでのこの (ソ連) 目的達成は、ソ連の東部側面を確固たるものとし、ソ連に他の地域とりわけ欧州での攻撃力集中を可能にすることで、実質的に合衆国を犠牲にしたソ連の地球的立場を強化するものである。(さらに) 日本を含む西太平洋の島嶼諸島を、ソ連が支配下におけば、合衆国の安全保障への受け入れ難い脅威となるだろう」。ここには、第3次世界大戦での世界大戦争の図式上、ソ連が欧州・極東の2正面作戦を採

る必要から解放され、西欧席卷おそらくは英国を含む西欧席卷を可能にし、勝機を得る可能性を作ろうとしている危険を読み込んでいたと思われる⁶⁶。

当時の戦略・軍事状況では、英本土・中東・極東での英米航空基地がソ連支配下に落ちれば、米空軍のB-29およびB-50では、航続距離上、ソ連本土への戦略爆撃作戦は困難となる。つまり1951年に獲得したばかりの原爆300個以上による、一気のソ連敗北を可能にする戦略核作戦の可能性が消え、まだソ連側にわずかではあるが勝利の可能性が残る総力戦主体の戦争に回帰し得る可能性を生むとすべきか（ただし、米大統領が核主体の世界戦争形態を選ぶのか、第2次世界大戦型のそれを選ぶのかは、多分に、その時点での政治的・道義的決断となるので、戦略・軍事状況だけで決まるものではない—また総力戦型での世界戦争となっても、ソ連の勝機はゼロではなくなる程度でしかないが）。また日本を含む西太平洋島嶼諸島を失うことは、ソ連艦隊がこれらの地域を使って、太平洋を東進する可能性よりも、日本および駐日米軍がソ連東半分への脅威となり得るのが消滅するというのが大きかった。つまり、守りよりも攻めだが、そうは書きにくかったとすべきか。

ただし、この報告書では、米国は1951年のタイミングで、対ソ連全面戦争をできるだけ回避すべきとしている。さらに同報告書の別の箇所では、朝鮮戦争の展開と絡めて、この対ソ世界戦争だけでなく、中国全土を含む極東大戦争をも回避すべきとしている。そのうえで、西側全体で世界戦争回避・極東大戦争回避を行うべきとし、米国だけが先走ることなく、西側全体の決定・行動を重視するとしていた。この方針について、もちろん米国の潜在的な原爆保有数をさらに増やすことを重視したとも言い得るが、むしろ総力戦能力での圧倒と、それに基づく冷戦型闘争での勝利を目指していたとすべきか。とはいえ、同報告書は、米国の全体的防衛利益を犠牲にするような回避の仕方をすべきでないとはしていた。と同時に、余程のことがない限り、米国は西側陣営一体となつての「集団安全保障原則の強固な確立と効果的適用」を追求すべきとの立場を採っていた。この時点では、米国一国の対ソ連戦争などまったく議論されておらず、西側陣営全体での圧倒的戦争遂行能力と、できれば冷戦下での勝利が追求されていた⁶⁷。

とはいえ米国にとって、1951年の時点では、アジア全域において、西側陣営は冷戦・世界戦争を立派に戦い抜ける同盟諸国は存在せず、「長期的諸目的（Long-Range Objectives）」として、中ソ側の圧力を排除しながら、いかに冷戦を戦い抜ける同盟諸国を育成するかが課題であった。それを前提として、すぐに着手すべき「現行目的（Current Objectives）」として、中ソ離間と「日本-沖縄-フィリピン-オーストラリアそしてニュージー

⁶⁶ *FRUS, 1951, Vol. VI, Part I, pp. 33-34.*

⁶⁷ *Ibid, pp. 35-36.*

ランドという島嶼防衛線の安全保障維持」を掲げていた。あとから見れば、1951年の極東西側同盟ネットワーク形成時における、米国との4つの同盟諸国は、すべてこの島嶼防衛線の国々であり、日米安全保障条約、米比相互防衛条約そしてアンザス条約こそが極東西側同盟網の基礎であり、中核であると言い得た。同報告書は、この防衛線のなかでは、とりわけ日本が自律的な西側大国として極東の安全保障に大きく貢献できるように、米国が育成すべきとしていた。「日本が、米国に友好的な自立的な国となり、国内治安維持ができ、そして外的侵略に対して自衛し、そして極東の安全保障と安定に貢献するように、支援せねばならない」。そのうえで同報告書は、極東に米国中心の西側同盟ネットワークを形成すべきとしていた。自立の形、相互援助、さらには米国がかなりの援助をするとしても、「米国を含む、アジアと太平洋地域の自由諸国のあいだでの効果的な安全保障・経済関係の発展を促進すべきである」としていた⁶⁸。

また NSC-48/5 に添付された「付録2-アジアにおける合衆国の目的、政策そして行動方針についての NSC スタッフ研究 (Annex 2: NSC Staff Study on United States Objectives, Policies and Courses of Action in Asia)」によれば、日本の総力戦遂行能力とりわけ工業力の有用性について、次のように述べていた。「重工業における日本の潜在力は、ソ連の現在生産力のほぼ50%に相当する (Japan's potential in heavy industry is roughly equal to 50% of the Soviet Union's present production.)」。このことは、第3次世界戦争となれば、日本の西側参加は、次のような優位を西側全体にもたらすことを意味した。1950年末までの西側陣営の陣営総力戦遂行上の前提であったのは、ソ連の工業力を1とすれば、英連邦がほぼ同等、そして米国が3となる計算であった。また、分裂しているドイツと、世界大戦ではすぐにソ連側に軍事的に席卷されるフランスを計算できないとされていた。つまり、西側陣営4対ソ連側1という工業能力差であった。それが、米国主導で極東での西側同盟ネットワーク育成を行えば、日本の工業力が西側全体の工業力総体に加わることとなり、西側陣営4.5対ソ連側1となる。世界戦争での西側有利をさらに強めるものであった。英米が原爆に頼らなくても、通常戦力だけで余裕で勝利し得るのであった (核兵器を使用せずに、通常戦力だけで対中ソ世界大戦に勝利すれば、その後の世界中の共産主義勢力排除が容易になることは、英米政府・軍部の常識であった)。さらに具体的に述べれば、展開によるものの、日本が継続的に作り出す武器・装備が極東での有力な西側兵力を生み出し、それが、ソ連にとって、東西2正面作戦を強いることが考え得た。この付録2の他の箇所では、日本の工業力と極東島嶼地域の資源が結びつくことで生まれる総力戦能力の凄さについて、こうも述べている。「極東人口のほぼ3分の1は、島嶼

⁶⁸ *Ibid.*, pp. 35-36.

地域に住んでおり、(その=島嶼居住) 結果による防衛上の特典を得ている。この3分の1が、日本の工場(地帯)と南太平洋の沖合の大きな島々の原材料とを組み合わせるならば、強力な(戦力)システムを作り出し得る」。そのうえで、この付録2は、日本の人口、工業能力、地理的位置そして成功した米国による日本占領が、西側陣営に大きな貢献をもたらしている、とする。「日本の人口、工業能力、地理的位置、そして占領から来る合衆国との関係が、それ(日本)を自由世界の重要資産にしている(make)」。また、この「占領から来る合衆国との関係」がこれからの「安全保障共同体」づくりの基礎となっている、と認識しているとすべきか(言い換えれば、占領改革で大成功したので、日本には、日米間、いや西側陣営内での安全保障共同体としての資格、しかも主要国としてのそれが生まれたとの見方が存在していたのである)⁶⁹。

他方で、米国政府・軍部内では、この時点で、対中ソ最前線とも言い得る台湾と韓国については、まだ西側の恒常防衛線のなかという意識はなかった。いや、それ以上に、米国西側同盟網の一員たる資格が整っていないとの評価であった。とはいえ、米国としては、台湾が中ソ側の支配下に落ちることを許容するつもりはなかった。NSC-48/5は、「ソ連と同盟する、あるいは(ソ連に)支配されている、いかなる中国政権にも台湾を渡すことなく、台湾の防衛能力強化を早める」とする。台湾を中ソ側に放棄しないが、同時に、西側一員として、すぐに歓迎するものでもなかった。トルーマン政権は、蒋介石政権があるべき西側民主主義政権と見なしておらず、望ましい西側同盟諸国による冷戦勝利に拘っていたことが垣間見える。NSC-48/5の別の部分では、米国による直接的な台湾本土防衛ではなく、米軍が直接関与するのは第7艦隊による対中国海上封鎖だけであり、米国が経済・軍事物資援助を行うものの、国民党政権が自主的に西側型民主化を促進することを望んでいた。韓国については、1951年5月時点では、最終的目的として、「統一された、独立した、そして(西側型)民主主義的朝鮮(a united, independent and democratic Korea)」をめざすとするものの、「最小限として(as a minimum)」、適切な取り決めが付いた休戦、38度線の南全域での大韓民国による完全支配、朝鮮半島からの非朝鮮系軍隊の完全撤退、そして北朝鮮から軍事攻撃を抑止または排除できるだけの韓国防衛力の育成を挙げていた。それは、まだ韓国については、国内民主主義の育成どころか、その国家生存が確定していないので、国連の大義との両立を考えながら、まずは国家生存の条件確保をめざしていた。米国からすれば、韓国の状況は、休戦促進の観点から、西側同盟国としての同盟ネットワーク組み入れなどまだ問題外であったとすべきか⁷⁰。

⁶⁹ *Ibid.*, p. 41; p. 48.

⁷⁰ *Ibid.*, pp. 35-36; p. 38.

台湾・韓国問題以上に、NSC-48/5添付「付録2」は、極東諸問題をめぐって、英国、カナダそしてインドといった「重要友好諸国間での一体性欠如 (lack of unity among important friendly nations)」に苦しんでいると嘆じていた。とりわけ、英印と米国の間での欧州とアジアの重要性についての意見相違について苦しんでいると認めていた。「連合王国の国益は、欧州とアジアの相対的重要さについて、異なる態度を採らせている。と同時に、連合王国とインドの両者は、合衆国とは異なる、中国での諸展開の(英印)解釈と戦略状況算定をもとに、中国と台湾に対して行動してきた」。この時点では、米国 NSC スタッフは、まだ英国の意図について、よくわかっていたわけではなかろう。西側陣営の対等指導国である英米は、極東での西側同盟網形成をめぐって、世界戦争を含む世界大の方針について、合意形成が必要となっていた、とすべきか⁷¹。

当時、英軍部にとって、中東戦線は決して楽観できる状況ではなかった。この時期における、英軍内部での世界大戦用中東防衛計画を見れば、トルコを含むほとんどすべての中東各国と中東石油を防衛する外輪 (Outer Ring) 防衛戦略、ペルシャ、イラク、そして中東石油の防衛をあきらめ、トルコ-レバノン-エジプトの防衛に集中する内輪 (Inner Ring) 防衛戦略、そして、レバノン-ヨルダン防衛に専念する戦略、以上3戦略が研究されていた。外輪戦略は、政治的にも経済的にも最も望ましいものであったが、地元兵力以外に、戦争開始から30日後に8個師団と900機の航空戦力、6ヶ月後に15個師団と1350機が必要とされ、西側がこの大派遣軍を用意するのは不可能とされていた。とりわけ、米軍が地上軍を中東に一切派遣しない以上、英連邦と地元の兵力のみでほとんどすべてをまかなわなければならなかった。英連邦中心でなんとかするのは内輪戦略であり、トルコの兵力(当時約40個師団を保有)を最大限に活用しつつ、戦争開始から30日後に英連邦は1個師団と482機を配置、開戦6ヶ月後には7個師団と1062機(内2個師団と250機はトルコへの支援用)だけですむという計算であった。レバノン-ヨルダン防衛戦略は、トルコの兵力を当てにしないために、内輪戦略よりも兵力が必要であった。この内輪戦略でも、英帝国陸軍参謀長サー・ウィリアム・ジョセフ・スリム元帥 (CIGS Sir William Joseph Slim Field Marshal) は7個英連邦師団の装備内容が不十分である可能性を指摘していた⁷²。

この頃、ロンドンでは、1951年5月30日会議で英参謀長委員会 (COS) が、JP が提出した英国国家戦略 DO(50)45改定案を議論し、締結予定の米豪 NZ 三カ国条約 (ANZUS) との関連で、世界戦争勃発時の極東・東南アジア戦略に関する規定を設ける

⁷¹ *Ibid.*, p. 43.

⁷² JP (51) 82 (Final) (May 30, 1951); "Item 2: Defence of the Middle East-1951/1954," Confidential Annex to COS (51) 93rd Mtg. (June 6, 1951) DEFE 4/43.

ことを決めた。同会議での修正意見を含めた、5月29日版 JP レポート「防衛政策と地球戦略」によれば、世界戦争を不可避としなかったが、西側陣営が軍備増強を終えるまでにソ連が戦争に踏み切る可能性は否定できないと判断し、最も危険な時期を1952年後半とした。また同レポートは、第3次世界大戦での最重要事項を、英国本土をソ連の核攻撃を含む航空攻撃から効果的に防衛すること、と強調していた。米ソの核兵器使用は確定的ではなかったが、世界戦争の始まりは、ロンドンへの核兵器脅威そのものたり得るのであった。そのうえで、同レポートは、冷戦と熱戦の区別は不明確かつ無意味であるとし、戦線として、西欧、中東、東アジア (East Asia) を挙げていた。そして英国の安全保障上の優先順位として、西欧第一、中東第二を明白にしたのち、極東のうち東南アジアについては、全面戦争では死活的に重要でないと言い切っていた（ただしこの西欧第一は、多分に英国本土防衛との関連の色が濃く、また北東アジアについては、米国の担当地域という意識が強く、その分析は薄い）。英軍としては、東南アジアは「かなり重要 (critically important)」と同レポートに書き込むほどであっても、第2次世界大戦の経験から、東南アジアの動向が英国の生存を決するほど死活問題ではないことは自明であり、それを同レポートのなかで認めていた⁷³。

JP は、この観点から、世界大戦および冷戦における東南アジア防衛を、優先順位第三に置くどころか、西欧第一と中東第二に貢献すべきものとして位置付けていた。まず、JP は、極東と東南アジアでの英国外交政策の最大目的を英米仏による政策一致としたうえで、統一政策の目的を、共産主義の拡張を封じ込め、英仏がインドシナとマラヤに使用している兵力および資源を「本当に死活的な目的—西欧防衛」に使用できる環境づくりと規定していた。その環境づくりのためには、中国からの直接的脅威よりも、インドシナやマラヤにおけるような国内共産主義分子の活動を取り締まることが肝要とされていた。他方で、この JP レポートでは、それまでの持論であった中ソ可分論を後退させていた。具体的には、JP は、とりわけ朝鮮戦争での中国介入以降、中ソの両共産主義勢力は強固な同盟関係にあり、近い将来、中国がソ連とは異なる独立した政策を追従する可能性はほぼゼロと書き込んでいた⁷⁴。

そのうえで、同レポートは、全面戦争時、豪州・NZ 両国は、アンザム地域での防衛兵力を最小限にとどめ、中東防衛への貢献に努めるべき、としていた。アンザム地域が、マラヤなどほんの一部の東南アジア地域しか含んでいない以上、JP が豪州・NZ に期待して

⁷³ "Item 4: Defence Policy and Global Strategy (Revision of DO (50) 45)," Confidential Annex to COS (51) 93rd Mtg. (June 6, 1951); JP (51) 90 (Final) (May 29, 1951); Annex to JP (51) 90 (Final) (May 29, 1951); Annex to JP (51) 90 (Final) (May 29, 1951) DEFE 4/43.

⁷⁴ Ibid; Annex to JP (51) 90 (Final) (May 29, 1951) DEFE 4/43.

いた軍事的貢献は、中東重視=帝国防衛重視の姿勢であった。他方で、アンザス条約との関係から、アンザム地域防衛と米国の太平洋防衛が密接に繋がることを重要としたが、具体的な協力内容は一切書き込んでいない。またJPは豪州政府に対して、6月7日付レポートで、極東方面からの豪州への直接的脅威は存在せず、豪軍（とりわけ地上軍）の中東派遣を「第一優先順位」とするよう要請した。同レポートは、英連邦国防相会議に出席する英国防相に対して、英軍部の考えを説明したものであった。英国は豪州・NZに対して、世界戦争では、極東よりも中東を優先することを求めていたのであった⁷⁵。

前述のとおり歴史家マッキンタイヤによれば、6月25日のダレスと豪NZ側会談でも、ダレスは、豪NZ側が求める米豪NZ間の恒常的軍事立案組織と他の西側同盟との軍事連絡組織の導入を、アンザス条約条文から排除できていなかった。しかしダレスは、1951年6月27日付国防長官宛メモで、国防総省・軍首脳に対して、恒常的軍事立案組織と他の西側同盟との軍事連絡組織を排除したと説明していた。そしてアンザス条約で設ける協議会は他国との協議を担当するが、「普通は（normally）」軍事的チャンネルではなく、「外交的チャンネルをつうじて（through diplomatic channels）」、NATO やリオ条約、あるいは将来は「日本との安全保障取り決め（a security arrangement with Japan）」と関わる、と説明していた。そのうえで、ダレスは、国防総省がこの新しい条文草案を受け入れるように要請する⁷⁶。

しかし、JCSの懸念は払しょくされない。JCSは、1951年7月9日付の反論メモを国防長官に提出し、国防次官指導下で彼のスタッフがダレスと7月10日に条文修正協議をおこなったという。国防長官から国務長官に送られた、7月20日付確認メモには、第7条・第8条の修正版が書き込まれている。修正内容は、さらにアンザス条約枠組内での恒常的軍事組織設置をせず、他の西側同盟ネットワークとの定期的連絡組織を設けないことを徹底することであった。7月9日付メモで、JCSはアンザス条約第8条に盛り込まれていた他国・地域組織・諸国同盟との「協議関係（consultative relationship）」が大きく発展し、NATO やリオ条約と結びつき、西側全体の軍事立案や軍事協力が連邦化して、現状の英米加主導の西側軍事立案システムが揺らぐことを恐れていた。言い方を変えれば、地球大の西側同盟網で英米加に指導性を保証している、ハイエラルキー的ハブ・アンド・スポークス型の同盟網運営を妨害する、連邦型という新しい形の西側同盟網運営が生まれ

75 Ibid. 英米間では、1951年2月に、英国側が担当するアンザム地域と米国側が担当する太平洋地域の線引きがすでに議論されていた。一応の線引きはなされたが、米国側はあまりアンザム地域を尊重するつもりはなかった。See JP (51) 68 (Final) (May 4, 1951); COS (51) 96th Mtg. (June 11, 1951); JP (51) 86 (June 7, 1951); Annex to JP (51) 86 (June 7, 1951) DEFE 4/44.

76 FRUS, 1951, VI, Part I, pp. 221-222.

ないように気を付けていた、とすべきか。さらに JCS は、正直にも、世界戦争では、第2次世界大戦と同じく、米国が太平洋地域での「主要な戦略的責任 (primary strategic responsibility)」を担うので、豪 NZ に大きな発言力を許すつもりはないと示唆していた。杞憂とも言い得たが、米軍首脳の本音が出ていた⁷⁷。

他方で、米比条約も混乱していた。マニラ駐在のコーウェン米国大使は、1951年7月17日付国務長官宛電報で、キリノ大統領との同日会談の内容さらには現地世論状況を説明し、フィリピン政府が、立派な国として扱われたいという「エゴ」問題を抱えている、と警告していた。具体的には、米国は豪 NZ と対等な同盟関係を結び、日本とすら対等な同盟関係を結ぼうとしているのに、フィリピンとはいまだに「主権国家 (a sovereign nation)」としての付き合いがない、とフィリピン側がこぼしている、と示唆していた⁷⁸。

これを受けて、翌日(7月18日)に、ダレスはブラッドレー統合参謀本部議長と会談している。驚いたことに、ブラッドレーは、JCS による米豪 NZ 条約へのフィリピン参入反対は強烈なものではなく、政治的の必要があれば、考える余地があるとした。しかしダレスは、もうアンザス条約交渉および米国政府・軍部内検討がかなり成功していたためか、むしろ米国とフィリピンの関係を米国が一方向的にフィリピンの防衛をするのではなく、米比間に米豪 NZ 間の「相互性の条約基礎 (a treaty basis of mutuality)」を導入すべき、と申し入れていた。とはいえブラッドレーは、豪 NZ と同様に、対等な軍事立案を認めるつもりがないと発言していたが⁷⁹。

このあとすぐに、コーウェン大使から、7月19日付電報がワシントンに飛び込んでくる。その内容は警告であり、フィリピンは日本が再軍備して、再度侵略的になることを恐怖しており、「もっと正式な防衛取り決め (a more formal defense arrangement)」がないと、フィリピン人たちの恐怖は収まらない、と示唆していた。さらに、キリノ比大統領の政治的エゴを満足させる必要もあり、本人は1949年に太平洋条約を提案したとの自負があるので、米国はそれなりの「敬意」を示す必要があるとも示唆していた⁸⁰。

ここから米務省は、必死に、国防総省・軍首脳に働きかけ、これまでの米国主導型のフィリピン防衛枠組を改め、米比対等の同盟関係を受け入れてもらうように奔走することとなる(とはいえ国力・軍事力において、米比間にはあまりに差があったが)。ダレス抜きで開かれた、7月25日の国務省主要官僚と JCS および主要参謀たちとの会議で、国務省側と JCS 側が激しい議論を交わすことになる。ラスクは、フィリピン政府は、日本から賠償

⁷⁷ *Ibid.*, pp. 226-228.

⁷⁸ *Ibid.*, p. 223.

⁷⁹ *Ibid.*, pp. 223-224.

⁸⁰ *Ibid.*, p. 225.

を獲得できないことで怒っていると発言し、なんらかの米国からの特別の安全保障措置があると比側をなだめるべきと示唆した。これに対して、ブラッドレーは、新しい米比条約がなくても、米軍は現在の米比二国間関係枠組に「完全に満足 (perfectly satisfactory)」としており、さらに同枠組はフィリピンが必要としている安全保障を供給してきた、と発言している。米軍が満足している米比軍事関係とは、1946年3月24日にマニラで署名され、同月26日に発効した軍事基地協定のことであった。かくして米軍首脳の見解は、軍事的必要の観点からは、新たな米比条約は不要というものであった。ブラッドレーは、正直にも「統合参謀 (本部) は、太平洋地域での如何なる形式での5カ国 (安全保障) 取り決めも好まず (the Joint Chiefs disliked the idea of any five-power arrangements in the Pacific)」と、米比の二国間関係が「最も満足が行くもの (the most satisfactory)」としていた。これに対して、ラスクは、来る新条約により、米比関係の現状が妥協されることなく、かつ情報交換および統合的軍事立案を求めるような組織内容にしないと述べて、JCS側に歩み寄っている。米空軍参謀長ホイト・S・バンデンバーグ (Hoyt S. Vandenberg) は、国務省側の条約案を見て、JCS側の原則に合致するかを確かめたいとする一方で、次のように述べて、フィリピンよりも日本の方を重視していると示唆している。「彼は、もし日本とフィリピンに同時攻撃があったなら、我々 (米軍) はフィリピン支援に駆けつけられないかもしれない」。JCS側は、世界戦争に勝利するには日本の力が死活的としていたが、フィリピン防衛にはその死活性がないとしていた、とすべきか。この7月25日会議では、米比同盟の詳細を決定することはせず、検討継続ということで折り合った⁸¹。

その後、8月2日付メモで、アチソン国務長官がマーシャル国防長官に対して、フィリピン国内では、「賠償と安全保障の2点をめぐって (around the two points of reparations and security)」と、大混乱が起こっていると警告し、さらには、米豪 NZ・日米両条約と比較して、米比条約ではフィリピンは米国から見下されているとの意見が支配的とした。そのうえで、コーウェン大使の意見では、フィリピン世論をなだめるために、「単純な同盟・相互安全保障条約 (a simple treaty of alliance and mutual security)」の形式を採るべき、としているとも伝えた。最後には、JCSは譲る。彼らは、同日 (8月2日) 付マーシャル国防長官宛メモで、本音では、新しい相互防衛条約では、1947年3月26日発効の基地協定以上の米軍待遇を獲得できないとして反対したいが、目先を捨てて、全体を見れば、国務省が望む「そのような同盟条約 (such a treaty of alliance)」が「合衆国の全体的優位 (the overall advantage of the United States)」につながるとした。これでなんとかなると思いきや、今度は、豪州側から米国に対して、アンザス条約と米比条約の内容を一致させるべき

⁸¹ *Ibid.*, pp. 229-230.

との圧力を受けることとなる（この詳細は別の機会に譲る）⁸²。

周知のとおり、8月30日の米比相互防衛条約署名には、トルーマン米大統領とキリノ比大統領が臨席したが、アンザス条約と日米安全保障条約の署名には、トルーマンの臨席はなかった。フィリピンの「エゴ」を満足させるためのパフォーマンスであった、とすべきか。かくして1951年8月末から9月上旬にかけて、3つの同盟条約に関係各国代表が署名し、その背後で英米両軍首脳間の「ストップライン」をめぐる激しいやりとりも終わり、朝鮮戦争でも休戦交渉が始まり、それを受けて戦闘の激しさも少し緩和していた（3条約成立の外交プロセスについては別の機会に論ずる）。

この文脈で、米国政府・軍部内では、NSC-48/5実行に関する9月25日付経過報告書が回覧されていたが、意外にも、楽観は見られない。むしろ、英米間で合意されている、西欧第一、中東第二という図式のなかに、且先は、米国にとっては極東第一という志向を割り込ませている。同報告書の付録2 (Annex 2) で曰く、「アジアでの合衆国の行動は、合衆国の安全保障にとっての最も直近で明白な諸脅威が、現在のところ、この地域に存在しているとの理解に基づいて、(行動を) 続けるべきである (U.S. action in Asia must continue to be based on the recognition that the most immediate overt threats to U.S. security are currently presented in that area.)」と。具体的には、NSC-48/5裁可後の4ヵ月間でも、中国・北朝鮮両軍の軍事力拡張と、「日本の安全保障に脅威を及ぼす極東での緊張拡大 (the increased tensions in the Far East threatening the security of Japan)」を挙げている。つまり西側全体としては、1951年4月以降の国連軍による中国軍の脅威削減成功という、それなりの極東安定化に成功したものの、西欧や中東に比べて、極東ではまだまだ即時の効果的対抗が求められ、かつそれに失敗すると、世界戦争や極東大戦争を惹起しかねないとの懸念が、まだ付きまとっていたとすべきか⁸³。

とはいえ米国政府・軍部は、中長期的に、ソ連が極東支配をもくろんでいることを確信し、目先の脅威には目先の策で対応するだけでは通用しないし、ソ連の軍事力重視次第では、エスカレーションも大いにあり得る、と自らに言い聞かせていた。ただし、それなりに、ソ連は極東では劣勢に立っていると示唆しながら。

「他方で、現在のソ連戦術である、東アジア大陸と最終的に日本、そして西太平洋の他

⁸² *Ibid*, p. 233; pp. 238-240. 8月9日の会合では、スペンダー豪大使がラスクラに対して、米比条約が米豪 NZ 条約よりも、米国の防衛コミットメントについて、より明確であれば、豪州での反応は「非常に悪い (very bad)」となろうと表明していた。そのうえで、豪州での反対日講和条約派は、すでに米豪 NZ での米国防衛コミットメントが十分に明確でないと公言しているとも述べていた。

⁸³ *Ibid*, pp. 81-82.

の主要島嶼諸島をソ連支配下に置くという（戦術）には、いかなる変化も見られない。ソ連はこの（極東支配）目的を達成するために、共産中国の資源を最大限酷使するつもりであることは、すべてにおいて明らかである。今日まで、合衆国はソ連との全体戦争を避けることに成功してきた。が、しかし、もしソ連が軍事的手段に頼んで朝鮮での（自らの）決定を押し付けると決めていても、（すでに）極東での諸展開ゆえに、ソ連が大規模な戦争拡大をしないで、（ソ連が自らの方針を）実現できる操作（活動上の）余地は狭まっている」。

どこまでも、米国としては、いや西側としては、こちら側からは世界戦争を仕掛けるつもりはないが、ソ連側の動きは、どこまでも完全コントロールできない、としていた⁸⁴。

そのうえで、同経過報告書は、米国が西側同盟諸国の懸念を押し切る形で、米国の利益にかなう形で、「集団安全保障原則（principle of collective defense）」を効果的に行使し続けてきたとする。要するに、英仏の心配を押さえて、米国は極東での同盟形成政策と他の友好国づくりでも成功してきた、と理解すべきか。他方で、この経過報告書は、極東における西側同盟網形成を踏まえつつ、西側全体の強化・拡充について、建設的な積み上げができていと判断していた。わざわざ対日講和会議での成功を例示しながら、こう述べている。「建設的な側面では、対日講和会議で示されたごとく、アジアと非アジアの諸国の偉大なる統一性に向っての進歩が明らかになった」。ただし、まだまだ時間と手間をかけ続ける必要があるとの理解の下で⁸⁵。

ここから、経過報告書は、日本に関する米国の成功を前面に押し出している。日本中心の極東西側同盟ネットワークを作り、さらにそれを利して、中ソの極東脅威を最小限化しようとしていた、とすべきか。同報告書は、英米が原稿を作った、サンフランシスコ講和条約に、48カ国が署名したことを「アジアにおける分岐点（a turning point in Asia）」とし、「アジアのパワー状況での重大な潜在的变化（a significant potential change in the power situation in Asia）」を体現しているとしている。さらに、冷戦という見地から、この講和条約署名が、日本の自立、親米、国内治安、そして対外脅威からの防衛に役立ち、それが極東全体の安全保障・安定にも貢献している、と同報告書は評価している。そのうえで、同報告書は、朝鮮戦争における日本の経済的な国連軍支援が、日本経済強化とりわけ貿易拡大の面で顕著な役割と果しているとし、「日本の商業的輸出は、1950年7月－9月期の月当たり約7千万ドルのレベルから、1951年4月－6月（期）の月当たり1.25億

⁸⁴ *Ibid.*, p. 82.

⁸⁵ *Ibid.*, p. 82.

ドルのレベルへと増えてきた」と報告している。また同報告書は、日本の国防力強化にも触れ、米大統領が1951年8月29日に、日本が米国の沿岸警備隊にあたる兵力樹立を裁可したことを書き込み、さらに、日本の警察予備隊への重装備供与について、国務省と国防省が協議していると書き込んでいる⁸⁶。

またこの経過報告書からほぼ1ヵ月半後に書かれた、中央情報局（CIA）による「国家情報算定43号（NIE-43）」（1951年11月13日付）によれば、ソ連は極東で大きな成功を収めているとする。同算定の結論で、次のように、ソ連がすでに極東での勝ち得た戦略的資源の大きさを認めている。「ソ連は、現在、共産主義者支配下にある極東諸地域から、膨大かつ実質的な軍事的・経済的優位さを獲得している。このばく大で、続いている大地は、非共産主義的極東を攻撃するための、近接地域へのさらなる政治的浸透のための価値ある諸基地を提供しており、さらに、ソ連の防衛上の縦深性をも提供している。それ以上に、それ（極東の大地）には、膨大な人的潜在力と、まだ多くが開発されていないものの、おびただしい数の戦略的原材料源がある」。そのうえで同算定は、やや安易な陣取りゲーム的理解を持ち込み、ソ連が当時支配している場所である、満州、北中国そして朝鮮北部を失うと、それがソ連の安全保障への「脅威」に結びつくとしていた⁸⁷。

さらに同算定は、「朝鮮全土に共産主義者支配が拡大すると、それがソ連対日作戦用の最良の基地を与えることになる」と警告している。この理解は、1953年末に締結される米韓同盟の戦略的位置づけを示唆するものである。すなわち、極東の西側同盟網の中核日本を防衛するための最前線としての韓国の位置付けとも言い得る。と同時に、これと関連して、同算定では、台湾の位置付けについて、中国を攻撃するための基地としての可能性と、太平洋「島嶼線のひとつのリンク（a link in the offshore island chain）」という位置づけを与え、直接的に書いていないが、日本を含む日米同盟、米比同盟そしてアンザス条約を守る一部としての地位供与を示唆している。これまた、1954年の米華同盟の戦略的位置づけを予想させるものであった⁸⁸。

そのあとで、NIE-43は、日本への大きな期待を書き込み、ソ連側の成功を長期的・戦略的に脅かしているのが日本であるとする。もはや、日本の成功そして極東西側同盟網の中核としての地位が、米国政府・軍部内で当然視されているのであった。それは、極東では、日本がソ連の脅威と対抗する中心であると言わんばかりに。「現在、共産主義者支配に入っていない極東地域において、日本はソ連にとって戦略的に最も重要な存在である。日本は、極東において、共産側の軍事権益にとって最大の潜在的脅威であり、そして西太

⁸⁶ *Ibid*, pp. 83-85. 日本再軍備の詳細プロセスについては、拙著『日本再軍備への道』の第6章を参照されたい。

⁸⁷ *FRUS, 1951, Vol. VI, Part I*, p. 107.

⁸⁸ *Ibid*, p. 107.

平洋での米国防衛線の中核 (a key element) である」。と同時に、同算定は、万が一にも、日本が中ソ側に落ちることになれば、共産側には、極東唯一の工業力と多数の経験豊富な労働者・管理者を獲得することになるとし、長期的ながら、極東に反英米的な「強力で、ほぼ自立可能なパワー・コンプレックス」が出来上がることになる、と警告していた。つまり総力戦上、英米プラス日本が4.5となり、ソ連が1となるのが、英米対中ソ日となれば、単に4対1.5となる数字から、4対1.5以上という図式になるというものであった⁸⁹。

アンザス条約は、本当に、豪軍・NZ軍を中東戦線に派遣できたのか？

1951年8月末、豪州政府は、英国が望む豪州・NZ両軍の中東派遣や東南アジア防衛貢献よりも、まず米国が豪州を確実に守ってくれる条約・軍事コミットメントが確立することを重視していた。米比相互防衛条約が署名される直前の同年8月29日付電報で、新任の豪外相リチャード・G・ケーシー (Richard G. Casey) は、元豪外相で、当時駐ワシントン DC 豪州大使となり、そしてアンザス条約・対日講和条約締結のための豪州次席代表になっていたスペンダーに対して、これから結ばれる米豪 NZ 間でのアンザス条約締結を念頭に置いて、対米国メディア・対米国政界対応における基本方針を述べている。それは、極めて慎重な立場であり、とりわけ米比相互防衛条約との関係で、安易にアンザス条約がより拡大した太平洋条約へと進化することを請け負ったりすることがなきよう、また、アンザス条約運営用の協議会 (council) づくりで、条約批准までは、無理に先走ることがないようにと戒めていた。とにかく1946年以来、豪州と NZ が働きかけてきた米国による両国防衛システムの確立が目前となっていたからであった。これを受けてか、1951年9月1日にアンザス条約がサンフランシスコで結ばれた、その席でのスペンダー演説には、アンザス条約の運営方針や拡大方針などは一切言及がなく、米国との一体性を強調する発言が目立っていた。「この日、我々は、ここでそして今、我々三国人民は共通の運命を共有することを、世界に向けて宣言します (This day we here and now declare to the world that our three peoples share a common destiny.)」。それは、まるで「米国よ、俺たちをしっかりと守ってくれ」と言わんばかりであった⁹⁰。

1951年後半でも、英軍部が豪・NZ軍の中東派遣に固執した理由として、世界戦争時

⁸⁹ *Ibid.*, p. 108.

⁹⁰ ANZUS, 1951, pp. 196-199. 引用箇所は、197頁。実体化しなかった1946年における米豪 NZ 共同防衛を巡る協議については、また別の機会に論じたい。また英国側の動きの詳細については、以下の拙稿を参照されたい。拙稿「アンザス条約体制形成へのイギリスの外交・戦略的アプローチ、1951年—西側軍事同盟網内での帝国防衛権益に貢献する条約・軍事戦略形成を求めて」『総合政策研究』(関西学院大学) No. 56 (2018年3月) 1-32頁。

における中東戦線での英連邦軍の兵力不足が深刻であったことがある。JPがCOSに提出した、全世界大用の英米加合同緊急戦争計画の改定案「シンデレラ (Plan Cinderella)」(同年8月24日付)によれば、英軍部は中東での兵力不足を「深刻」(serious)と判断していた。内輪戦略に徹しても、戦争開始60日後の時点で、2 2/3個歩兵師団、1個機甲師団、1個機甲旅団の必要に対して、2個歩兵師団だけしか配置できず、ソ連軍が本格的侵攻を開始する可能性がある、180日後の時点では、5 2/3個歩兵師団、1個機甲師団、1個機甲旅団の必要に対して、機甲師団・旅団はなんとか用意できるものの、歩兵師団は2 2/3個師団の不足が予想され、270日後の時点では、1個歩兵師団と1個機甲師団がさらに必要となるため、兵力不足はより深刻になると予想されていた⁹¹。

この地上兵力不足を補うために、英国が豪州・NZ・南アフリカに期待していたのは、次のとおりであった。豪軍が戦争開始から9ヶ月目に、1個歩兵師団、12ヶ月目に、さらに1個歩兵師団、NZ軍が、戦争開始後9ヶ月目に1/3個歩兵師団、さらに3ヶ月後にもう1/3個歩兵師団、南ア軍が戦争開始後9ヶ月目に1個機甲師団を派遣することが期待されていた。しかし、これらの兵力はいずれも確約されていなかった。英軍内部では、「シンデレラ」の実行性に関して、とりわけ豪州政府はマラヤ安全保障が自国の安全に直結しているとの判断を変えておらず、豪軍の中東援軍はまだ当てにできないと見ていた。ただし豪州防衛委員会はマラヤが豪州防衛に重要であるが、死活的ではないと判断しており、あとは豪州政府をいかに説得するかが問題になっていた(ただし豪州防衛委員会も、マラヤ防衛に関しては、一応最後の最後までマラヤ領内で戦ってのちの撤退という理解であった)⁹²。

「シンデレラ」では、中東での深刻な地上兵力不足を補うために、朝鮮半島、香港そしてマラヤに展開している英軍兵力をかき集め、それらの兵力を中東に派遣することが提案されていた。具体的には、朝鮮で戦闘中の1個英連邦歩兵師団を中東へ、さらに、マラヤの1個コマンド旅団と1個歩兵旅団を中東へ派遣し、他方で、手薄になったマラヤへ、香港から撤退した部隊を派遣する、としていた。この兵力派遣で、兵力不足が解消されるわ

⁹¹ JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951); Annex I to JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951) DEFE 4/46. 中東戦線における航空兵力不足も深刻であり、開戦日において300機の不足、開戦後6ヶ月で700機の不足が予想されていた。Ibid. 豪空軍が投入する予定兵力は、開戦後3ヶ月で、3個中爆撃機中隊(24機)、2個戦闘機・地上攻撃機中隊(32機)を中心として、計90機であった。NZ空軍は、開戦2ヶ月後に、1個軽爆撃機中隊(12機)と1個中距離輸送機中隊(8機)からなる計20機が投入する予定であった。南ア空軍とローデシア空軍は、開戦3ヶ月後に、52機の爆撃機と249機の戦闘機を派遣する予定であった。それは、英空軍が派遣する16機の軽爆撃機と208機の戦闘機を大きく上回っていた。Appendix 'D' to Annex II to JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951) DEFE 4/46. 兵力不足を補うために、極東・東南アジアから、とりわけマラヤからの戦術用の3個飛行中隊等を中心に派遣することを、「シンデレラ」は提案していた。Annex I to JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951) DEFE 4/46.

⁹² Appendix 'D' to Annex II to JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951); Annex I to JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951) DEFE 4/46.

けではなかったが、中東での軍事戦略を完遂する可能性が高まると期待されていた⁹³。

また英軍は、アンザス条約が近々に締結される想定のもと、米国が豪州・NZ両国の安全保障を完全に保障すると判断しており、NZ政府はこの認識を共有しているとしていた。すなわち英国にとって、アンザス条約は、ソ連からの直接的脅威、東南アジアを南下すると予想される中国軍の脅威から、豪州・NZを防衛するものとして位置付けられていたのであった（英国にとって、アンザス条約が対日本用という側面はもともと皆無に近かったが、対中国用をこれほど重視したことはなかった）⁹⁴。

「シンデレラ」は、世界戦争において、東南アジアが死活的に重要ではないとしたものの、マラヤ防衛についてだけは、すこし留保があった。同計画によれば、全面戦争勃発時、朝鮮からの英連邦軍の撤退と香港からの避難は当然であるものの、マラヤに関しては、1個コマンド旅団をマラヤから中東に派遣するだけで、残りのマラヤ駐屯英軍兵力は、防衛が絶望的となるまで戦い続けるべきとされていた。またインドシナ防衛については、朝鮮で戦っている国連軍（英連邦軍を除く）をインドシナ防衛に投入してはどうか、と同計画は提案していた。インドシナで中国軍が苦戦をすれば、マラヤへの到達時期が遅れるのみならず、中国軍自身はその攻撃兵力を大きく失う可能性があったからであった。しかし、この提案自体が実現性に乏しく、またインドシナ防衛にはかなりの兵力が必要と算定されていた。フランスの算定では、インドシナ防衛には4個師団と13戦闘機・爆撃機中隊（squadrons）が必要であり、英国算定ではさらに2個師団と6戦闘機・爆撃機中隊が必要とされていた⁹⁵。

中東防衛兵力に関して、COSはJPよりもさらに悲観的であった。COSは9月12日会議で「シンデレラ」を検討し、次のように指摘していた。中東に派遣する予定の3個英師団ですら、英本土防衛に使用する可能性があり、マラヤからの1個コマンド旅団の撤退も不可能になるかもしれず、さらに朝鮮の英連邦軍を中東派遣することには、加豪NZが反対するかもしれなかった。他方COSにとって頭が痛いことに、香港からの英軍兵力撤退も、政府の決定事項であり明確ではなかった。また、この会議以前に、中東防衛の指揮系統再編問題が持ち上がっており、COSはトルコ重視の中東防衛に傾斜し、中東防衛組織をNATO系列に接続しようと考えていたが、外務省は時期尚早と対立していた。この文脈で、

93 Ibid.

94 Ibid.

95 Annex I to JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951) DEFE 4/46.

COSは、絶望視されている米国の中東防衛協力をまだあきらめないことで合意していた⁹⁶。

この頃、英軍部は、対ソ全面戦争勃発時から3ヶ月後、ソ連が英本土に対して空挺作戦だけでなく上陸作戦を試みる可能性を懸念していた。この脅威に対応するのであれば、中東派遣予定の英軍3個師団は英本土防衛に使用される可能性があった。全面戦争の危機を否定し得ない状況下、英本土防衛の脆弱さは、英軍部をひどく神経質にしていた。6月13日のCOS会議では、防空委員会（The Air Defence Committee）のサー・フレデリック・ブランドレット（Sir Frederick Brundrett）が、次の3年間、英本土防空能力はソ連の航空攻撃能力を退ける力がないと指摘した。そして彼は、ソ連側の長距離爆撃機基地を攻撃して、その脅威を減少させるべきと、COSとJCSが議論することを薦めた。これに対して、スレッサーはすでにこの問題を米国側と討議し始めていると答えている。しかし5日後のCOS（VCOSレベル）会議では、COS下部組織の統合情報委員会（Joint Intelligence Committee-JIC）が、ソ連軍が大陸西欧を席捲したあと、比較的短時間で20個師団を英本土に上陸させることができると報告し、COSを動揺させていた。ジョージ・クリーシー海軍軍令次長（Vice Chief of Naval Staff, George Creasy 当時大将）は20個師団規模の上陸作戦が行われる可能性を信じなかったものの、英本土侵攻作戦を防ぐには英米側が核兵器を使用することが必要か研究すべきと指摘していた。結果として、COSはJICに書き直しを命令したが、英本土の意外な脆弱性を指摘され不安になっていた。7月16日のCOS（VCOSレベル）会議で、改定JICレポートが提出されたが、開戦後90日以前に、しかも10日以内の期間で、ソ連軍20個師団が英本土に侵攻する可能性があると言われていた（地理的には、ソ連がこの上陸作戦を行うのに、ベルギー海岸の確保だけで十分であり、フランス席卷は不必要であった）。クリーシーは、ソ連にそのような輸送能力はなく、たとえ制空権を失っても英海軍は上陸阻止作戦を敢行することができ、10月から4月までは上陸作戦自体が難しい等の要因を挙げ、このJIC算定に反対した。国防相付き主席参謀将校（Chief Staff Officer to the Minister of Defence）であったサー・ケネス・マクリーン中将（Lt. Gen. Sir Kenneth McLean）は、ノルマンディー上陸作戦がいかに大変であったかを思い起こさせ、この評価が過剰にすぎると示唆した。これに対して、JICを代表してN・C・オジルヴィーフォース空軍少将（N.C. Ogilvie-Forbes）が、たとえ成功可能性が低くとも、また損害がどれほど大きくても、90日以内にソ連側が同上陸作戦を行う可能性は否定できないと固執し、上陸作戦用艦船が集中する港湾等に対する核爆撃の必要を示唆した。COSは、この上陸作戦成功算定は過剰と判断し、たとえ90日以内に

⁹⁶ “Item 2: Plan Cinderella,” Confidential Annex to COS (51) 143rd Mtg. (September 12, 1951); COS (51) 131st Mtg. (August 16, 1951); COS (51) 133rd Mtg. (August 20, 1951); JP (51) 114 (Final) (August 27, 1951) DEFE 4/46.

ソ連側が同作戦を試みても、通常爆撃で十分に対応可能としていた。とはいえ、JICがこの上陸作戦可能性にここまで固執したのは、COSにとってショックであったろう。のちに8月10日のCOS会議では、JPが再度書き直したレポートが議論された。しかし席上、今度は、COS自身が、開戦劈頭から、英本土爆撃機・戦闘機基地に対して、ソ連側が全滅覚悟の空挺作戦を敢行する可能性を挙げ、これが成功すれば西側陣営の全作戦が壊滅的打撃を受けると警告したのであった。いずれにせよ、中東派遣用の虎の子3個師団を本土防衛にまわすべきとの圧力は否定しがたい。極東での3同盟条約が締結に進むなか、皮肉にも、西側同盟網主導国たる英国の防衛システムが崩壊の危機を迎えていた⁹⁷。

もちろん英国は、必死になって、極東とりわけ日本防衛が原因となつての世界戦争が即時に勃発し、英国本土防衛さらには世界大の英国防衛システムが崩壊することを恐れるようになっていた。英軍部は、1951年8月末、ソ連との世界戦争になれば、ソ連空軍が英国本土に壊滅的打撃を与える可能性があり、米国から核爆弾50発の供与を受ける一方で、英空軍中爆撃機を使用して、ソ連側の前進航空基地を破壊することが不可欠、と考えるようになっていた。JPは、「シンデレラ」のなかでも、ソ連航空攻撃ゆえに、最悪の場合、英国本土は戦争遂行のカギを握る「主要基地」(a main base)として役に立たなくなると警告していた。他方で、同計画では、日本は英米側に立って参戦するとされていた。同年9月11日、新英国外相ハーバート・モリソン(Herbert Morrison)はアチソンに対して、米国の核使用がソ連による英国本土への破滅的核報復を招きかねない以上、協議なしに核使用されては困ると述べた。しかしアチソンは、英国の基地を使用しない核兵器使用の場合、米国大統領は英国が求める政治的拘束を受け入れられないと言いつ返した。両者は軍事協議の判断を待つことにした⁹⁸。

英国統合情報委員会(JIC)は、アンザス条約が署名された2日後(9月3日)のCOS会議で、世界戦争開始は緊迫していないとしつつも、国連軍が朝鮮に駐留し、その後ろで日本が再軍備している状況を、ソ連は決して容認しないであろうとも警告していた。つまり、日本の再軍備・総力戦国家化が、朝鮮戦争へのソ連参戦、極東大戦争さらには世界戦争の勃発を招くと警鐘を鳴らしたのである。そのうえで英国JICは、西側各国が対日平和条約を批准した場合には、ソ連は朝鮮での再攻勢に転じるだろう、と判断していた。これを

⁹⁷ "Offensive Measures which Might Be Taken to Reduce the Scale of Air Attack on the United Kingdom During the Years 1951/1957," Confidential Annex to COS (51) 97th Mtg. (June 13, 1951) DEFE 4/44; COS (51) 99 Mtg. (June 18, 1951) DEFE 4/44; COS (51) 116th Mtg. (July 16, 1951) DEFE 4/45; COS (51) 128th Mtg. (August 10, 1951) DEFE 4/46.

⁹⁸ COS (51) 501 also AD (51) 91 (August 31, 1951), DEFE 20/1. JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951); Annex II to JP (51) 75 (Final) (August 24, 1951) DEFE 4/46. Foreign Secretary to Prime Minister, No. 2899 (September 11, 1951), DEFE 20/2. 米国側の記録については、FRUS, 1951, I, pp. 880-883.

受けて、9月7日のCOS(VCOSレベル)会議で、クリーシー海軍軍令次長は、ソ連にとって、日本再軍備か朝鮮での米軍駐留かのどちらかは受け入れ可能であるが、その両方を受け入れることは「かなりきびしい」(a very bitter pill)と発言する。さらに、これらに満州爆撃か中朝・朝ソ国境への国連軍の「追撃」(hot pursuit)が加われば、ソ連にとっての状況は「許しがたく」なるかもしれない、としていた。こうした展開を避けるために、彼は米国との事前協議が重要であると念を押していた。同会議では、朝鮮の英軍筋から、米軍機が意図せずまたは命令なしに、朝ソ国境付近まで進出し同国境を越えてしまう「追撃」の懸念も報告されていた⁹⁹。

他方、9月11日の会談において、アチソンはモリソンに対して、米国には再軍備した日本軍部隊を朝鮮戦争で使用する意図はまったくなく、現在進めている日本再軍備が国内治安用にくわえて、ソ連軍の日本侵攻を抑止するためのものと言明した。と同時に、アチソンは、意図していなかったと思われるが、米国側が考えるソ連軍による北海道侵攻が世界戦争開始を意味するシナリオを示唆している。英国側の議事録原稿によれば、アチソンは警察予備隊の強化・重武装化を念頭おいて、こう述べていた。「(米)統合参謀本部は、日本で国内治安任務を現在担当している二個(米)州兵師団を朝鮮に移動することが必要となれば、日本が無防備になることを恐れている。そうなれば、ロシア人は、樺太や千島列島の基地から、北海道に空挺(攻撃)を試みることを決断するかもしれない。この危険に対して、すべての用心がなされることが重要である」。かくして英国側は、対ソ開戦理由と原爆使用を規定するうえで、米国側が考えている、日本地上軍の役割をはっきりと認識させられたのであった。すなわち、日本地上軍がソ連軍の北海道侵攻を抑止できれば、日本侵攻を戦争理由に第三次世界大戦を戦う必要はなく、ロンドンもソ連の核攻撃に曝されることはないのであった¹⁰⁰。

米国側は畳みかける。米国政府・軍部は、西側全体がソ連に対して世界戦争開始を意味する「ストップライン」を、日本に設定することを求めていた。対日講和条約そして日米安全保障条約が署名された、9月8日から5日後、9月13日の米英軍事協議で、米国側は、英国本土の基地使用を必要とする核攻撃については英国側と相談するが、日本がソ連に直接攻撃された場合や朝鮮戦争にソ連が大々的に介入してきた場合の核使用については、相談の約束をしないと断言した。日本関係のやり取りのなかで、ブラッドレーは

⁹⁹ "Item 2: Meeting with Directors of Intelligence and Directors of Plans," Confidential Annex to COS (51) 140 Mtg. (September 5, 1951); COS (51) 141 Mtg. (September 7, 1951); "Item 3: Military Action In Korea In the Event of a Breakdown In the Armistice Talks," Confidential Annex to COS (51) 141 Mtg. (September 7, 1951) DEFE 4/46.

¹⁰⁰ "United States-United Kingdom Talks at Washington: Far East: China and Korea: Draft record of the meeting which took place at 10.30 a.m. on Tuesday, 11th September, 1951," FO 371/92064.

こう述べた。「日本の状況をとりあげてみよう。あなた方の文書（ストップラインについての英軍文書 COS (51) 106）では討議していないが。もしソ連が日本に飛びかかってくれば、我々は全面戦争に突入し、核爆弾の使用を恐らく薦めるであろう。日本は戦略的に我々（米国）にとって、彼ら（ソ連）にとってのソ連中央部と同じくらい重要である」。英軍文書 COS(51)106に書かれていないにもかかわらず、英軍代表エリオットは、日本防衛を全面戦争開始理由とし、核兵器を使用することもやむをえないと認めた。大胆な譲歩であった。と同時に、エリオットはそんな場合でも、米国側は英国側と協議すべきと要求した。英国側は、どこまでも極東での米国の核使用をコントロールしようとしていたのである。これに対して、コリンズは冷たく述べた。「ソ連が日本を攻撃すれば、我々は単独でも戦争に踏み切るだろうし、原爆も使用するだろう。イギリス（本土）の基地は関係ない」¹⁰¹。

米国は、かたくなに極東問題での核使用事前協議を拒否した。米国側は、核使用と全面戦争開始を同一視していなかった。したがって、極東での核使用は、英国の影響外に置くつもりであった（しかし米国側も、在日米軍への攻撃はかなりの確率で、米ソ全面戦争になると考えていたが）。同日、英米軍事—政治協議も開かれたが、軍事協議と同じラインで話が進んだ。席上、ニッツは、日本問題を取り上げ、英国側との間で「深刻な不都合」があると指摘した。エリオットは、すでに軍事協議で、この点については譲っていたので、事前協議の有無だけが問題であると固執した。これに対しても、ニッツは冷たく、「たとえ協議問題だけであろうと、我々はコミットメントをしない」と言い切ったのであった。このあと、ブラッドレーはエリオットに、新極東連合軍最高司令官マシュー・B・リッジウェー米陸軍大将（Matthew B. Ridgway）が JCS 以上に、ソ連による日本侵攻の可能性を恐れていると伝え、「ソ連が在日米軍を攻撃すれば、アメリカはソ連と戦争に突入し、それは地域的なものに留まらない」と強調した。英国にとって、これは日本防衛のための対ソ全面戦争（すなわち核戦争）、そして英本土へのソ連の大航空攻撃を意味した。あえて彼らの心中に踏み込むならば、相当のショックだったことが推察される。9月27日の米国側メモは、ソ連は原爆数を50個、B-29のコピーであるT-4を600～700機保有していると計算していた。T-4の航続距離では、米国主要爆撃目標に対してソ連領土から片道攻撃するしかな

¹⁰¹ "Summary of Note Recorded by the Secretary and Deputy Secretary, Joint Chiefs of Staff at United States-United Kingdom Military Conference, Held in Room 2C-923, the Pentagon on Thursday, 13 September, 1951, at 1000," DEFE 20/1. またブラッドレーは次のように述べて、ソ連軍が朝鮮半島の英米軍に対して、正式かつ大規模な攻撃を行った場合も、第三次世界大戦の開始理由とすると示唆していた。「朝鮮は他の状況で。そこで、あなた方は我々といっしょである」。Ibid.

かったが、英国主要爆撃目標には楽に到達し帰投できるのであった¹⁰²。

かくして当時の英軍の帝国防衛体制全体を見れば、完全崩壊の危機を迎えているがごとき状況となった。英国本土防衛は急に確信が持てなくなり、極東では、米国が日本に「ストップライン」を設定することに固執し、極東問題からの世界大戦勃発可能性が生まれていた。しかもそれ以前から、中東の英連邦防衛体制はすでに混乱状態であり、東南アジアの西側防衛態勢はもっとひどい状態、すなわち対応策の組織化もできていない状態であった。要するに、西側防衛システムでの英国担当諸地域が崩壊の危機に直面していた。英国政府・軍部が考えた対応策は、各戦線への米軍組み入れであった。しかも現地同盟諸国との良好な関係をうまく構築するタクトも求められていた。

英国政府・軍部から見て、東南アジア防衛の強化では、とりわけそのタクトが求められていた。中東防衛を可能にする前提として、東南アジア防衛には、安上りと確実性が求められていた。すなわち東南アジアは、世界大戦では決定的戦線となり得ないが、英国にとって、その帝国維持のために東南アジアの経済権益は欠かせず、現地での安上りの西側支配を確保する必要があった。しかも難物フランスの稚拙な植民地戦争にできるだけ関与せず、と同時に、フランスが敗北しないようにする諸策も用意する必要があった。東南アジア防衛に関する1951年8月27日付JPレポートは、フランスは英米仏間での「可能な限り高レベルの軍事協議」(the “highest possible military level”)を開催し、インドシナ防衛への英米軍事コミットメントを求めているが、英米とも対仏軍事協議は低レベルの開催のみとし、同コミットメントも避けようとしている、と記していた。インドシナ防衛に関しては、中国だけによる侵攻(限定戦争)に対抗する場合でも、英米仏が必要な兵力を準備できないのみならず、世界戦争の場合は、英米にとってインドシナ防衛自体が戦略的意味を持たなかった。この状況では、英軍部が、東南アジアでNATO型防衛条約を結ぶのは「時期尚早」と判断していたのは当然と言える。しかし彼等にしても、「なんらかの地域的同盟が、やがて形成され価値を持つかもしれない」(some form of regional association may be found in due course to be of value)とは考えていたのである。それは、英軍部にとって、東南アジア防衛体制の樹立に向けての第一歩とも言えるものであった。その気にさせていた最大要因は、対中戦争でも、世界大戦でも防衛できない東南アジアであったが、地域内共産主義者による軍事行動に対しては、英仏および東南アジア各国政府はなんとか制圧し得るという状況判断が存在していたことにある。8月27日付レポートは、地域内共産主

¹⁰² *FRUS, 1951, I*, pp. 886-887; p. 889. Elliot to COS, ELL 195 (October 29, 1951) DEFE 20/2. “To All Holders of SE-13: Revised Paragraph 2b of SE-13 Approved by the Intelligence Advisory Committee on 27 September 1951,” PSF, NSC Meeting, Box 215, the Harry S. Truman Library, Independence, Missouri, USA.

義者の脅威評価に関して、まだまだ楽観的であり、インドシナですらフランスが支配的であると、マラヤでも英国側が「コントロール」できていると認識していた。タイについても、差し迫った地域内共産主義者の脅威はなく、軍事組織と装備の強化が求められていたにすぎない。ビルマについては、地域内共産主義者の騒乱が進行中で、共産側が「イニシアティブ」を握っているとされ、外部からの支援と政府側の対応が求められていた。また、対中限定戦争の場合、インドシナでのフランスの抵抗を最大限に引き出せば、マラヤ防衛のためのうまい時間稼ぎとなることは明白にあった。マラヤ防衛のために、タイ領内のソングクラ地域に英国防衛陣地を完成させるのに必要な時間は4ヶ月と算定されていたし、より多くの時間があれば、英国が世界情勢を判断しながら、マラヤ防衛に世界の他地域から英連邦兵力をかき集めることは決して不可能ではなかった。これらのこと踏まえ、英軍部は、英米仏の低レベル軍事協議には意味があるとしていた。ただし、この軍事協議では、世界大戦になった場合の東南アジア防衛については、フランス側と一切議論せず、たとえ仏側がそれを持ち出しても、英国側は香港・マラヤで精一杯であり、「前もって」フランス側を援助できる立場にないと答える方針であった。その一方で英軍部は、締結予定のアンザス条約により、米国と豪州・NZとの関係が密接になり、東南アジア防衛計画研究に米国が参加する方向に向かうと期待していた。その意味では、英軍部はアンザス条約を利用して、米国を複雑な東南アジア防衛に組み込もうと考え始めていたのである。つまり、同条約とANZAMとの間にリンクをまず設け、そのうえでフランス等関係国を組み込む方向であったと言っている¹⁰³。

このタイミングで、豪州防衛委員会は英国側を勇気づけるかのように、全面戦争における英戦略構想と同様の内容を持つ「アンザム地域防衛用戦略構想」(Strategic Concept for the Defence of the Anzam Area)を英国側に提出する。ここでは、マラヤは豪州・NZ安全保障に死活的ではないとされ、中東防衛への豪・NZ両軍の派遣が可能とされていた。しかし、同構想は、豪州政府の承認を得たものではなかった。豪州政府内では、太平洋戦争時の経験から、マラヤ喪失は多大な政治不安に結びつくとの懸念が、まだ存在していた。これに対して、JPはアンザス条約により、マラヤ陥落の場合ですら、米国が豪州領土を直接的脅威から防衛してくれると強調していた。英軍部内で、世界戦争時、アンザス条約を対中国軍用とし、つまり米軍が中国の脅威から豪州・NZを防衛してくれるので、豪州・NZは安心して中東への兵力派遣ができると考え、それを政治的に可能にする防衛条約がアンザス条約であるとの考えが定着してきていた。9月21日のCOS会議で、この

¹⁰³ JP (51) 151 (Final) (August 27, 1951); "(A) Defence Planning-South East Asia," Confidential Annex to COS (51) 139th Mtg. (September 3, 1951) DEFE 4/46.

戦略構想が議論され、COSはこれを歓迎したのみならず、JPの意見も支持した¹⁰⁴。

この頃の豪州政府の関心は、署名されたばかりのアンザス条約をいかに実体化するかであった。スペンダー駐ワシントンDC豪州大使は、1951年9月20日付豪外相宛電報で、この実体化を進めるためには、米国政府・軍部への最初のアプローチが最も重要としたうえで、彼の見解として、3カ国協議会の設定・運営開始を第1の課題とすべきとしていた。また1週間後の9月27日付同大使宛書簡で、ワシントンDC駐在の豪州軍統合軍使節長フレデリック・R・W・シャージャ空軍少将（Frederick R. W. Scherger, Air Vice Marshal, Head of Australian Joint Service Staff, Washington）は、アンザム地域防衛における英豪軍事組織を参考にした形での軍事組織づくりを提案している。その一方で、將軍は、協議会の設置場所をワシントンとすることを提案し、その理由として、世界大戦が勃発した場合には英米連合参謀本部（CCS）が常時設定・運用され、かつ米加からの兵站援助を協議しやすくできるメリットを挙げていた。とにかく豪州政府・軍部は、米国からの防衛コミットメントの実体化を重視して、そのうえで、西側同盟ネットワーク内でのアンザス条約の地位向上を進めるつもりであった、と思われる¹⁰⁵。

その一方で英軍部は、フランスが提案する様々なインドシナ防衛策が、ただでさえ複雑な英連邦の東南アジア・ANZAM地域防衛態勢の足を引っ張ることがないように気を配っていた。仏側は、ジャホール防衛案を提出していた。その内容は、ベトナムのトンキン地域に兵力を集中し、マラヤ防衛はシンガポール対岸のジャホール地域に橋頭堡を築いて守るというものであった。もちろん英国側は、この防衛案であれば、マラヤの大半を失いかねず、最終的にジャホールの防衛もできないと判断していた。また、ベトナムにおけるフランスの軍事的努力を支える、一大兵站基地をシンガポールに設営する案に関しても、研究の結果、シンガポールがあまりに大きな備蓄必要量を満たし得ないことが明白になった。かくして、英軍部は米国の力を動員する方向を探る。すなわち仏側の必要を満たすために、シンガポールだけでなくフィリピンの米国側兵站基地を利用することを模索する。この文脈で、10月4日、COSはインドシナ駐留フランス連合軍司令官ジャン・ド・ラットル・ド・タシニー元帥（Marshal Jean de Lattre de Tassigny）と会談する。彼は、中国軍の直接介入がなければ、

¹⁰⁴ JP (51) 118 (Final) (September 13, 1951) DEFE 4/47. フィリップ・A・M・マクブライド豪国防相代理（Acting Minister of Defence Phillip A. M. McBride）は、マラヤ問題と豪州世論の関係を心配する書簡を英国政府に送りつけていた。JP (51) 120 (Final) (September 13, 1951) DEFE 4/47. この時期、英軍部は、世界戦争時、マラヤへの中国軍侵攻を戦争開始後9ヶ月半と予想し、1個英グルカ歩兵師団と1個歩兵旅団を中心にした部隊がマラヤを防衛するという方針を取っていた。“Appendix to Letter from Mr. Shinwell to Mr. McBride: the Threat to Malaya,” Appendix to Annex to JP (51) 120 (Final) (September 13, 1951); “Item 4: Strategic Concept for the Anzam Area,” Confidential Annex to COS (51) 148th Mtg. (September 21, 1951) DEFE 4/47.

¹⁰⁵ ANZUS, 1951, pp. 200-202.

2年以内にベトナムのベトミン勢力との戦闘が終了するであろうという楽観論を提出する一方で、中国軍の危険と英米からの軍事援助の重要性を強調していた¹⁰⁶。

1951年3月から10月まで、英国政府・軍部にとって、世界戦争が勃発した場合、中東防衛は極めて厳しくなり得る状況にあった。豪州政府の姿勢ゆえに、豪軍兵力の中東派遣は絶対に当てになるとは限らなかったし、それ以上に、英本土防衛問題の新たな展開ゆえに、英国本土からの3個師団すら中東に派遣できない可能性があった。それに比べれば、中国との限定戦争になった場合の東南アジア戦略では、楽観が支配していた。この楽観の裏には、東南アジアの各地域での国内的軍事・治安状況の改善があった。そして朝鮮戦争でも、英軍部にとって望ましい進展があった。英国側からすれば、マッカーサーによる私戦イコール対中戦争の恐れが、彼の解任という形で決着がつく一方、国連軍が中国軍を朝鮮で消耗させ得る望ましい軍事状況が展開していた。まだまだ中国が東南アジアへ侵攻する可能性はゼロではなかったが、1950年12月から1951年1月の緊張の日々とは比べようもなかった。中東と欧州での兵力不足と極東軍事情勢の好転のなかで、アンザス条約をつうじて、米国による豪州・NZ安全保障の促進は、対ソ対日というよりも、対ソ対中という色彩を濃くして、英連邦防衛に貢献していた。実際には破れ笠状態であった、東地中海-中東-南アジア-東南アジアという英連邦防衛担当地域において、アンザス条約体制は数少ない頼れる防衛的支柱であり、米国の東南アジア関与さらには中東関与への道を開く存在でもあった。それは、地盤沈下が激しい、英帝国防衛のなかでも一筋の光明とも言えるものであった。その観点から、この後、英国側はアンザス条約への英国参加を米豪NZに打診するのであった。

しかし豪州政府には、この英国側のアンザス条約参加を全面的に支援するつもりも、余裕もなかったとすべきか。豪州政府・軍部内での重要な動きは、1951年11月8日にメンジーズ豪首相がケーシー豪外相に送った電報であり、そのなかでアンザス条約締結から、他の拡大安保取り決めへの進展につながる動きを控えるように厳命していた。その理由として、豪首相は、第1に、まだアンザス条約は批准されておらず、1946年以来の豪州側努力が実って、やっと「我々の歴史で初めて、米国からの安全保障の保証 (for the first time in our history an American guarantee of security)」を得たのであり、批准以前の安易な安保取り決め拡大で、この保証を失ってはならないとした¹⁰⁷。

第2に、豪首相は、豪州が安易に安保取り決め拡大協議に乗れば、豪州世論が混乱することを恐れていた。彼によれば、拡大協議が始まれば、豪州世論のなかで、アジア諸国

¹⁰⁶ JP (51) 152 (Final) (August 27, 1951) DEFE 4/46; PAO/P (51) 63 (September 27, 1951); JP (51) 162 (Final) (October 1, 1951); COS (51) 155th Mtg. (October 4, 1951) DEFE 4/47.

¹⁰⁷ ANZUS, 1951, p. 209.

支援に反対する意見が支配的となり、豪州政府が動けなくなる展開が起こる可能性があり、はたまた反対に、豪州世論が東南アジア防衛に積極的にコミットすることを求めて、英国が望む中東への豪軍派遣ができなくなる可能性を指摘していた¹⁰⁸。

第3に、彼は、英国が、英国傘下にある領域を防衛するの でなければ、アジアでの拡大安全保障システムに反対していることを指摘していた。さらに、英国反対のもとで、拡大安保取り決めをアジアに拡大するとなれば、そもそも米国がこれに乗って来るのか怪しくなると示唆していた。彼は、米国がアジアでのこれ以上の拡大安保体制づくりに乗り気ではないと見ていた。そのうえで首相は、今一度、豪州にとっては、米国による豪州防衛コミットメントを確保し続けることが最重要であり、豪州にとって、十分な権益をもたらさない海外防衛責務を担ってはならないとしていた¹⁰⁹。

豪州首相からすれば、この時点で、英仏蘭の帝国主義防衛用「番人」にされてはならず、また暗に自国防衛重視の観点からは、米国との協調姿勢こそが、英国との「義理」よりも重要という判断であった、と思われる。つまり、彼のなかでは、米国による豪州防衛確保、対ソ全面戦争時の中東防衛貢献、そして対中あるいはその他の限定脅威に対する東南アジア防衛という優先順位であったと思われる。ただし首相は、中東派遣はともかく、いったん米国による豪州防衛を確保した以上、大陸東南アジアからの中国あるいは諸共産勢力の脅威については、豪州軍を即時投入すべきものとは思っていなかった模様である。その観点から、彼は米国に働きかけ、米国が軍事的防衛コミットメントを大陸東南アジア諸国に与えるよりも、直接的兵力投下なき軍事・経済支援に留めたレベルの支援を推進するよう にすべきとした。これであれば、豪州軍が帝国主義防衛に巻き込まれる可能性が激減すると見ていた、と思われる。ロンドンの英国政府・軍部が懸念していた、豪州が大陸東南アジア防衛を重視しており、中東派遣がなおざりにされるとの認識は、豪州首相に関する限り、杞憂であった（豪軍首脳部はそうでもなかったろうが）。実際、彼の内閣は、1951年12月4日、英国政府に対して、世界戦争時、豪州は中東に陸軍部隊および航空戦力を派遣予定であると伝えることで合意した¹¹⁰。

米国政府・軍部内の極東での西側同盟網固定論の定着

あとから見れば、3つの同盟条約署名から批准まで、米国政府・軍部は世界戦争で極東の西側同盟網がうまく機能するように、石橋を叩いていた。へたに新規安全保障条約開

¹⁰⁸ *Ibid.*, p. 210.

¹⁰⁹ *Ibid.*, p. 210.

¹¹⁰ *Ibid.*, p. 210. 1951年12月4日の豪州内閣合意については、*Ibid.*, p. 213.

拓や、大陸東南アジアへの兵力派遣検討など、行わないようにしていた。その観点から、英国に保守党政権が新たに成立し、同政権が米国に大陸東南アジアの防衛コミットメントを求めているというわさが、新たな懸念となっていたが。それぐらいでは、米国政府・軍部のなかに根付いている、英米主導で世界大の西側同盟ネットワークを運営することが揺るぐことはなかった。

1951年10月25日の英国総選挙で保守党が勝利し、サー・ウィンストン・S・チャーチル(Sir Winston S. Churchill)が率いる保守党が政権につくことになる。チャーチル政権が、労働党政権下の3条約締結による極東防衛システムを拡大して、米国にユーラシア大陸内の東南アジア諸国を防衛させようとする動きが出始めていた。最初は、極めてあいまいな動きであった。米國務省側による1951年11月9日付会話録によれば、駐バンコク英国大使G・T・S・A・ウォーリンガー(G.T.S.A. Wallinger)が米国側のウィリアム・T・ターナー公使(William T. Turner)に伝えたところでは、タイ軍統合計画部長ハーン・ソングラム中將(Lt. Gen. Harn Songgram, Chief of the Joint Staff Department, Ministry of Defense)が間接的にウォーリンガーのスタッフに接近し、NATOに沿った地域条約あるいは太平洋防衛条約の可能性を模索してきたという。さらに英国大使は、タイがその方向に動くことに備えて、米国側の意向を尋ねていた。ただしウォーリンガーは、この時点では、まだ、英国は3同盟条約以上の拡大を望まない姿勢を保っていたが。これに対して、ターナーはタイとの関係について、米国はすぐに防衛条約を結ぶつもりはないと伝えている。しかし11月末になると、駐ロンドン米国大使ウォルター・ギフォード(Walter Gifford)はアチソン國務長官に対して、同月28日付電報で、英国政府の諸組織が東南アジア防衛を再検討していると伝え、問題が拡大すれば手に負えないと示唆し、タイ防衛条約が結ばれるなら、インドはどう反応するだろうと警告していた。そのうえで英国側は、フランスと東南アジア防衛再検討を話す前に、英米協議を考えている、と伝えていた。これに対して、國務省はすぐに対応する。ジェームズ・E・ウェブ(James E. Webb)國務長官代理の名前でギフォードに対して、12月1日付電報で、こう述べていた。英国政府が東南アジア防衛を再検討していると認識し、そのうえで、英米両政府首脳間の合意だけが、この同盟網拡大可能性を抑え込めるとし、まず英米間だけの議論に留め、かつ「太平洋条約の拡大のような正式防衛取り決めは時期尚早」という判断を伝えていた¹¹¹。

ここから米國務省は、あり得るかもしれない極東での西側同盟網拡大を抑え込むべく、チャーチル返咲き政権との英米首脳会談で、同盟網拡大反対の論陣を張るべく、その準備に入っていく。その方針は、米軍部に反対論を言わせるというものであった。それがうま

¹¹¹ FRUS, 1951, VI, Pt. I., pp. 254-255 ; p. 258.

くいく前に、有難いことに、豪州政府は大陸東南アジアへの防衛条約網拡大に反対してくれていた。12月10日付会話録によれば、ワシントンを訪問中の豪州外相リチャード・ケーシー (Richard Casey) は米国国務省側に対して、自らの東南アジア旅行・交流との経験から、諸国間の交流・共有の大事さを認めつつも、「東南アジア諸国のいくつかの国々を(防衛同盟)に組み入れることは、いくつかの港あるいは航空基地(以外)、相互防衛に貢献できない「弱き姉妹たち(weak sisters)」を加えることになる」と警告していた。豪州は、署名されたばかりのアンザス条約が組織・制度的に整備されることに関心があったが、同盟網の拡大にはまったく興味を持っていなかったのである。これは、米国政府・軍部を勇気づけるものであった。さらに、1952年1月に予定されていた英米首脳会談に備え、国務省内での準備運営班(Steering Group)は、1951年12月20日に「太平洋安全保障条約(A Pacific Security Pact)」と題した米国側準備文書を草稿として完成させている。そこでは、英米主導で、極東での西側同盟網運営を行うことを大前提とし、そのうえで、英米両者にとって、ウィン・ウィンとなる方向性を大切にしていた。この姿勢のうえで、同草稿は、米国の政治的諸目的について次のように要約していた。

合衆国の諸目的

1. 日本—琉球諸島—フィリピン—オーストラリア(から成る) 島嶼防衛線の安全保障を維持する、中共政権から台湾を防衛する(to deny Formosa to the Chinese Communist regime)、南・東南アジアでの共産主義侵略を防止する。
2. すでに合衆国と同盟化した諸国、すなわち日本、フィリピン、オーストラリアそしてニュージーランド以外のアジア諸国との二国間あるいは多国間ベースの安全保障取り決めの望ましさについて検討する。

他方で、同草稿では、英国側の立場について、再検討しているが、3同盟以上の拡大を追求しないとの想定を行っている。「連合王国は、東南アジアにおける相互に関心がある諸問題において、より緊密なる合衆国との協力を求めていると思われる一方で、連合王国はおそらく、現在の太平洋での諸防衛取り決めに拡大することは時期尚早と信じているだろう」。ここでは、ギフォードやウェブの懸念は消えている。それは、英国側は米国との関係をより重視したうえで、極東での同盟ネットワーク拡大を行うという、英米主導の西側全体運営の観点から、英国は米国に同調してくれるとの理解でもあったろう¹¹²。

そのうえで、同草稿は日本を重視しており、最終的に日本が極東での西側同盟網の中心

¹¹² *Ibid.*, pp. 260-262.

となり、日本が他の国との防衛取り決めに積極的に関与していくことを重視していた。「とりわけ重要なことは、最終的に、日本が多極的な諸安全保障取り決めに組み込まれるべきことである」。とはいえ米國務省は、尚早に、これを実現することは無理と理解しており、インドネシアを取り込むことの難しさや、大陸東南アジア諸国をいかに組み込んでいくかについて、「最も注意深い考慮 (most careful consideration)」が必要としていた（これらの問題は、2020年代でも解決していないが）。さらに同草稿は、目先、3条約とも批准プロセスが終わっていないため、拙速な次の安保条約づくりは、控えるべきとしていた¹¹³。

ただし微妙にも、次の安保条約を排除していなかった。「この（極東）地域での更なる（防衛）コミットメント（複数形）の引き受けは、最も注意深い考慮がある案件でなければならず、さらに、当然ながら、多くは関連各国の防衛貢献の志向と能力に依存している」。つまり「最も注意深い考慮」があれば、議論はでき、それらを進めるのは、防衛上のやる気と能力を重視するとしている。実利的な、つまり西側陣営全体への具体的貢献を意識していたとも言い得る。とはいえ、どこまでも、米国政府は即座にそれらに着手すべきとはしていなかったが。しかも同草稿は、英米主導という西側陣営の枠組みのなかで、つまり英米間での常時交渉・連絡を通じてこの問題を解決する姿勢を打ち出していた。「しかしながら、我々はこの重要な問題について、英国政府と常時接触を保ち続けることを願うだろう」。世界規模での英米協力を再前提として、西側同盟網の拡大を当然としていたのであった¹¹⁴。

しかしJCSは、この拡大余地を嫌った。新国防長官ロバート・A・ローベット (Robert A. Lovett) がアチソン國務長官に送った1952年1月2日付メモに添付された、1951年12月28日付国防長官宛メモで、JCSは同草案の拡大余地を「合衆国が、目的と構造でNATO（北大西洋条約機構）と似た、太平洋地域条約形成を望んでいる」と読み、それに「軍事的観点」から反対したのであった。その「軍事的観点」とは、米軍兵力の地球大オーバーコミットメントに反対する観点であった。

「彼ら (JCS) が強くおす意見は (次のとおりである)。とりわけ世界規模の現在合衆国諸軍事コミットメントの大いなる範囲と領域を視野に置けば、現在の合衆国 (軍事) 能力は、追加的諸軍事コミットメントを求める太平洋地域での、新規の諸 (安全保障) 取り決め、あるいは現在の諸 (安全保障) 取り決めの拡大を支えられない。当該文書 (草案) が示唆するように、合衆国が諸コミットメントを拡大するのであれば、そのような拡大を支える

¹¹³ *Ibid.*, p. 262.

¹¹⁴ *Ibid.*, p. 262.

合衆国軍事力の対応的増強をもたらす動きが先行せねばならない」。

極論すると、世界戦争に勝つという観点から兵力展開し、それを支えるために、政治的
同盟を結ぶのなら分かるが、政治的支えとしての軍事同盟を作り、それに多大なる兵力を
投入すれば、世界戦争勝利が危うくなりかねないという観点でもあった。そのうえで、代
案とすべきか、JCSは、すでに同盟を結んだ日比豪 NZ 以外の他の太平洋諸国について、
彼らが治安維持・近隣自衛能力を持つという「意志と決意 (will and determination)」
をはっきり示すまで、彼らの防衛は国連の枠組みのなかで処理すべきとしていた¹¹⁵。

この激しい JCS 批判をうけて、國務省内では、1951年12月20日付草案の一部を変更
し、その拡大余地をさらに削っていた。1952年1月2日付の英米首脳会談用政策方針書「太
平洋安全保障条約」では、修正部分として、「(国際) 諸状況が変わるまで、そしてそれが
なければ、この時点で、現在の太平洋 (安全保障) 諸取り決めを拡大するためのいかなる
行動も採るべきでない」としていた。この姿勢を採ることで、米国が大陸東南アジアに軍
事コミットすることが消滅していたとともに、日本が極東での西側同盟網の中心として他の
安全保障体制と連結・進化する方向性も消えているように読めるが¹¹⁶。

他方で、米国政府・軍部が採っていた同盟網拡大反対姿勢の一方で、この時期には、
英国政府・軍部が考える豪州・NZ 両軍による中東防衛策は、当面、うまくいっていたよ
うである。1951年12月4日、対ソ世界戦争が勃発した場合には、中東用に装備・訓練さ
れた豪陸軍・空軍部隊を派遣すると、豪州内閣は英国政府に伝えることに正式に合意し
た。これは英国外交の勝利と言い得る結果であった。ただし皮肉にも、そう決めた豪州政
府が、1952年をつうじて東南アジア情勢が緊迫化すると中東派兵に及び腰となり、1953
年初めには、英国政府自体が中東派兵縮小に合意する姿勢を見せ始めたという。西側
軍事同盟網を動かす軍事戦略的ダイナミズムには、安易な定着がないということでもあっ
た¹¹⁷。

まとめ

本論文の主張は、極東の西側同盟ネットワーク形成の第1期と言うべき、1951年8月末
から9月上旬にかけて締結された、米比相互防衛条約、アンザス条約そして日米安全保障
条約は、基本的に、西側陣営主導国であった英米による、地球大の戦略・軍事の方針に

¹¹⁵ *Ibid*, p. 263.

¹¹⁶ *Ibid*, p. 265.

¹¹⁷ *The ANZUS Treaty 1951*, p. 213.

関する考慮・協議によって規定されたものであった、というものである（序文に述べた世界大の西側同盟ネットワーク運営の詳細な全容解明については、別の機会に譲るが）。もちろん、3条約締結にあたっては、極東地域における目先の戦略・軍事の方針・考慮もあり、また日比豪 NZ の政治的計算・志向・働きかけもあったことは事実だ。が、しかし、それでも、地球大の、つまり西側陣営全体の戦略・軍事システムが極東の西側同盟網の性格規定・基本的運用方針決定において、圧倒的役割を果たしたことは否定しがたい。

英米が論争・協議後にたどり着いた、極東の西側同盟網の性格および基本的運用方針についてのコンセンサスには、英米各々が求めたものと妥協できたものが巧みに組み合わされていた。一言でいえば、米国が求めたものは、日本を新たな地球大レベルの西側パートナーとして育成し、日本に世界戦争遂行上の総力戦能力での貢献を求め、かつアジア冷戦での西側モデル社会形成という政治闘争上の貢献を求めている。英国が求めたものは、日本を新たな軍事的脅威とすることなく、日本に対ソ・対中極東防衛ラインを設定し、それをつうじて、豪州・NZ が懸念する日本の脅威と中ソの脅威から豪 NZ を守る一方で、米海軍が豪・NZ 防衛を担当し、それによって自由になった豪・NZ 地上軍・戦術航空兵力が崩壊状態にある中東地域防衛に派遣され得る戦略・軍事的システムを導入することであった。結果的に、英米はうまく折り合い、米国は、米軍が求めている日本防衛への豪・NZ 軍派遣をあきらめ、英国は、日本防衛を世界戦争開始事由として認めたくなかったが、米国の希望を受け入れた。その結果、英国は米国主導の日本パートナー化を受け入れ、米国は英国が求めた豪・NZ 軍の中東派遣を受け入れた。結果的には、英米間では、合格点以上のウィン-ウィン結論であったとすべきか。

英米協議によって成立した、極東の西側同盟網の性格および基本的運用方針とは、どのようなものであったのだろうか。そこには、完全と言い得るほどの英米合意があったのだろうか。実は、西側主導国である英米といえども、最重要の世界戦争方針においてすら、微妙な違いがあった。が、それは、英米の世界戦争方針全体を揺るがすほどの違いではなかった。

第1に、英米は、短期的かつ中長期的に、日本を対ソ連用総力戦パートナーとして育成・組み入れることに合意していた。それは、短期的つまり1951年から2～3年間、世界戦争において、英米が「大陸西欧をソ連侵攻から守れない」＝「大陸西欧は当面の世界戦争では西側に貢献できない」と計算していたがゆえに、世界戦争での日本の大きな期待と、それにとまなう高い地位を保証することを考えていた。目先の世界戦争＝同盟総力戦での西側陣営の地域別優先順位は、米国が、第1に米国本土と英加、第2に日本、第3に大陸西欧、第4に日本以外の極東、そして第5に中東というものであり、英国が、第1に英国本土と米加、第2に中東、第3に極東、そして第4に大陸西欧であった、とすべきか。た

だし英米共に、中長期的ながら、つまり1954年以降に西側が大陸西欧を防衛できる地上兵力育成に成功すれば、英米ともに、第1に英米加、第2に大陸西欧、第3に中東そして第4に極東という方針に戻れると計算していた（結果的には、このように単純に展開しなかったが）。

第2に、英米ともに、アジア冷戦を戦ううえで、日本がアジア共産主義勢力との政治・社会・思想的競争に負けない西側アジアを作ることに貢献できると期待していた（ただし英国には、日本占領=改革に必死だった米国ほどの思い入れも努力もなかったが）。詳しい議論・検証は、他の機会に譲らねばならないが、日米間では、学者アイケンベリーが言う「安全保障共同体」づくりが進み、その結果、日本国内での中ソ寄り共産主義勢力が縮小し、独立色が強い共産主義勢力がかるうじて生きながらえる展開となった。さらには、日本国内での主要対外政策議論は、西側寄りか中立化という論点に集中し、中ソ寄りの日本像は問題外となる。しかも日本の民主主義は、英米が望む形の民主主義運営を踏襲し、それ以上に、日本社会全体に米国人そして米国文化への愛着が根付き始め、反米は少数知的エリートの「知ったかぶり」と見られはじめていく。アジアでは、日本が、中国とベトナムでの共産主義成功に対抗できる西側社会モデルを創造し、かつそれを他のアジア社会に例示していたのであった。

第3に、西側同盟ネットワーク自体が、冷戦での日本のあり方に大きな影響を与え続ける構造を作っていた。米国が求めた世界戦争での総力戦パートナーとしての将来日本像と、英豪 NZ 比が求めた侵略性なき将来日本像がぶつかり合い、しかし結果として、うまく折り合って、熱戦でなく、冷戦で西側に貢献する日本を作り出した。すなわち西側同盟網全体が、二つの像のぶつかり合いのなかで合意したのは、日本はアジアの諸限定戦争に関与しないが、むしろ冷戦での西側モデル創造・追求で貢献する。ただし世界戦争になれば、日本は総力戦遂行国としてフル活動するというものであった。このことは、西側同盟網が日本の対外的性格を規定したとも言い得る。結果的に、冷戦期には世界戦争がなかったため、日本は平和を享受し続け、限定戦争への直接的軍事関与を一切せず、しかし西側陣営の政治・社会・思想闘争での成功モデルとして機能し続けた。日本国内での展開も、日本のあり方に大きな影響を与えたと言い得るが、西側同盟網は、米国のみならず、米国以外の西側諸国に、日本のあり方に無視できない影響力を与える構造を持っていた、とすべきか。

第4に、極東での第1期同盟形成がハブ・アンド・スポークス型となった理由として、1951年当時、比豪 NZ 世論には、まだ旧敵日本を同盟国として受け入れる精神的用意が到底なかったことを挙げねばならない。米国政府・軍部そして米国世論にとっては、5年余の占領期間に養った日米間の信頼感があり、とりわけ占領者あるいは教育者・宣教師と

して日本にやってきた米国人たちは、信頼できる日本人像を米国社会に伝えていた。もちろん豪州は広島地域で占領経験があったものの、それは例外的であり、豪州世論を変えるほどではなかった。比豪 NZ 全体としては、信頼できる日本像が行き渡るはずもなかった、とすべきか。この世論の「壁」は、日米安全保障条約成立を妨害するほどにはならなかったが、到底、太平洋条約を阻止するほど潜在的に強かったとは言い得る。もちろんそれ以上に、英国側の戦略的計算と働きかけが主因となって、太平洋条約が消滅したとすべきであるが。今日、この比豪 NZ 世論の「壁」はない。ハブ・アンド・スポークス型を作らねばならなかった理由のひとつは、過去70年余の日本と比豪 NZ との交流の結果、消滅しているとすべきか（現在は同型ネットワークを維持する別の理由がある）。

1951年における極東の西側同盟網形成においては、英米主導の西側同盟網運営に基礎があり、それにもとづく、世界大の戦略的拘束によって、極東の西側同盟網づくりが性格づけられたとすべきか。この全体性の理解なしに、極東の個々の西側同盟を個別に理解することは、「木を見て森を見ず」の誹りを免れない。それにしても、懸念されるのは、いまだに国際関係論を専門とする国際的な一流学者たちが、この世界大の西側同盟網における主導国英米の拘束・影響力を理解せず、また両国の大戦略的・軍事的関係詳細を踏まえた議論を行っていないことである。この冷戦期の同盟論に関する、いや同盟論全体に関する、「迷走」はまだ続くのだろうか。